

決算審査特別委員会

9月13日（金）午後2時20分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
 - 3 副委員長の互選について
 - 4 決算審査順番
 - 5 決算事業現地調査
 - 6 その他

○出席委員（11名）

1番	佐藤弘美委員	2番	竹内隆哲委員
3番	橋本将委員	4番	宮本大裕委員
5番	小林智委員	6番	藤野和美委員
7番	吉本秀二委員	8番	畠山美幸委員
9番	川口浩史委員	10番	渋谷登美子委員
11番	伏守勝義委員		

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	青木正志
書 記	安在洋子

○森 一人議長 それでは、初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の吉本秀二委員に臨時委員長をお願いいたしたいと思います。お願いいたします。

〔吉本秀二臨時委員長、委員長席に着席〕

○吉本秀二臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○吉本秀二臨時委員長 ただいまから委員会を開催いたします。

(午後 2時20分)

◎委員長の互選

○吉本秀二臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例により、副議長が委員長職を務めることになっております。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、狛守委員を委員長とすることにいたします。

ただいま委員長に当選されました狛守委員長から、ご就任のご挨拶をお願いいたします。

○狛守勝義委員長 ただいま慣例によりまして、決算審査特別委員会委員長を指名いただきました狛守勝義でございます。微力でございますが、皆様のご協力を得て、丁寧にもた円滑に、本特別委員会が運営できますよう努力いたしますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○吉本秀二臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代いたします。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

◎座席の指定

○狛守勝義委員長 それでは、座席の指定を行いたいと思います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、佐藤弘美委員、2番席、竹内隆哲委員、3番席、橋本将委員、4番席、宮本大裕委員、5番席、小林智委員、6番席、藤野和美委員、7番席、古本秀二委員、8番席、畠山美幸委員、9番席、川口浩史委員、10番席、渋谷登美子委員、そして11番席、私、狹守でございます。

◎副委員長の互選

○狹守勝義委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

畠山委員。

○畠山美幸委員 指名推選でお願いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 指名推選の声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をお願いしたいと思います。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 橋本将委員にお願いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 橋本将委員が指名されましたが、ただいま指名された橋本将委員を副委員長に定
めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、橋本将委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました橋本将委員から就任のご挨拶をお願い申し上げます。

○橋本 将委員 ただいまご指名いただき副委員長に就任いたしました橋本将でございます。不慣れ
ではございますが、一生懸命務めさせていただきます。円滑な委員会のほうをよろしく願いいた
します。

以上です。

○狹守勝義委員長 ありがとうございます。

◎決算審査の順番について

○狹守勝義委員長 次に、決算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和6年度決算審査予定表をお配りいたしました。審査の順序は、配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

◎決算事業現地調査

○狹守勝義委員長 次に、令和5年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。

令和5年度事業において、現地を確認することが必要な事業等がございましたらご意見をお願いいたします。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ラベンダー園というのは当然ですね。

○狹守勝義委員長 もしご意見があればそういう形になると思いますが。

○渋谷登美子委員 そのぐらいなのかな。今、ぱっと浮かぶのは、あと道路関係は見たほうがいいと思うのですが、ぱっと出てこないのだけれども。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 橋はやっていないですね。

○狹守勝義委員長 やってないと思います。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 だから、ラベンダー園とそれに関わる観光施設というのはありますか。

○狹守勝義委員長 それでは、ラベンダー園を含めて、ちょっと正副委員長のほうに一任いただければ、我々のほうでちょっと検討してみたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」「ラベンダー園はしょうがないよね」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 一応、予定表を見ていただければ分かると思うのですが、現地調査は午後3時ということなので、時間的にはあまりないので、その辺のところを考慮しながらです。

〔「午後3時」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 ええ、午後3時からなのです。ですから、正副のほうで、ラベンダー園は含めまして、一任していただければ、それでちょっと考えたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 それでは、この詳細については、ラベンダー園を含めた形で検討させていただきますので、正副委員長にご一任ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

川口委員。

○川口浩史委員 審査するのはこの議場なのですか会議室なのですか。

○狹守勝義委員長 一応議場でということで、よろしいですか。

○川口浩史委員 分かりました。

○狹守勝義委員長 では、あと何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告

○狹守勝義委員長 では、もしないようでしたら、これをもって委員会のほうは閉会いたしたいと思っています。ご苦勞さまでございました。

(午後 2時30分)

決算審査特別委員会

9月26日（木）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	委員	２番	竹内隆哲	委員
３番	橋本将	委員	４番	宮本大裕	委員
５番	小林智	委員	６番	藤野和美	委員
７番	吉本秀二	委員	８番	畠山美幸	委員
９番	川口浩史	委員	１０番	渋谷登美子	委員
１１番	伏守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町 長
中嶋秀雄	副 町 長
萩原政則	総務課 長
石橋正仁	総務課庶務・人事担当副課長
金子守	総務課財政契約担当副課長
安藤浩敬	地域支援課 長
千野政昭	地域支援課人権・安全安心担当副課長
片岡範行	地域支援課政策創生担当副課長
加藤憲史	地域支援課政策創生担当主席主査
岡野富春	税 務 課 長
内田富恵	税務課課税担当副課長
小松英喜	税務課課税担当副課長
都築葉子	税務課収納対策室長
賛田秀男	町 民 課 長
柳澤純子	町民課戸籍・住民担当副課長

吉	田	信	子	町民課保険・年金担当副課長
太	田	直	人	福 祉 課 長
藤	野	広	之	福祉課社会福祉担当副課長
内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
菅	原	広	子	健康いきいき課長
金	子	美	都	健康いきいき課健康管理担当副課長
竹	内	恵	美 子	健康いきいき課健康管理担当主席主査
簾	藤	久	史	長寿生きがい課長
吉	川	壮	司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
川	上		力	長寿生きがい課包括支援担当副課長
大	島	真	弓	会計管理者兼会計課長
大	島	行	代	会計課会計用度担当主席主査
下	村		治	教育委員会教育長
青	柳	賢	治	監 査 委 員

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会のご案内を申し上げたところ、委員の皆様にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

◎議長挨拶

○狹守勝義委員長 それでは、ここで議長に出席をいただいておりますので、森議長からご挨拶をいただきます。お願いします。

○森 一人議長 改めまして、おはようございます。決算審査特別委員会、ご苦労さまです。本日から各課局に対しまして質疑が始まるわけでございますが、委員の皆様には、ぜひ質疑に徹していただき、慎重なる審査をお願いいたします。

以上です。

○狹守勝義委員長 ありがとうございます。

◎町長挨拶

○狹守勝義委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○佐久間孝光町長 皆さん、おはようございます。決算審査ということでお世話になります。この決算審査というのは、来年度に向けての予算の編成、あるいは今後の嵐山町の方角性をしっかりと正していただく大変重要な位置づけの審査と思っております。忌憚のないご意見をいただく中で、しっかりと執行部としても皆さんの意見を聞くことは聞く、そしてまた議論すべきは議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○狹守勝義委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○狹守勝義委員長 ただいま出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○狹守勝義委員長　ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号　令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号　令和5年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件まで並びに議案第46号　令和5年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第47号　令和5年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認定6件並びに議案第46号及び議案第47号の2件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、今委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、委員長よりの諸般の報告を終わります。

◎審査の方法

○狹守勝義委員長　審査の方法についてお諮りいたします。

認定第1号　令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

次に、認定第2号　令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号　令和5年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件までの審査を順次行います。

次に、議案第46号　令和5年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第47号　令和5年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長　ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号並びに議案第46号及び議案第47号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号　令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件につきまして総括質疑をする委員は、お配りした様式にご記入の上、9月27日金曜日の午後1時までに委員長に届けてください。

傍聴について申し上げます。当委員会の傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願います。

◎認定第1号の質疑

○狹守勝義委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。また、質疑の回数は3回までとしますので、ご了承願います。同じ内容の質疑の場合、再質問からお願いいたします。

認定第1号 令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議会事務局に関する部分の質疑はありませんでしたので、税務課に関する部分の質疑から行います。

それでは、藤野委員から質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから質問をいたします。

主要の施策の16ページ、その中で、法人、それから固定資産税、この中におきまして、これは毎年聞いていることでもあるのですが、花見台工業団地の法人税や固定資産税の金額、それは幾らかということをお聞かせください。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 まず、私からは花見台工業団地の法人町民税額についてお答えいたします。

令和5年度法人町民税、花見台工業団地内の事業所における最終調定額は5,629万2,000円でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、続きまして私のほうからは固定資産税の額についてお答え申し上げます。

固定資産税の額につきましては概算で申し上げます。令和5年度花見台工業団地の固定資産税の額は5億2,586万円でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、これは4年度に比べての増減も含めて、令和5年度の評価をどのようにされていますでしょうか。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

法人町民税、花見台工業団地、前年の比較ということですが、前年比で170万4,100円の減

で、割合は2.9%のマイナスとなっております。5年度の評価といたしましては、増減の割合も2.9%のマイナスということで、大きなマイナスではないのかなというような認識であります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私から固定資産税の前年比について申し上げます。

金額からいたしますと、概算で約244万円のマイナスでございます。前年から比べますと99.54%を占めております。こちらの大きな要因といたしましては、1社、償却資産の大きな減少がございまして、そちらが大きな原因となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員。

○畠山美幸委員 私からは2点について質問させていただきます。

まず、14ページのほうの現年度分の固定資産税の収入未済額が718万500円ありますが、件数と内容を伺いたいと思います。

そして、次の65ページです。pipitLINQサービスの徴収効果はということでお伺いいたします。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 答えいたします。

固定資産税未済額の件数ですが、延べ件数411件です。内容としましては、ご高齢のため収入がない、生活保護受給者、本人死亡もしくは相続人が見つからない、また納税相談により分納にて納付している方などでございます。

続きまして、pipitLINQサービスの収納効果についてお答えいたします。今までの主な財産調査としまして、書面による郵送でやり取りをしていましたが、金融機関によっては3か月、もしくは半年も回答が送られてこないなど手間と時間がかかっておりました。pipitLINQ導入により、今まで書面ですと3か月以上かかったりしたところを、早くて二、三日の回答など、行政機関と金融機関への預貯金の照会業務をオンライン化することでシステム処理が可能となりました。事務処理等に係る業務負担の軽減が可能となりました。しかしながら、昨年度はまだ紙と電子との併用を行っていたこともありまして、検索件数が30名で78件とちょっと少なかったのです。また、差し押さえる金額がなかなか見つからなくて、結果的にはその中で1件だけ差し押えができる結果となりました。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、14ページのほうの徴収実績なのですけれども、昨年と比べますと、昨年というのは4年度。4年度と比べますと40万程度減っているのですけれども、内容のほうは、やはり先

ほどおっしゃった内容で、40万ですからそんなに件数的には変わらないと思うのですけれども、その辺のことと、あとp i p i t L I N Qなのですけれども、4年度もこのp i p i t L I N Q始まっております、私勘違いしていたのは、QRコードで家にいながらペイペイとかそういうもので支払える方式かなと思ったのですけれども、それとは違っているのですね。こちらの件は分かりました。では、1点だけ。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 それでは、固定資産税の未済額の内容についてお知らせいたします。納税相談などで分納で行っている方が、延べ件数でお答えさせていただきます。これは71件で、金額のほうは179万4,700円、財産などの今調査をしている方が、件数で言いますと134件で、こちら256万7,200円になります。あと、高齢者のため収入がないという方が40件になりまして、78万4,600円になります。あと、こちら生活保護受給者の方が12件で54万6,500円、あとこちら本人死亡で、あと本人行方不明、なおかつ相続人がちょっと不明というのもありまして、こちらのほうが111件あります。金額で言いますと83万4,600円になります。

今まで、この中で納付済みの方もおりまして、43件で65万2,900円、こちら納付済みでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私のほうからは5点なのですけれども、1つ抱き合わせになりますので、4点になると思います。1つずつやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初、104と105、ただいま畠山委員から質問のありました件なのですけれども、関連しましてお聞きしたいと思います。納付期限の20日以内に督促状、督促状発出から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産の差押えということになっていると思うのですけれども、5月の末日を過ぎて納付のない場合は、収入未済額として翌年に繰り越されるわけなのですけれども、この差押えする場合と収入未済額の措置になる基準というのですか、それはどのように振り分けられているのでしょうか。

○狛守勝義委員長 まだ、全部。

○吉本秀二委員 全部やりますか。

○狛守勝義委員長 はい。

○吉本秀二委員 それと、徴収担当者いらっしゃいますと思うのですけれども、以前は県のほうに向向したりして、いろいろ習得したりしていたと思うのですけれども、現在はこういったような、そういった技能の習得に努めておられるのかお伺いしておきたいと思います。

あと続けてやったほうがいいのですね。

○狹守勝義委員長 ちょっとよろしいですか。順番というのは、まず先にナンバーの104は、これはよろしいのですか。

○吉本秀二委員 はい、104、105ですね。

○狹守勝義委員長 104はよろしいですね、もう。

○吉本秀二委員 104、105は今の質問です。

○狹守勝義委員長 103はいいのですか。

○吉本秀二委員 失礼いたしました。

○狹守勝義委員長 この順番に。

○吉本秀二委員 103ですね。では、103から行かせていただきたいと思います。失礼いたしました。

現年度の町民個人税の未申告件数です。未申告通知の発出件数、これは当然収入はなかったり、あるいは扶養になっている場合は未申告者になるわけですがけれども、本来は未申告であってはいけない人がいると思うのですけれども、この件数について伺いたいと思います。

これと、通知の督促に応じた件数がどのくらいあったのか。それと、未申告者対策としてはどのような対策を講じておられるのか、これをお聞きしておきたいと思います。これからよろしくお願いいたします。

○狹守勝義委員長 全て質問を。

○吉本秀二委員 全部一緒にやってしまうのかな。ああ、そうなのですか、失礼しました。方式に慣れていないもので、申し訳ありません。

続いて、106です。これは主要施策の14ページになります。滞納繰越分、町民個人税、固定資産税、これ収入済額の件数、これをお聞きしたいと思います。それで、何年度から、これは再質問はあれですか、後でいいのですか、先やっておきますか、後でいいのですね。分かりました。

○狹守勝義委員長 全て……

○吉本秀二委員 はい。それで次に、108の主要施策の14ページの滞納繰越し、町民税個人、差押えの状況、これ令和5年、4年、3年の各件数と金額をお尋ねしたいと思います。

それと、最後に109の主要施策の15ページ、これの不納欠損処理状況、個人町民税、普通徴収、それと固定資産税、これは理由別の件数をお伺いしたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 順次答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私からは、まず現年度個人町民税の未申告件数についてお答えいたします。

個人町民税の令和5年度当初課税における未申告者数は119名でございます。よって、通知のほうも119通発出しております。

次に、その通知を発送したことによる反応、申告をした件数ということですが、119名のうちの69名、約50.4%、半分の方が反応、電話なり窓口に来て対応をしたことになります。

また、町民税の影響額、それによる課税を新たにしたものについては約40万円ございます。

続いて、未申告者に対する対策、未申告がないように対策ということでございますけれども、現行の事務処理については、近隣自治体と同じような形で対応しておりまして、そちらについては問題ないと考えております。確定申告が終わり、その内容の確認をして、当初課税が終わった後に見直しをするという流れになっております。確定申告も、大きく分けて、今ご自分でスマートフォンやパソコンからやる方法、あとは税務署に出向いてされる方法、あとは町民ホールでもやっております我々税務課職員が申告受付をする方法とありますが、特に私たちがする申告受付におきましては、住民基本台帳をこちらで把握できますので、そちらで世帯状況を、よく対面で確認をして、詳細な聞き取りにより扶養漏れ等がないように努めることが対策になると認識しております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 それでは、続きましてお答えいたします。

先ほど質問されました差押えの関係なのですが、差押えは結構、状況を把握するために、すぐには差押えはしません。まず督促とか催告、その後、来庁要請とか電話、あと中には全然連絡が取れない場合は、自宅までちょっと伺ったりとか、あと隣宅、そういう形をして、なおかつそれでも何も反応がない場合、財産調査等も併用に調べます。それで、こちらのほうで財産とその所得がある方に対しましては、一応そういう差押え、最終的には差押えという形でさせていただいています。

続きまして、あと現年分の町民税の未済額の件数についてお答えいたします。こちら延べ件数が454件です。内容としましては、先ほど財産調査とか調査中のものとか、あと所得税の申告で構成されたものとか、あと海外転出、あと生活保護受給者、先ほどと同じなのですが、本人死亡、もしくは相続人不明などでございます。また、納税相談により分納にてご納付している方などがございます。あと、法人町民税につきましては、こちら7件になります。固定資産税の収入未済額の件につきましては、畠山委員さんの答弁のとおりになります。

続きまして、未納者に督促状等の対策状況につきましてお答えいたします。まず、滞納整理のスタートは、先ほどお話ししたとおり督促から始まります。督促と、納期限までに完納しない場合に、納期限後20日以内に督促状を発布しなければならないとなっております。こちらのほうなのですが、令和5年度に発布した件数なのですが、1,392件発布しております。こちらのほう、督促状においては、滞納者との話し合いなど納税相談など様々な状況で把握しながら滞納処分を行っていくことになります。

続きまして、滞納繰越しの個人町民税の収入済額の件数と、何年度から何年にかけてのものかということについてお答えいたします。収入済額の件数ですが、延べ件数365件になります。年度につ

いては、平成26年度から令和4年度になります。

続きまして、滞納繰越区分の固定資産税の収入済額の件数、年度についてお答えいたします。収入済額の件数ですが、延べ件数で301件になります。年度については、平成27年度から令和4年度までとなります。

続きまして、令和3年度から令和5年度にかけて、個人町民税の差押え状況と件数と金額をお答えいたします。令和3年度、売掛金7件、17万6,600円、給与4件、40万2,180円、所得税還付金7件、17万2,343円、預金20件、100万3,787円、その他1件、5,700円、合計が39件で176万610円になります。

令和4年度、売掛金2件、20万円、給与11件、94万1,929円、所得税還付金12件で36万2,501円です。生命保険1件、14万3,100円、預金19件、88万4,445円、合計45件で、金額にしますと253万1,975円になります。

令和5年度、売掛金1件、30万円、給与8件、49万2,935円、所得税還付金8件で36万8,315円、生命保険1件、17万2,300円、預金3件、14万1,060円、その他1件、34万2,000円、計22件、186万6,610円になります。こちらで以上です。

続きまして、不納欠損にした主な理由についてお答えいたします。こちらは、3つの内容により不納欠損にしておりますが、このうち表中の一番左、第15条の7第4項に該当というものが昨年より増えております。こちらについて説明させていただきます。

まず、個人町民税の普通徴収分、こちらが185万8,396円欠損いたしまして、前年度比168.4%の増となっております。主な内容として、様々な財産調査の結果、差押え財産等がない方が13名で、今回、前年度より増加している案件としましては、年度途中にて海外転出される外国籍の方が多いことが影響したものと考えられます。件数ですと外国籍の方は17名、日本人2名となっております。合計71万6,592円となっております。

続きまして、第18条に該当というものが、昨年度に比べますと、個人町民税の普通徴収分、こちらが44万1,304円、特別徴収分7,481円欠損いたしまして、前年度比67%の増となっております。主な内容として、普通徴収分につきまして、財産がないなど財産調査を行っていましたが、不明などによって時効になったものが、個人10件、29万6,625円、本人死亡により相続人が不明の方が2件、2万8,354円、生活保護受給者2件、3万5,970円、海外転出2件、8万355円、また特別徴収分として7,481円欠損しましたが、こちらは海外転出で外国籍の方3件となります。

続きまして、固定資産税、第15条の7第4項に該当について説明させていただきます。まず、固定資産税、こちらが8万4,900円欠損いたしまして、前年度比マイナス62.6%となっております。主な内容として、財産調査の結果、ご高齢のため収入がない方が2名となっております。

続きまして、固定資産税、第15条の7第5項に該当について説明させていただきます。まず、こちらが7万3,500円欠損いたしまして、前年度比でマイナス63.9%となっております。主な内容とし

ましては、本人死亡により相続人が相続放棄をした方が1名となっております。

続きまして、右下の18条に該当も昨年より増えております。こちらについて説明させていただきます。まず、固定資産税、こちらが233万4,200円欠損いたしまして、前年度比207.2%の増となっております。主な内容としましては、様々な財産調査等を行ってございましたが、不明などによって時効になったものが、個人3件、127万8,700円、法人3件、25万7,200円となっております。そのほか、本人死亡により相続人不明など9件、24万5,100円、生活保護受給者2件、53万2,000円、この中で完納1件ございまして2万1,200円。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、再質問ありますか。

吉本委員。

○吉本秀二委員 103番は分かりました。それと、104番の徴収担当者の技能取得の関係について、お答えいただいていないと思ったのですけれども。

○狛守勝義委員長 では、続いて全部やってもらえますか。

○吉本秀二委員 タイミングが合わないね。では、全部させていただきます。再質問のほうで。

106番については、106番の関係なのですけれども、14ページの、これは不納欠損の滞納調定額に対する比率というのが、私ちょっと計算したら、昨年度は4.9%で本年度が11.8%だと高いなと思ったのですけれども、これに対する評価をちょっとお伺いしたいなと思います。

それと、差押えについては、川口委員もいらっしゃいますので、これで私のは結構です。それだけかな、すみません、その2点についてではお伺いします。

○狛守勝義委員長 では、答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

研修に対しましては、昨年度は人事異動の関係で、担当の職員が課税担当と収税担当を併任していきまして、研修のほうちょっと行けない状況でございました。今年度はそういう研修のほうは積極的に行くようにしておりますので、そういう状況でございます。すみません。

あと、調定額のほうが多いということでございますが、やはり先ほど説明したように、昨年度、滞納の徴収のほう、しっかりちょっとこちらのほうで、要は滞納繰越しのほうの処分のほううまくいっていなかったもので、繰越しのほうで金額が多かったのかなと思います。

ちなみに、現年度は一生懸命というかしていたしましたので、現年度に対しましては徴収率がすごく上がってございました。本年度は滞繰のほう一生懸命頑張っています。

以上です。すみません。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 65ページの航空写真撮影業務委託でございますが、当初より委託料が増えております。理由を伺いたいと思います。

次に、差押えの件数、理由、これは今聞きましたので、その件は結構です。低所得者の方、200万円以下の方はこの中に何人ぐらいいるのか伺いたいと思います。

不納欠損の理由なのですけれども、ちょっと聞き取れなかったのが、固定資産税の時効部分の最初の部分なのですけれども、その部分だけ答弁をお願いしたいと思います。

次に、均等割、法人税割とも会社数は増となっているわけなのですけれども、税収は減っております。理由について伺いたいと思います。

○犬守勝義委員長 順次答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からは航空写真撮影業務委託について、当初より委託料が増えた理由につきましてお答えしたいと思います。

当初につきましては、航空写真撮影業務のみの契約で進めていたのですけれども、業務をする中で過去のデータを突き合わせていましたところ、入力できていないデータがあることが分かりました。今後のスムーズな業務をするために入力業務を追加し、変更契約をさせていただいたということでございます。

以上が増額の理由でございます。

○犬守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 私のほうからお答えいたします。

私のほうから差押えの状況と、収入200万円以下の件数についてお答えいたします。令和5年度は、全体で31件、346万6,955円の差押えを行いました。このうち収入が200万円以下の方は8件で117万1,980円でございます。内訳につきまして、種類ごとに全体の件数と金額を申し上げます。預貯金が7件で64万7,981円、給与が9件、92万5,335円、所得税還付金が12件で85万257円、売掛金が1件、30万円、生命保険が1件、24万8,382円、賃料が49万5,000円。

続きまして、不納欠損につきまして、固定資産税の第15条の7第4項の該当について説明させていただきます。こちらのほう、件数だけでよろしいのですか。

〔「全部」と言う人あり〕

○都築葉子税務課収納対策室長 では全部。まず、固定資産税、こちら8万4,900円欠損いたしまして、前年度比でマイナスの62.6%となっております。主な内容としましては、財産調査の結果、ご高齢のため収入がない方が2名となっております。

続きまして、固定資産税第15条の7、そこだけでよろしいですか。

〔「時効だけよ」と言う人あり〕

○都築葉子税務課収納対策室長 時効ですね。まず、第18条の該当も昨年より増えておりまして、こ

ちらが233万4,200円欠損いたしましたして、前年度比で207.2%の増となっております。主な内容としては、様々な財産調査等を行ってございましたが、不明などによって時効になったものが、個人3件、127万8,700円、法人が3件、25万7,200円となっております。そのほかは、本人死亡により相続人不明などが9件、24万5,100円、生活保護受給者の方が2件で53万2,000円、この中で……

○狹守勝義委員長　そこまで。

○都築葉子税務課収納対策室長　いいですか。以上です。すみません。

○狹守勝義委員長　川口委員。

○川口浩史委員　次あったな、ごめんごめん。もう一問あったのですね。

○狹守勝義委員長　92ですね。

○川口浩史委員　そうですね、92です。

○狹守勝義委員長　小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長　私からは、法人町民税の均等割、法人税割ともに事業者数は増である、その一方で、税収は均等割額、法人税割額ともに減となっている理由についてお答えいたします。

納税義務者数の均等割、法人税割の件数が増加している主な要因といたしまして、嵐山小川インターランプ内の物流施設に運輸業が増加したこと、また工業団地内にも同様に運輸業や食料品製造販売業等が増加いたしました。この増加の反面、まず均等割額が減少したことの主な要因といたしましては、法人1件ございまして、均等割が300万円と9段階に分かれている中で一番高い税率になるものでございます。この法人の業績不振により3年度の予定納税が不要となった法人がございまして、こちら令和3年度に確定申告で1回で均等割を納付するということになるのですけれども、それにより納付年度にずれが生じたことによるものでございます。

ですので、事業年度ごとに資本金等の移動で均等割の税率区分が変更されて減額になったものではございません。均等割額の納付時期により影響が出るもので、この事例というのが、ちょっと言葉だと大変理解しづらい内容であって、例えばボードとかでお示しできれば分かりやすくなるのですけれども、ちょっと言葉だと分かりづらい内容ではあるのですけれども、この事例ですと、前後3か年度ぐらいを遡ってみていく。法人さんにしてみると、法人の事業年度ですとちゃんとした金額、均等割額、これでいうと300万円なののですけれども、そちらはちゃんとご納付いただいている形になるのですけれども、町の会計年度で見るとずれが生じてしまう形で、その半分の150万円が均等割、少なくなっているよというのがまず一つ、均等割のほうは要因でございます。

次に、法人税割額につきましては、町内の主要な製造業で前年比で大きく減少いたしました。ただ、これにつきましては、減少であることに違いはございませんが、その当該法人の令和4年度の法人税割額が大変好業績により大幅増となっていた反動による要因と考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 航空写真なのですけれども、そうですか、データを突き合わせたら漏れがあったということでの新しい契約ということなのですね。そうですか、分かりました。

この質問は、前、大野議員がしてしまして、大野議員の提案は、これは衛星写真だと36万円だったわけです。これが546万円になっているわけです。大幅に増えているわけですから広域でやったらどうですかという提案だったわけですけれども、やはりその方向というのはいいのではないかなと。幾つかの市町村とお金を出し合ってやっていくという方向を、私はいい方法だなと思いました。

○狹守勝義委員長 川口委員にちょっと申し上げます。決算審査でございますので、ここでは提案はなしでお願いしたいです。

○川口浩史委員 提案なしで。

○狹守勝義委員長 はい。

○川口浩史委員 では、総括でします。分かりました。

差押えの関係なのですけれども、200万円以下の方がいるわけですよね。どうなのでしょう。7件で64万円、結構響くかなと思うのですけれども、生活はきちんと取り上げて、取り上げてというか差押えをして、できているのかどうかというのは確認しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、これだけの差押えをして、滞納分は大体取り返すことができるのか、まだまだ不足しているのか、伺いたいと思います。

均等割と法人税割の会社数の増で税収は減という、これはなるほどそういう理由ですか。最高位にある会社が業績不振ということで、それはしょうがないなと思うのですけれども、普通だったら法人税割は別にして、均等割のほうは会社数の数において増えるわけですから、その分は自然に増になるのではないかなと思ったのですけれども。業績不振がその分を超えて減になっているという理解でよろしいのですか。納める時期がずれているからこういう形になったということでもよろしいのか、確認です。

○狹守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、令和5年度は、預貯金と給与の差押えが全体の半分ほどを占めております。給与の差押えに関しましては、生活等を保護する観点から、国税徴収法に差押え禁止額が定められておりまして、預貯金の差押えについてもそれに準じて差押えを行っておりますので、生活を脅かすような取立てはしていないと認識しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

均等割につきましては、委員さんおっしゃるように、通常であれば会社数が増えれば自然に増えるのではないかとということで、おっしゃるとおりではあるのですが、やはり町の会計年度と法人の事業年度で異なるときに、予定申告、確定申告、それぞれで税金が出た場合納めるのですが、その事業年度だったり、業績不振で予定納税をしないで済むというかない場合に、どうしてもずれが生じてしまうという現象が起こってしまうので、これは毎年と言ったらあれですが、例年起こり得る状況ではあるのかなということでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 16ページの個人町民税、町民の平均所得を伺います。

それから、同じく16ページ、これは重なっているということなのですが、法人税増の業種と減の業種、関越自動車道ランプ内の事業及び花見台工業団地の事業者の法人税総額は、これは花見台工業団地のは先ほど聞きましたので、関越自動車道ランプ内の事業です。

それから、65ページです。徴収事業のうち、口座振替、コンビニ収納、窓口の比率と、それから p i p i t L I N Q のサービスの利用頻度、これは先ほど伺ったのですが、利用頻度という形になるのかな、伺ったことが、そうですね、いいです。

そうしたら、次、16ページ、嵐山郷、県営住宅のそれぞれの交付金額を伺います。

それから、23ページ、税務事務手数料の2,547件、徴税事務手数料（コンビニ）の154件の内訳を伺います。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 私のほうからは、個人町民税、平均所得についてお答えいたします。

例年ご質問をいただくことが多い内容でございますので、回答根拠の資料に差異のないよう、年1回県に報告しております市町村税課税状況等の調べの数値より所得ごとに申し上げます。給与所得311万7,000円、営業所得352万8,000円、農業所得231万3,000円、その他の所得186万8,000円でございます。

続きまして、法人町民税の増減の業種、関越自動車道ランプ内の事業及び花見台工業団地の事業者の法人税総額についてお答えいたします。3点ございますうち、まず法人町民税の増減、それぞれの業種についてお答えいたします。

増減の主要な業種といたしまして、運輸業が1,559万3,900円の増額、製造業が4,155万1,100円の減額となり、これらの差額で約2,600万円の減額で、令和5年度決算の調定額前年比2,724万900円減のうちの大部分を占めるものでございます。

続きまして、嵐山小川インターチェンジインターランプ内の事業所の事業内容についてお答えいたします。近年、都市近郊の高速道路インターチェンジ周辺に建設されている大型物流倉庫が、嵐山小川インターチェンジランプ内にも令和4年10月に完成し、現在5社が当該住所に事業所登録をしております。事業内容といたしましては、物流施設であることから、運送業4社、梱包業1社となっております。

最後の花見台工業団地の法人町民税額につきましては、先ほどの藤野委員の答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 続きまして、徴収事業のうち、口座振替、コンビニ収納、窓口の比率についてお答えいたします。

まず、コンビニ収納の総額は2億4,086万7,460円で、全体の11.6%、口座振替による収納の総額は6億7,770万496円で、全体の32.6%となっております。窓口払い、金融機関もしくは役場の窓口にてご納付いただいた金額を含めると11億6,171万3,734円となりまして、全体での割合といたしましては55.8%となります。こちらは、コンビニ、口座振替、窓口払いというものは全て普通徴収のものになります。

続きまして、p i p i t L I N Qにつきましては、畠山委員さんの答弁のとおりです。

以上です。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私から2点お答え申し上げます。

まず、ナンバー144の嵐山郷、県営住宅それぞれの金額についてでございます。まず、嵐山郷につきまして67万8,300円でございます。県営住宅につきまして91万7,500円でございます。

続きまして、ナンバー156、税務事務手数料2,547件、徴税事務手数料（コンビニ交付）154件の内訳についてお答え申し上げます。こちらの手数料につきましては、主に課税証明書、所得証明書、納税証明書、土地家屋評価証明書等、税に関する証明手数料となっております。手数料につきましては、基本1件200円と規定されておりますが、土地及び建物に関する証明につきましては、土地は3筆、建物は3棟までを1件とし、1筆または1棟増すごとに50円を加えることとなっております。証明の内容ごとの件数につきましては、集計の都合上、把握ができておりません。

続きまして、コンビニ交付の内容でございます。こちら154件なのですが、課税証明と所得証明の税証明は2種類コンビニ交付を対象としております。こちらにつきましても1件200円で交付をしております。証明の内容につきましては、こちらも件数のほうは把握はしておりません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、町民の平均所得なのですから、前年度と比べるとそれぞれ金額が上がっていますよね。特に営業が60万ぐらい上がっていますよね。それと、農業も上がっていますよね。それから、その他についても、若干ですけれどもやっぱり所得自身が上がっているということで、その原因というか要因は何だったと評価できるか伺いたいと思います。

それともう一つ、法人税増の業種が運輸業で、そしてそれは具体的に言うと、インターランプ内の事業者が入ってきたからそこが上がって、そして製造業は、花見台工業団地のものが減になったからというふうな形で考えていいのか伺いたいと思います。これは、やはりインターランプ内の事業者が入ってきたということが、嵐山町にとっては大きな法人税の増になったというふうに考えていいのかということの2点です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

まず、平均所得前年度比についてですけれども、4つの所得についてお答えいたしましたが、給与については前年比1.7%の増、またその他所得については2.7%の増、町といたしましては、こちら増額ではあるものの微増なのかなということで認識しております。

ただ、委員さんおっしゃるように営業所得、こちらが62万1,000円の減になっております。前年比15%のマイナスという割合ではあるのですけれども、こちらは令和4年度がちょっと突出して増えております。こちらは、3年中にコロナの協力金であったり給付金を申請されていた方が多く見受けられ、これを営業の収入に盛り込んでいた部分もありましたので、4年度だけばおんとちょっと伸びて、3年度との前年比で100万円ぐらい所得が増えております。なので、令和5年度、その結果、減になりますけれども、元に戻ったような形、今まで元年、2年、3年というあたりでの平均値に戻っている形になります。

また、農業所得は33%前年比で増額しております。こちら1件1件ちょっと確認してはみたのですけれども、1件、酪農業のほうで前年比で大分増えた方がいらっしやいまして、そちらにちょっと引張られた形になるのかなという認識でおります。

続きまして、法人町民税の関係ですけれども、まず運輸業の増額ということでございます。インターランプ内のみの増額かということでございますが、インターランプ内につきましても、こちらは全て皆増ということで、新しい事業所なので、こちらのほうは皆増ということになります。ただ、全体の法人町民税額に比べますと、このインターランプ内の占める割合というのが、まだ0.2%程度と大きいものではございません。花見台工業団地の中で1件、運輸業のほうで、こちら新しく入ってきて皆増となってきた運輸業がかなりの部分、納付額でベスト30位以内に入っているような大きな会社さんが入りましたので、そちらで運輸業が増額になっております。

製造業のマイナスなのですから、おっしゃられるように花見台工業団地にほとんどが製造業、

いろんな業種がございますけれども、それがメインということで間違いございません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

以上で、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時45分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課・会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、宮本委員から質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 私のほうからは、決算書89ページ、不当要求等対策事業につきまして、不当要求の実態と対応についてお伺いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから不当要求の実態と対応ということでお答えさせていただきます。

令和5年度に不当要求等相談員が対応した案件は33件ございます。その中の多くの案件は、庁舎等の秩序維持や職員等の正常な業務の執行に支障を生じさせるような行為、いわゆる迷惑行為ということになっております。対応といたしましては、不当要求等相談員と関係課で連携をして対応しているといった状況になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 宮本委員。

○宮本大裕委員 これは、対応に関してほとんど解決済みというか、そういう状況なのでしょうか。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 対応については、内容によっていろいろなのですが、その場で解決することがあれば、あとは内容によっては警察のほうにお願いして対応していただいたり、そういった形で様々なのですが、取りあえずは対応できているといった状況になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○宮本大裕委員 はい。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは2点お願いいたします。

まず、主要施策の18ページ、森林環境譲与税、こちらのほうは森林環境譲与税の使途及びこのうち基金に積み立てられ森林環境譲与税に係るものの状況についてお伺いします。

2つ目としましては、主要施策の161ページ、長期債の元金償還事業、利子償還事業で、残っている償還期限、残存償還期限で一番早く来るものの年度、それから一番遠い長い年度、要するに何年度までかかるのかということです。それと、長期債の借入れの平均年数、それから借入金利の一番低い金利と一番高い金利、それから5年度中の期中平均残高と平均利回り、これについてお伺いします。

○犬守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から森林環境譲与税の件につきましてお答えいたします。

森林環境譲与税の使途につきましては、主要な施策の説明書107ページ、森林振興事業のうち委託料、風倒被害予防業務委託79万8,160円に活用いたしました。基金の状況につきましては、ふるさとづくり基金に積立てを行っておりまして、令和5年度末の残高が553万3,200円となっておる状況でございます。

続きまして、長期債元金償還事業、利子償還事業につきましてお答えいたします。償還期限まで最小のものにつきましては、令和6年度に償還期限を迎えるものが最小となっております。最大のものについては、令和25年度に償還期限を迎えるものが最大となっております。償還期限までの平均年数は8.19年となっております。借入金利の最小利率は0.002%となっております。最大利率につきましては1.9%となっております。令和5年度中の期中平均残高につきましては、59億5,417万7,255円となっております。平均の利回りにつきましては0.32%となっております。

以上でございます。

○犬守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、再質問です。

森林環境譲与税の使途としては、先ほどお話のあった107ページの、これ恐らく風倒での伐採ですよ、風倒だけなのですけれども、これだけでしょうか。森林環境譲与税を充てたというのはこれだけなのかということと、ふるさと基金のほうに積み立てているということの金額は、分かりました。553万、こちらについては今後積み上げていくということになったのかどうなのか。この森林環境譲与税、前からのもあると思うのですけれども、過去からどういう経緯でここまで来たのかというのをちょっとお伺いできればと思います。

それから、次の8番のところにつきましては、こちらの最終的な借入れのコスト、全体で0.32%で回って、平均的な借入れコストだということですので、これはここ数年の、前年比も含めて

ここ何年かでどの程度で推移していたのか、低かったものが上がってきている傾向が見受けられるのかどうか、その辺について伺います。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税の使途につきましては、先ほど申し上げた風倒被害予防業務委託のみでございます。こちらの基金の状況でこれからも積み上げていくのかということでございますが、今後の活用につきましては、引き続き森林整備に関する施策ですとか、公共施設の木質化に活用することを想定して、今、積立てを行っている状況でございます。詳しい内容につきましては、森林の振興を所管する農政課と話し合いながら順次進めていきたいと考えております。

それと、公債費の平均の利率でございます。昨年の平均の利回りは、令和4年度は0.35%でございました。令和5年度は若干下がっている状況でございます。ちなみに、令和6年度につきましても予定とすると0.32%程度で、同じぐらいを想定しています。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 主要施策の13ページ及び161ページ、公債費の負担比率、それから公債費が前年度に対して増額しております、その理由。

それから、主要施策の50ページ、平和事業の内容。

それから、55ページ、財政調整基金等管理事業、基金の5年度当初予算との比較とこの5年度の評価。

次の不当要求については、宮本委員がお聞きいただきましたので、これは結構です。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは、平和事業の内容についてお答えさせていただきます。

令和5年度の平和事業につきましては、町民ホール前において、戦争の悲惨さや平和の尊さを広く町民に啓発し、次代を担う子どもたちにも伝えていくために、広島平和記念資料館から取り寄せた広島・長崎原爆写真ポスターのパネルを展示いたしました。

以上になります。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、公債費の状況につきましてお答えいたします。

令和5年度の公債費負担比率は11.5%でございます。令和4年度と比較して0.1ポイントの上昇となっております。公債費が前年度と比べ増加した主な理由につきましては、令和元年度に防災行政無線設備のデジタル化工事に伴い借入れを行った緊急防災・減災事業債の据置期間が3年が経過し、元金の償還が始まったことによるものでございます。

続きまして、財政調整基金の関係につきましてお答えいたします。財政調整基金につきましては、当初予算、補正予算の財源不足を補うために2億9,000万円の取崩しを行いました。一方、決算に伴う剰余金等により積立てを2億1,300万円行い、令和5年度末残高は7億5,307万2,000円となり、令和5年度当初の段階と比較しまして7,699万3,000円の減少となっております。残高につきましては減少となりましたが、財政調整基金比率は15.8%となっており、一般的に望ましいとされる10から15%以上は確保しており、財政運営上の問題はないと評価しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、再質問ありますか。どうぞ。

○藤野和美委員 平和事業そのものの予算が当初5万、予算があったかと思うのですが、そこまでのお金を使わないで事業はできたということによろしいのでしょうか。それちょっと確認です。

それから、公債費については、この中で利子のところが前年に対しては減額しているのですね。この利子の減額が、先ほど小林委員もお聞きになっていましたけれども、高い利息・利子のものの償還が少し終わってきているのかなとちょっと見受けられるのですが、それは確認のためちょっとお聞きしておきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは平和事業の当初の予算どおりに使わずにできたということでよいかということでお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、パネルの輸送の通信運搬費でできておりますので、当初の予算内で済ませることができております。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

藤野議員おっしゃるとおり、利子の高いものが徐々になくなってきている状況でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私から5点についてお伺いいたします。

1点目は、これは決算書の63ページ、ストレスチェックの実施人員と効果ということでお伺いし

ます。

それと、113番、これは主要施策の50ページになりますけれども、ふるさと納税の推進事業で、人気のある返礼品の順位、主なもので結構だと思いますけれども。

それから、3点目は、114番の決算書の71ページ、会計の管理費、需用費の不用額について理由をお伺いします。

それと、同じく115番、決算書73ページの財産管理における工事請負費の不用額について理由をお伺いします。

それと、116ページ、主要施策の54ページになりますけれども、行政バス運行事業、利用状況についてお伺いします。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは、まずストレスチェックの委託料9万1,080円、実施人員及び効果についてということでお答えさせていただきます。

ストレスチェックのほうの実施された人数は、予定された166人のうち114人が受検をいたしました。実施率は68.7%となっております。効果については、こちらは検査結果を検査機関から事業者提供してはならないということになっており、本人から申出があった場合のみ医師により面接、指導を行うことになっておりますので、こちらのほうでは、効果については直接把握はしていないという状況になっております。

続きまして、工事請負費、不用額の423万32円の理由についてお答えさせていただきます。こちらは、前年度から繰越明許した庁舎の空調設備に係る工事請負費の不用額が395万9,700円出たことが主な要因となっております。

以上となります。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からはふるさと納税推進事業と行政バス運行事業につきましてお答え申し上げます。

まず初めに、ふるさと納税推進事業でございます。ふるさと納税の謝礼品のうち上位5位までについてお答えしたいと思います。寄附件数1位がプレミアム仕様牛めしの具20個セット、申込件数574件、2位が牛めしの具10個セット、申込件数426件、3位がプレミアム仕様牛めしの具10個セット、申込件数381件、4位がパウチ飲料の朝バナナ、299件、5位が牛めしの具30個セット、239件となっております。

続きまして、行政バス運行事業につきましてお答えいたします。令和5年度の行政バスの利用状況につきましては、使用料が有料の一般団体におきましては18回の利用で、令和4年度と比べ7回

の増でございました。また、行政関係の利用につきましては63回の利用で、増減はございませんでした。全体では81回の利用で、令和4年度と比べ7回の増加となっております。全体ではコロナ禍前の令和元年度の利用状況は、一般団体の利用が35回、行政関係の利用が61回の利用でございましたので、行政関係の利用につきましては、コロナ禍前の状況に回復した状況でございます。一般団体の利用につきましては、コロナ禍前の半分程度まで利用が回復している状況でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 大島主席主査。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 それでは、ご質問114番の決算書71ページ、会計管理費の需用費の不用額についてお答え申し上げます。

不用額、需用費につきましては、消耗品費と印刷製本費が含まれてございますが、この不用額のほとんどが埼玉県収入証紙の購入に係る不用額となります。令和6年3月末における埼玉県収入証紙制度の廃止に伴いまして、町で窓口の売りさばき用として在庫しておりましたその証紙を埼玉県に返還したことによる還付金により残額が生じたものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 それでは、再質問をさせていただきます。

ストレスチェックの関係なのですが、以前と方法が変わったということなのですが、私、しばらくいせんでしたものですから、いつ頃から変わったのか、これをちょっとお聞きいたします。

それと、謝礼品につきましては分かりました。いろいろ前と違ったものが人気になっているということが分かったのですが、この返礼品等に対する反響ということで、要望や意見や苦情といったものが寄せられているのかいないのか、どのくらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

それと、会計管理費の不用額については分かりました。いろいろこの時期ですので、節約をされているとか、あるいはまたコロナ禍のことでいろんな事業とかそういったものが止まったようなことで不用額が多く出たのかなというようなことも考えましたので、ちょっとお尋ねいたしました。

その下の115番の工事費の不用額についても同じ趣旨で聞いたものですので、結構でございます。

行政バスにつきまして、まだ回復をしていないという状況がよく分かりましたけれども、町内外からの利用状況について、分かったらお願いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 ストレスチェックのほうを私のほう答弁というかさせていただきますが、先ほど吉本委員のほうで制度が変わったとおっしゃったのですが、私のほう

で変わったということは一切申し上げていないつもりなのですが、よろしいでしょうか。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 ふるさと納税の苦情ですとか意見、どういったものがあるかということでございますが、意見については、ポータルサイトですとか、そのもののところに口コミというのがついているのですけれども、そののこのところについて、何件かついているのを見ると、おおむね、大変ありがたかったとか、またリピートしたいですとか、そういういいイメージを持った、悪い口コミというのはあまり見たことはないです。直接苦情とかいただいたこともそれほどございません。

あと、行政バスの町内外の利用というのは、町内に行った件数と外に行った件数ということでよろしいですか。使った件数ですか。それでよろしいですか。

○吉本秀二委員 利用者の関係で町内の人と町外の人というのは、これは区別はできるのですか。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 基本的に行政バスは町内の団体の方に貸し出しますので、町外の方がその団体に含まれていることはございますが、基本的に町外の団体とかには貸出しはしていませんので、そういった件数はございません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 制度が変わったというか、以前はストレスチェックにかかったというか、幾らかこういう人がいるというようなことで把握されて、そういう人に対する対応もしていっちゃったと思ったのですけれども、今、本人が医師等に相談をして、申告がないので分からないというお話だったのですけれども、ストレスチェックをやって、いろいろ問題を抱えている職員はいるとかいないとか、そういったものは把握はされないということなのですか。それが1点です。

それと、返礼品については分かりました。ただ、これはどうなのでしょう。返礼品でも、これはこの決算の質問には合わないかな。記念日等に合わせた配達ができればもっと増えるような人ができるのではないかというようなことを考えたのですけれども、それは難しいこと……

〔何事か言う人あり〕

○吉本秀二委員 分かりました。了解しました。やるとしたら総括でやります。

○狛守勝義委員長 その質問は先ほどもう終わっているはずですがけれども。

行政バスのほう。

○吉本秀二委員 行政バスのほうについては、もう一点は、350万円で予算が組まれたと思ったのですけれども、結果を見ると431万4,695円に膨らんでいるわけですがけれども、その理由を、どのようにしてこれだけ膨らんだのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからストレスチェックの関係でお答えさせていただきたいと思います。

ストレスチェックにつきましては、国の労働安全衛生法のほうで検査をすることを義務づけられておりまして、それに基づいてやっておるわけですが、その結果については、先ほど申し上げたとおり、個人的な内容について事業者提供せず、検査機関のほうから直接本人にお渡しするといった形になっております。それで、こちらの事業者のほうでは、誰がどういう結果というのは分からずに、こういう結果の人がどれだけいるよというような状況はいただいていますので、それについては町の労働安全衛生委員会のほうで諮らせていただいているという状況でございます。

あと、本人からの申出についてなのですが、一応こちらのほうについては、健康診断の結果が思わしくない方の相談日を設けておりまして、それと同じときに、もし必要であれば、気になる人はお気軽にお申し出くださいという形で周知させていただいてまして、そのときに、こちらでは全く把握していませんが、お話しいただいている方もいらっしゃるかもしれないといったことで、一応、場については提供させていただいているような状況でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

予算が350万だったのですが、決算で431万4,000円程度となっている理由でございますが、当初想定していた段階では、利用のほうがそれほどまだ回復しないかなと考えていたのですが、その後、結構、秋口以降から利用が伸びているような状況もございましたので、補正予算等に対応すればよかったのですが、その不足分については予備費のほうで対応して払ったような状況でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今回、2点につきまして質問させていただきます。

まず、52ページの役場電気自動車充電設備3基設置の効果はということと、54ページの自動車借り上げ料の車種は何だったのかお伺いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは、役場電気自動車充電設備3基設置の効果について、まずお答えさせていただきます。

昨年度、公用車を電気自動車にしていくことに備えて、公用車の電気自動車充電用として3基の

充電設備を設置させていただきました。電気自動車については、昨年度1台リースをしていて、現在使用中と、そういった状況でございます。

以上になります。

続きまして、自動車の借り上げ料の車種についてですが、令和5年度に当該事業で自動車借り上げ料の対象となっている自動車の台数は36台となっております。車種の内訳といたしましては、小型の貨物車、俗に言う5ナンバーのバン、こちらが8台、軽乗用車、こちらが18台、軽貨物車が5台、内訳とすると軽トラが3台、軽バンが2台です。あとは普通乗用車、こちらが3台、最後に幼稚園バスが大小で2台ということで、合計36台の借り上げとなっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 52、53とちょっと関連するので、一緒に質問させていただきますけれども、今お伺いしたら、36台の内訳は、小型5ナンバーと軽トラと軽貨物と普通自動車、幼稚園バスということで答弁いただきましたが、先ほど52ページのほうの質問のところでは、リース車で電気自動車1台というのは、何を1台リースしているのかお伺いします。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 EVの車種はというご質問かと思います。こちらについては、軽乗用車18台のうち1台がEV、電気自動車となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 電気代が、EV車の家庭でやっているのと多分同じような設備なのかなと思うのですが、大体1キロワット当たり20～30円と言われているのですけれども、電気代については、やはり1キロワットで20～30円ぐらいで電気代としてやっているのか。そして、年間の走行距離というのは、走行距離は何キロぐらい走っているのか。あと、充電時間は満タンにした場合にどのくらい時間がかかり、満タンで大体2,000円程度と言われているのですけれども、軽だからもっと安いかなと思うのですけれども、どのくらいの金額で入れられているのか。

最後の質問なので、いっぱい言いましたけれども。

○狛守勝義委員長 石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 まず、金額については、電気料は全てちょっと込みになっていますので、一切分かりません。

あと、走行距離ですか。走行距離については、一応たしか200キロ程度を満タンで走れるような状況で、ただエアコンをつけると、ざっと150キロ程度ということになるのですけれども、あとは個人差といった状況になります。

以上になります。

〔「充電時間」と言う人あり〕

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 すみません。充電時間ですね、申し訳ございません。充電時間については、ざっと8時間かかるということで聞いております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目、新空調の関係で電気料の比較を伺いたいと思います。

次に、令和5年度中に育児休暇を取得可能な職員の人数、そのうち何人が取得したのでしょうか。

次に、残業の多い課は何課で、何時間くらいだったのでしょうか。

次に、病気休暇の取得日数は何日か。一番長い方は何日か。また、精神を患っている職員はいるのか、伺いたいと思います。

次に、会計年度任用職員、機械的に雇い止めはあったのか、伺いたいと思います。

平和事業は結構です。

次に、入札契約について、町内外業者の発注状況について伺いたいと思います。

公債費も結構で、ふるさと、これも結構です。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから、まず新空調、電気料の比較といったことでお答えさせていただきます。

電気料金は、令和4年度から令和5年度にかけては、年間で85%程度下がっているといった状況になっております。

続いて、育児休暇を取得できる人数と、何人が取得できるのかといったご質問でございますが、令和5年度において育児休業の取得が可能な職員は20人となっております。そのうち育児休業を取得した職員は10人となっております。

続いて、残業の多い課は何課で何時間くらいかといったご質問でございますが、こちら令和5年度に時間外勤務が多かった課ということで単純に計算させていただきますと、地域支援課で1年に752時間となっております。

次に、病気休暇の取得日数は何日か、一番長い方は何日か、また精神を患っている職員の方はいらっしゃるかといったご質問でございますが、病気休暇については、同一疾患で最大90日までとなっております。それで、90日を超えると休職を届け出いただくことになります。ですので、90日を超えて休職を届け出た方でお話しさせていただきますと、その方は3人いらっしゃいました。最も長い職員に関しましては、昨年度1年間丸々休職をされたといった状況になっております。3人とも精

神の関係となっております。

続きまして、会計年度任用職員の機械的に雇い止めはあったのかといったご質問でございますが、機械的に雇い止めをしたという事例はございません。

以上になります。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、入札契約につきましてお答えいたします。

令和5年度の発注状況につきましては、工事の総契約件数は24件でございました。そのうち町内業者との契約は16件、66.7%でございます。契約金額につきましては、総契約金額5億4,335万4,000円のうち、町内業者との契約は2億3,256万3,000円、42.8%となっております。

委託業務につきましては、総契約件数は34件でございました。そのうち町内業者との契約は5件、14.7%でございます。契約金額につきましては、総契約金額3億3,867万3,000円のうち、町内業者との契約は9,500万、14.7%となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 新空調が令和4年度からでしたか。この期間が85%ということで減になっているということですが、令和4年から新しいあれになったのかな。令和4年でしたか。5年ですよ。そうですね。それではおかしくなってしまうのではない。令和5年の途中からでしょう。4月からではないよね、途中からですから。同じ期間で比較をしないと正確な金額の差というのは出ないのではないですか。ちょっと違うように感じたので、もう一度伺いたいと思います。

それから、育児休業が正確な言い方なのですか。20人で10人が取得したということなのですが、どうなのでしょう。残り10人というのは、なかなか取得しにくかったのか、その辺はお分かりですか、伺いたいと思います。

残業の多い課は地域支援課だということで、752時間という、計算ばつと出ないので、一番長いのでどのくらいの残業になるのか。月80時間を超えると死亡するという、そういうデータではないな、そういうのが出ていますので、伺いたいと思います。

そうですか、90日を超えると休職になると。その休職された方が3人いて、いずれも精神の関係だということで、どこまでお話しできるかあれなのですから、そこに至るまではどういう、長時間の残業があったのか、厳しい仕事というか、だったのか、お話しできる範囲で結構ですので、伺いたいと思います。

会計年度任用職員は、そうですか、嵐山では機械的な雇い止めはないということで、これは本人が続けたいということであれば、ずっと続けられる状況にあるということなのですか、伺いたいと思います。

入札の関係なのですが、ちょっと全部書き切れなかったもので、毎回、要旨でもらっているのです

が、今回もお願いしたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから、まず電気料の関係をお答えさせていただきます。

5年度に、先ほど申し上げたとおり空調の更新をさせていただきまして、それが7月に試運転を開始してということになっております。電気料金ということでお聞きしていただいていたので、85%程度電気料金は下がったとご説明させていただいたのですが、昨年度は国のほうの補助金が入っていましたので、電気料金自体は下がった。ただ、電力の使用量自体は当然上がっております。ですが、結局更新前の空調のほうが実際4分の1程度の能力しか発揮できないような状況でしたので、電力自体は4分の1程度しか使用していなかったところが、新しい空調になったところで、実際フル回転すれば4倍程度の電力を使用できるような状況になったのですが、そこまで電気の使用量はいいいけませんので、そういった意味で考えると、新しい空調の機械が割と電力の使用が少なくて済んでいるのかなというふうに考えておるところでございます。

育児休業についてなのですが、10人取得して、残り10人取得していないといった状況でございますが、こちら10人の方は全て男性職員となっておりますので、ちょっと状況的には把握はしていませんが、一般的なというか偏見な考えになってしまうのですが、奥さんのほうで見られるからということで取得をしなかったのかなという考えになるかなと思っております。

続いて、残業の関係です。時間外の関係ですけれども、地域支援課のほうが752時間ということで一番多いわけなのですが、対象とする一般職の職員が8人おるという状況ですので、平均すると一人頭94時間程度といったことに、あくまでこれは年間になります。

続いて、休職のほうの状況なのですけれども、3人のうち……ちょっとお待ちください。

〔何事か言う人あり〕

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 では、休職についてはまた後ほどということで、すみません。

会計年度任用職員のほうの、本人が続けたいということであればということでございますが、まず前提としてご説明差し上げさせていただきますと、会計年度任用職員については、あくまで1年間の期間を決めての雇用となるのが大前提でございます。当然継続の希望があるということもございます。そういった場合でも新規に応募をしてくる方と同様に履歴書等を出していただきまして、同様に面接をさせていただき、必要としている担当課と協議の上で採用を決めているといった状況でございます。その際に採用ができなかった方も、一応ご本人のほうに確認の上、名簿登録はさせていただいて、新年度に必要な応じてお声がけをさせていただくといった状況で進めております。

○狹守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 病気休暇、先ほどお話ししました3名のうち、1人は1年間休職を取っていたということで、2名の方についてちょっとお話しさせていただきます。

川口委員さんのほうから、長期の残業があったかということですが、町として、その方が休むときに過去のを調べさせてもらったら、全く長期な長い残業があったということは認めてはおりませんでしたので、公務的な災害ではないというふうに思っております。

以上です。

○狹守勝義委員長 では、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 電気料なのですが、そうですか、思ったほど金額は下がっていないということなのですか。1年で結果見るというのは早いのでしょうかけれども、でも、結果が見られるぐらいに新しいのは下がるのかなと思っていたので、意外だったなと。何か前から見ると随分小さくなっていますし。そうですか、また後でこれはではお聞きしたいと思います。

育児休業なのですが、そうすると、10人育児休業を取ったというのは、これ全員女性ということなのですか。男性は一人も取っていないということなのですか、伺いたいと思います。

残業の多い課、これはでは意見になってしまうから、これはいいです。

会計年度任用職員なのですから、1年ですよ、名前から会計年度ですから。でも、続けてやってもらうことのほうが皆さんにとってもいいと思うのです。ちょっと指示しただけで、もう分かって仕事をやってもらえるわけですから。できるだけ長くやってもらうことのほうが、これも意見になってしまうな。

いいです、では、終わりにします。

○狹守勝義委員長 では、答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは、育児休業を取得した職員10人の内訳ということでお答えさせていただきます。

10人のうち女性職員が7人、男性職員が3人となっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、主要な施策の26ページですけれども、地方創生臨時交付金2億8,859万140円の成果を伺います。

それから38ページ、財政調整基金の主な支出について伺います。

46ページ、職員健康診断結果、会計年度任用職員の健康診断料4人分の理由を伺います。

それから、47ページ、職員研修事業負担金と人数と参加先を伺います。

それから、行政バスの運行事業については結構です。

そして、決算書の349、350ページで、行政財産の土地、公園186平米、普通財産山林759平米の増の理由を伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

石橋副課長。

○石橋正仁総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうからは、職員健康診断結果、会計年度任用職員の健康診断料4人分の理由について、まずはお答えさせていただきます。

職員の健康診断結果については、こちら会計年度任用職員も含んでおります。

まず、結果として、Aの異常なしが2.72%、Bの僅かな異常が6.80%、Cの経過観察が31.29%、Dの精密検査・要治療が38.10%、Eの治療継続が21.09%になります。また、会計年度任用職員の健康診断料4人分については、令和5年度中に採用する会計年度任用職員の健康診断となっております。

続きまして、職員研修事業負担金、人数、参加先ということでございますが、こちら、まずは刈払機の作業従事者安全衛生教育講習会ということで、刈払機の講習会に11人、こちらが11万円相当、あとは、もう一点、埼玉県町村会主催の中堅職員視察研修会、こちらに1名参加いたしまして、こちらが2万9,000円ということで、合計がその金額となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から、地方創生臨時交付金の関係につきましてお答えいたします。

地方創生臨時交付金の成果につきましては、地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、交付金の趣旨でありますエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するということを念頭に置き、非課税世帯への給付金をはじめとした24の事業を実施いたしました。

事業の成果につきましては、なかなか数値ではかれない部分もございますので難しいところではございますが、2度の補正予算を編成し、物価高騰の影響を受けている非課税世帯への給付や子育て世帯への給食費の補助、子ども1人当たり8,000円の給付の実施、水道料金の4か月間の基本料金の免除、障害者施設や介護サービス事業者への補助、農業者や小規模事業者等への各種補助金の実施など、生活者から事業者まで各方面に幅広く支援を速やかに実施し、経済的な負担の軽減を図れたことが成果であったと考えております。

続きまして、財政調整基金につきましてお答えいたします。財政調整基金につきましては、繰入れが2億9,000万円で積立てが2億1,300万円となりまして、繰入れが積立てを上回っている状況でございました。財政調整基金につきましては一般財源でございますので、これといった特定した支出に充てるものではございませんが、基金からの繰入れが積立てを上回った主な理由としましては、

令和４年度にはなかった企業奨励金の支出が2,757万円程度あったことや、元金償還金の増などにより公債費が3,670万円程度増加したことが挙げられます。

続きまして、行政バスについてお答えいたします。令和５年度の行政バス……

〔何事か言う人あり〕

○金子 守総務課財政契約担当副課長 いいのですね、すみません、申し訳ないです。

行政財産の土地の増の理由につきましてお答えいたします。行政財産の土地、公園186平米の増につきましては、主要な施策の説明書125ページ、一番下の段の公有財産購入費、土地開発基金買戻し、平澤地区内公園の面積でございます。普通財産山林759平米につきましては、川島地区内の山林を寄附いただいたものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、普通財産山林759平方メートルですけれども、川島地区の山林というのはどこになるのか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 それだけでいいのですか。

○渋谷登美子委員 それだけでいいです。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

場所につきましては、志賀２区分の川島地区がございましてと思うのですが、志賀の第１公園があると思うのですが、そこから川島の自治会館、鬼鎮様のほうへ抜ける道があるところに小さい排水路があると思うのですが、その細い橋を渡るところの東側の土地でございます。こちらの土地については、花見堂東遺跡内に位置する花見堂古墳群の３号というのが残る土地になっていまして、その土地を寄附したいということで、寄附を受けたものでございます。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

○渋谷登美子委員 いいです。分からなかった。

◎発言の訂正

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 申し訳ございません。１点、答弁の訂正のほうをお願いいたします。

吉本委員の行政バスの３回目の答弁で、予算の不足分については「予備費で対応した」と答弁をいたしました、**「流用」**の誤りでございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○狹守勝義委員長 以上で、総務課・会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えだけの休憩で、続きまして地域支援課のほうの質疑を行います。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時43分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、竹内委員から質疑をどうぞ。

○竹内隆哲委員 すみません、ちょっと資料が今、手元になくて、まもり隊の予算があるのですけれども、すみません、資料、決算書の79ページです。嵐山まもり隊支援事業34万9,672円の使途をお伺いします。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 答えいたします。

令和5年度決算額の使い道といたしましては、令和5年度に登録いただいております24団体のほとんどの団体が活動内容といたしまして公共施設における除草活動を挙げていただいておりますので、ごみ拾い等の清掃活動用具、軍手ですとかごみ袋等、そして除草作業用具、草刈り機、草刈り機の刃、燃料としての混合ガソリン、それから鎌等を購入して支給していることが挙げられます。以上です。

○狹守勝義委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内隆哲委員 確認になりますけれども、消耗品関係を支給されていると。その経費が約35万円ということでしょうか。

○狹守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 はい、そのとおりでございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは2点です。

まず、主要施策の48ページ、住民・税情報システム運用管理事業、この中の委託料の表中、令和5年度標準準拠システム移行支援業務については、表中の県町村情報システム共同化事業（クラウド化）に伴うものなのかどうか。その中で言っている差異分析を行われたようですけれども、それによって事務の変更であるとか表記の変更等があるのかお伺いします。

2点目、同じく主要施策の49ページ、電子自治体推進事業、この表中、コンサルティング委託業務、これの具体的な実績について伺います。

以上、2点です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、私のほうから答弁させていただきます。

まず、令和5年度標準準拠システム移行支援業務に関しましては、国の標準化対応に伴うシステム要件のところで、委員さんご指摘のとおり、現在運用している町村情報システム共同化事業のシステムを標準化対応していったときの差異分析に出している業務委託になります。

こちらにつきまして、続きまして差異分析で事務、表記変更等はあるかというところなのですが、当然のことながら標準準拠システム上では国が示した仕様書に基づいて実装すべきもの、実装しないもの、実装はしているものの統一しなければいけないもの、多岐にわたって仕様書が提示されて、仕様書についてももう3回改訂されていて、まだ確定していない状況なのですが、その中で差異分析も含めて、年々、毎年実施しているものになります。

差異分析につきましては、いろんな部分の差異分析がございますので、簡単なもので言うと、例えば帳票の表記がそもそも統一するとやっぱり変わるものもございますし、システム要件的なもので言うと、分かりやすいもので言うと、例えば住基システムとかで世帯の構成員の表示の仕方、例えば「祖父」という表示はもう使えなくなりますので、ではそれは標準準拠仕様書ではこういうふうに変えなければいけませんよというものが、ありとあらゆる形で提示されている状況になります。その差異分析を全てのシステムにおいて出した委託契約がこれになります。今、原課のほうで、それに基づいて業務上どういう支障があるのかとか、そういったものは継続してやっている状況になります。

続きまして、コンサルティング委託料の具体的な実績というところでございますが、コンサルティング委託につきましては、以前にもご質問いただいている部分になりますが、引き続きアドバイザー契約ということで委託しているものになります。主な実績というよりも業務内容というところになりますが、当然のことながら引き続き毎月の定例会を開催させていただいて、各種導入システムのアドバイス、またプロポーザル等の導入支援、それから個人情報保護委員会の規定に準拠した外部監査、それから全職員の職員研修、そういったものを多岐にわたってやっただけという状況です。このコンサルティング委託を出している武城さんという方は、総務省の地域情報化アドバイザーにも就任されておりまして、ほかの自治体は、国に申請をして来ていただいて、いろんなこと、例えば標準化のこともそうですけれども、アドバイスをいただいているような方になります。うちのほうは委託料をお支払いしていますので、毎月、その部分も含めていろいろなことを支援していただいているというような状況になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 それでは、再質問です。

まず、最初のほうの、これは差異分析なのですけれども、差異分析、詳細にご説明いただきましたので、内容は分かりました。差異分析によって住民サービスに影響するような部分、例えば帳票類で変わってしまうとか、あるいは送り方が変わってくるだとか、そういった影響度合いというのは何か、今、分かっていることが、大きなものだけでも結構ですので、ありましたら教えていただきたいと思います。

それと、これに関連して、今やっているのが、情報化システム共同化事業そのものなのですけれども、この事業を今後どうやっていくのかというか、もういつ頃完成するのかとか、そういうめどといたしますか、そういうものはどういうものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

2つ目の、あとはコンサルティングなのですけれども、これもお指摘いただいたとおり、毎年聞いているようなあれなのですけれども、毎月定例会で来ていただいている、恐らくこれが、いつ、お話もうありましたので、同一人の方にご協力いただいているということなので、町の業務をよくご存じなのだと思うのですけれども、先ほどご説明いただいた中で、職員研修なども協力いただいていることなのですけれども、これは研修費ではなくて、このコンサルの中で具体的に職員研修に携わっていただいているのでしょうか、この点だけ伺います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、お答えさせていただきます。

まず、一番最初の今回標準化に当たって住民の皆さんに大きく影響を及ぼすものは何かあるのかというご質問だと思いますが、こちらについてはそれがないように、当然、標準化対応に向けて精査しているところではあります。ただ、当然これ標準化するに当たって、システムの中身だけではなくて、さっき言った差異分析によっては、今まで検索できたものができなくなってしまうですとか、内部の事務のところに職員の負担増になる部分というのも確かにございます。ただ、逆にこれまで実装できていなかった標準的なものも実装できますので、そういった意味では、メリットもあれば当然デメリットもあるということになります。住民側の目線で言いますと、今、文字同定という作業を実施しております。例えば住基にそもそも提示されている文字フォント、それから戸籍に同期されている文字フォント、それから、例えば今、ウィンドウズ標準で文字フォントを使っていますが、その文字フォントとの差異とかというのも、ある程度国のほうで同定支援ツールというものが今やっと開発されて、全ての文字について同定支援ツールで適用、比較というのですか、そこに適用しない文字をどうするかというのを今、対応しているような状況になります。

あと1点、専門的になりますが、標準文字という国は言い方をしているのですが、それではなくて、今まで町村独自に文字をつくって登録していたものというのは基本的に適用になりません。そういった意味では、今まで外字という取扱いでやっていたものをどこまで標準文字のほうに吸い上

げて、そこに適用にならなかった方に対してはどうかというところは1点、住民の方、うちの町で対象になる方がいらっしゃるかは分かりませんが、唯一ちょっと懸念される場所なのかな。ただ、前回、外字の特定の作業のツールでやったときに、たしか30文字ぐらい程度だったと思いますので、そこに関しては、うちの町に関しては大丈夫なのかなと思います。ただ、ちょっと政令都市レベルの20万人以上とかそういう自治体は、その作業だけでも相当大変なのかなというふうに想像しているところです。

続きまして、自治体の共同運用している今の仕組みをどうするのかというところのご質問だと思います。現在、平成13年あたりから町村の、最初18自治体、今20自治体で共同運用しております。今回、その自治体の先行事業として標準化対応で川島町、美里町がガバメントクラウドの環境で運用をしているところになりますが、基本的に今ある自治体クラウドのものを標準化に移行するというのが単純なイメージになります。ですので、先ほどのご質問の中にもありましたとおり、標準化するに当たっては、相当な作業量と負担感がございますが、嵐山町につきましては、国の実証事業で検証されている利用環境で大丈夫というような方向が一応示されていますので、そういった意味では安心なのかなというふうに思っております。ただ、当然システム運用をするに当たっては、切替え時に現行システムと、今度新たに切り替える標準化システムのところで並行稼働、または切替えの作業に対しての無駄な費用、無駄という言い方はよくないのですが、現行の機器を入れ替えたときに、次の機器のときには使えなくなるものもございます。うちの町としては、その部分がちょっと今、課題なのかなというところになります。

最後に、コンサルティング委託のところで、職員の全員研修のところがこの委託に含まれているのかというご質問だったと思います。こちらにつきましては含まれているものになります。全職員研修、年1回は必ず行っているのですが、個別に、年度によっては管理職研修を行ったりですとか、セキュリティーインシデントはございませんが、そういった兆候が多く見られるときには個別に研修をしていただいているところになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時28分

○狛守勝義委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○狛守勝義委員長 まず初めに、加藤主席主査のほうから答弁の訂正を求められておりますので、許可したいと思います。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 申し訳ありません。先ほど小林委員のご説明のときに、町村自治体クラウドの開始年度について、私のほうは「平成13年」というふうに言ってしまったのですが、正しくは「2013年、平成25年」の誤りですので、すみません、この場で訂正させていただきます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

○狛守勝義委員長 それでは、吉本委員からの質疑から始めたいと思います。どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私のほうから3点お願いしたいと思います。

111番、これは決算書の57ページにあります総務費、一般管理費の委託費、これ不用額が666万5,292円ありますが、理由をちょっとお聞きしたいと思います。

これと118番、これは主要施策の62ページになります。防犯対策事業として嵐山町特殊詐欺対策電話機の購入につきまして、これの交付件数についてお伺いしたいと思います。

119番、これは主要施策の70ページになりますけれども、住宅・土地統計調査事業、これで指導員2人、調査員10人で行っておりますけれども、これの調査対象の範囲、これと世帯数についてお伺いしたいと思います。

○狛守勝義委員長 それでは、順次答弁を求めます。

加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、私のほうから総務費、一般管理費、委託料の不用額666万5,292円の理由についてご説明させていただきます。

こちらは、主たる委託料の費目のところは、住民・税情報システム運用管理事業、それから電子自治体推進事業の委託料の執行残になります。内容といたしましては、先ほど小林委員のほうでも若干ご説明をさせていただきましたが、基幹系システムのリプレースの時期が昨年度から訪れておりますが、全ての機器をリプレースするに当たって標準化対応の仕様と整合性を取って無駄のないような要件定義をすることが年度内に確定することができず、未執行となったものになっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうからは、防災・防犯対策事業につきましてお答えさせていただきます。

補助金交付実績に対する交付件数は330件であり、1人当たりの平均額が9,601円となっておりますので、ほぼ交付限度額が支給された形となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 私の方からは、住宅・土地統計調査事業につきましてお答えいたします。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態や現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を5年ごとに調査し、その現状の推移を全国及び地域別に明らかにすることで、住生活関連施策の基礎資料を得ることを目的としています。調査区につきましては、令和2年度の国勢調査を基にいたしまして、嵐山町では30調査区が対象となりました。

指導員、調査員の調査対象範囲と世帯数ですが、指導員2名のうち甲調査区を14、乙調査区を1、もう一名の方が甲調査区を13、乙調査区を2受け持ち、調査員はそれぞれ住人の方が3調査区を受け持ち、おおむねその世帯数は140から240ぐらいの世帯の方でございました。また、甲乙の調査区なのですけれども、こちらも国からの抽出による指定になるものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 それでは、111番の不用額の関係、これは節約に当たったということで理解いたしました。ありがとうございます。

それで、118番のほうなのですけれども、全部補助は使い切って、330件ということでご回答をいただきました。当初予算にこれはのっていたのかなと思って私は見たのですけれども、ちょっと見当たらなかったんで、補正予算でのあれかなと思いましたが、それとこの件数で、もうこれによって補助を受けていた方もいらっしゃいますけれども、もともと持っている人もいるわけなので、効果というのは、どのくらい入っていてどのくらい入っていないというのはなかなか難しいかと思うのですけれども、この件数に対してどのように評価していらっしゃるか、それを聞きたいと思います。

それと119番の、これは5年に1回で8月から10月に行われるということのようではございますけれども、どのようにしてこの指導員、あるいはまた調査員のほうを選任しておられるのか、その選任方法についてお尋ねしたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私の方から、電話機購入の補助金の関係の効果につきましてお答えいたします。

先ほど件数330件ということでお答えしましたけれども、その効果につきましては、補助金の交付申請期間が令和5年の7月から6年の2月末ということでありまして、この期間におきましては詐欺被害、金融犯罪被害がなかったということで承知しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 住宅・土地統計調査指導員及び調査員の確保といいますか選出なのですけれども、指導員2名につきましては、1名の方は元職員の方、もう一名の方は町の登録調査員の方、調査員の方10名のうち、元町の職員の方で3名お願いいたしまして、あとは町の登録調査員の方及びそれにまだ満たなかったもので、その意欲のある方につきまして探して、直接依頼をしたものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうしますと、このことで被害がなかったということで、多分いろんな広報等も通じてそういった効果もあったのかと思うのですけれども、今後について、こういった事業をさらに続けていっていただけるとか、そういったことは考えていらっしゃるのかお伺いしておきたいと思います。

これと、土地統計調査の関係ですけれども、これには資格とか、そういう指導員とか調査士になる資格なり、あるいはこういう人をしなさいとかこういう人はできないとかいう、そういったものはあるのでしょうか、それをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○狹守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

特殊詐欺防止電話につきましては、地方創生臨時交付金のほうの物価高騰ということで、警察と相談しまして、この事業が使えるということで使わせていただきました。恐らく埼玉県内でこの事業、地方創生臨時交付金を特殊詐欺電話に使ったのは嵐山町だけだと思っています。今後につきましては、この前、警察ともお話をしたのですが、振り込め詐欺の電話に関しては、いろいろマスコミ等もありまして少し何とか抑止できているのですが、今スマートフォンで、ショートメールで結構銀行の凍結とかということがあって、架空請求的なもの、こちらのほうが今多いので、電話は電話でやりながらなのですが、スマホのショートメール対策を何とかできないかというのを、警察のほうもそのように考えておりますので、財源的にはそういう本当に10分の10のようなときがないとなかなかできないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 指導員の方、調査員の方の資格の要件とかの関係なのですけれども、一応国のほうから示されておりまして、指導員の選考に当たっては、原則として民間人であること、25歳以上の者であること、秘密の保護に関し信頼の置ける者であること、また選挙に直接関係のない者であることというところが示されております。調査員の方の要件につきましても、ほぼ同じような選出の留意事項が示されているのですけれども、調査員の方については、年齢

要件のほうは、またこちらが20歳以上の者というふうに若干緩められております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、私からは2問です。

51ページの広聴事業で、町政モニター効果と意見、要望は。

2問目が56ページ、イラストレーター使用料の効果はということです。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

まず最初に、町政モニターの効果と意見、要望につきましてなのですが、こちら令和5年度の町政モニターの実施につきましては、その前年までの電子申請で登録していただいた方を対象にした調査方法から、より多くの方から町政に関するご意見をいただきたいとの考えから、町の公式ラインアカウントの友達登録をされた方を対象にする方法へと変更いたしました。アンケートにつきまして、令和5年度に町の公式ホームページのリニューアルに関するものとさせていただき、対象は調査実施時に1,492名で、回答は54名でした。ご回答いただいた年代的には、20代から60代の幅広い年代の方にお答えいただいております。それと、この決算額3万円につきましては、ご協力いただいた方を抽選で30名分の地域商品券1,000円をお礼としてお渡ししたものでございます。

続きまして、ホームページ運用管理事業の中のイラストレーターの使用料とその効果なのですが、決算額5万2,562円ですが、このイラストレーターというソフトはグラフィックデザインソフトの年間の利用料でございます。その使用の効果なのですが、地域支援課では武蔵嵐山駅のデジタルサイネージの掲載用のイラストの編集、それと毎月の広報紙の表紙のタイトルのデザインなどで使用しております。こちらは、編集する人間のセンスというのが必要となってくるのですが、ソフト自体、出来上がったものについては視覚的にも優れたものをデザインできていると思います。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 6番の質問から再質問します。

人数は、先ほど伺ったのだと129名の登録者がいて、アンケートの回答は44名だか四十何名だかが答えたということではなかったのでしょうか。それで、このアンケートにお答えいただいた方を抽選で30名に地域商品券を1,000円分差し上げたというお話でしたが、これは、ではアンケートのときに、その何というのかな、電子の中で、もしアンケートに答えた場合には抽選で30名の方に差し上げますよというのがうたってあって、皆さん認識の上で30名の方がいただいたということではなかったのでしょうか、伺いたいと思います。

イラストレーターの件ですけれども、こちら私、イラストレーターさんがいるのかと思っていましたら、ソフト、この金額、5万2,500円でソフトを購入されて、そのソフトで駅のところの何とかサイネージと、あと広報紙にイラストとして使っているということでしたので、例えばこれは町では買っているのですけれども、議会だよりとかにもこのイラストレーターをお借りできるということは、いかがなものなのでしょう。これは、あくまでも町のみ使用ということで、それだけまず確認したいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁求めます。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 先ほどお伝えいたしましたアンケートの結果なのですけれども、すみません、対象は1,492人で、回答いただいた方は54名でございます。

それと、地域商品券をお送りした関係なのですけれども、こちらにつきましては、アンケートのところに抽せんということをやってお知らせしているものでございます。

それと、先ほどのイラストレーターのソフトの関係なのですけれども、こちらは5万2,562円で購入したものではありませんで、5万2,562円は年間の利用料でございます。なので、それを使い続ける限り毎年発生するものでございます。ソフト自体は、最近是这样いったクラウドで利用する年間の利用料という契約が多くなっておりまして、ソフト自体を購入するというものでは、今のイラストレーターではそういったものではございません。

それと、議会だよりで使用できるかということなのですけれども、こちらはライセンスの制度にのっとってみますと、1つしかライセンスは持っておりませんので、地域支援課のところで使っているのですけれども、大変申し訳ないのですけれども、議会事務局さんのほうにお貸しするということは、ライセンス上できないかなと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 2番目のイラストレーターのほうですけれども、ではライセンスを取らなくてはいけないということなので、使えないのは分かりました。こちらは、駅のところのデジタルサイネージのほうにいろいろと写真とか載っていたりとかするのですけれども、ではこれはイラストとか写真とか様々なものがイラストレーターの使用の中に入っているのですか。いろんな種類が入っていたのでしょうか。

○狛守勝義委員長 その1点でいいですか。

片岡副課長。

○片岡範行地域支援課政策創生担当副課長 使用料につきまして、デジタルサイネージのところにアップロードするデザインにつきまして、その編集につきましては、イラストですとか文字ですとか、写真も多少加工はできるかと思うのですけれども、それも含めたソフトの利用料になっております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 自主防災組織が増額しておりました。内容について伺いたいと思います。

次に、DXの進捗状況について伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうからは、自主防災組織に関しましてお答えさせていただきます。

令和5年度と令和4年度決算額を比較すると13万7,000円の増額となっております。令和4年度決算におきましては、町内に12ある自主防災組織のうち8つの会に対して42万6,000円の支出があり、内訳といたしましては、防災訓練の実施、防災倉庫の維持管理、会議の開催等に対する費用補助である自主防災組織の活動事業の補助が7つの会に対して11万9,000円、そして初期消火資機材、救助用資機材、訓練用資機材等に対する費用補助である自主防災組織の資機材整備事業、こちらが8つの会に対しまして30万7,000円支出されております。それに対しまして、令和5年度決算におきましては、令和4年度と比較しまして、防災会の活動がコロナ禍明けということで若干活発化になりまして、10の会に対しまして56万3,000円が支出されております。内訳といたしましては、先ほど申し上げました組織の活動事業の補助が10の会に対しまして18万8,000円、それから資機材整備事業が9つの会に対して37万5,000円の支出となっているところでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 それでは、私のほうから電子自治体推進事業、DXの進捗状況についてお答えさせていただきます。

DXの進捗状況は、町全体を捉えた形になりますと、国の計画に定められている重点取組事項について重点的に取り組んでいる状況です。特にシステムの標準化対応、それからマイナンバーカードの普及、利用促進、それとセキュリティー対策の徹底、この3点については重点的に取り組んでいるところであります。電子自治体推進事業の決算額の中に、特に費用のかかっている部分についてはございませんが、例えばマイナンバーカードの利用普及促進というところで、国のほうから示されている、特に国民の利便性に資する手続の子育て、介護、転入転出関係の31手続中21町村が実施する手続については、全て令和5年度中にオンライン手続の整備を完了しているところでございます。

以上になります。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 自主防災組織なのですけれども、令和4年は12のうちの8つ、そして5年は12のうちの10に交付したのだということによろしいわけですね。まだ交付していないところは、ちょっ

と体制というか資機材も弱いのかなという心配をするのですけれども、そういう要求がないのだから仕方ないといえは仕方ないのですけれども、でも住んでいる人はそうもいかないというか、そうは思わないと思いますので、その辺の指導とかというのは何かしないのか、やっぱり待っているだけなのか、伺いたいと思います。

D Xなのですけれども、そうですか、国の標準的なものでやっているということで。D Xと私混同しているのかもしれませんが、町内のペーパーから電子のほうに移すというのはどのくらいできているのだろうかと思いました。議会でもタブレット化というのを一時研究したことあるのですけれども、やっぱりそっちの方向……意見言ってしまうている。

では、町のほうがそっち方面のD Xはどの程度進めているのかをちょっと伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 私のほうで、ちょっとお答えになるか分かりませんが、例えばそのD Xという概念的な、抽象的な表現になっておりますが、やはり町民の利便性の向上、それからこれから2040年問題とか言われている中で、人も減り、働く職員も減っていく中で、いかに既存の業務を縮小せずに、新しいデジタル技術を活用して革新的に業務改善を行うものというような定義と捉えております。その中で、今、川口委員がおっしゃられたようなペーパーレス化的なものも当然入っているものであります。ただ、ペーパーレス化についてはD Xの分類に入とは思いうのですけれども、そもそもデジタル化という概念でいうと、デジタル技術を導入するだけという観点になりますので、ペーパーレス化することによって、ちょっと概念的なご説明で申し訳ありませんが、町民にとって利便性が本当に革新的に上がるのか、または今後縮小していく職員体制で、住民のサービスを低下させないでそのデジタル技術を活用するものが費用対効果も含めてあるのかというところが導入の核になっていくのかなというふうに考えております。国のほうは、当然いろんな、例えば最近でいうと電子契約ですとか文書管理システム、それからテレワークの推進ですとか、防災のほうでいえば、被災者支援システムの共同化的なものとか、様々なデジタル技術が今進んで出てきていますが、果たしてそれが嵐山町の規模に当てはめた場合に、優先して先ほど言った趣旨に対して取り組んでいくべきものかというのは、ちょっと見定めが必要なのかなというふうに捉えております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。私、防災会の関係でお話をさせていただきます。

防災会につきましては、まず町の自治会は35自治会がありまして、そのうち12でいろいろ、七郷で1個になったりとか、大根将で1つになって防災会をつくってございます。今、町の補助金を活用、例えば昨年度、この2年活用しているのは、遠山の防災会と鎌形の防災会で、大字が単独の防

災会でして、みんなぜひどうですかというお話は毎年するのですが、会計が自治会と一緒にですから、大字ですので。自治会の中でやるし、町のコミュニティ事業の中でやるから、あえて防災会の補助ではなく、そちらの事業でやるから大丈夫だと。あと、どちらかというと農村部ですので、皆さん発電機だとか資機材は持っていてまして、無理に買わなくてもとか、去年とかおとし、鎌形で防災訓練をやったのですが、そのときの費用も町を使わずに自治会のを使ったり、コミュニティ使うのでという形ですので、活動はしていると思いますが、単独の地区なので、地区の費用でやれてしまうというのがあるのかなと考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、主要な施策の21ページの小川地区更生保護サポートセンター、これは使用料の算出基準をお伺いいたします。何回くらい、月に2回くらいやっているみたいな感じは書いてありましたけれども、分からない。

それから、56ページ、男女共同参画推進事業2万4,000円、具体的な事業を伺います。

それから、60ページです。交通指導員の高齢化が問題になっていますけれども、実際に年代構成としてはどのような形になっているのか伺いたいと思います。

それから、61ページです。部落解放同盟嵐山支部の具体的な活動状況を伺います。

それと、先ほどの62ページの嵐山町特殊詐欺対策電話機購入補助金316万8,483円なのですが、これが臨時、本当にこれそうなのですかと思って今見ていたのですが、地方創生臨時交付金でやられたということですね。でも、私、午前中に総務のほうでこの内容をというふうに聞いているのです。でも、それは一切出てこなかったです。そして、318万円ぐらいだったらやはりかなりの金額になって、また全然別の人たちの、対策としては項目がちょっと違うので、こういうふうな形でやるのは、嵐山町だけだったら確かにそうだろうと思うのですけれども、その点についてどういうふうな基準でそれが出せたのか伺いたいと思います。

それとあと、令和4年はものすごい金額でしたよね、詐欺被害。それと、令和5年は全くなかったということなので、そうすると単純に電話機の効果なのか、これを購入し皆さんに補助を出しますよというふうな広報の効果なのか、どちらであるのか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 私のほうから順に、まずサポートセンター使用料の算出基準についてお答えいたします。

サポートセンターにつきましては、令和2年3月4日に行政財産、土地建物の使用について小川地区保護司会に許可しております。まず、土地につきましてはですけども、埼玉県の所有地であり、

建物の床面積82.11平米のうち45.86平米、割合にいたしまして55.8%を占有するという事で、県の算出貸付料の年額14万8,332円に対し55.8%ということで、まず8万2,769円が算出されます。次に、建物につきまして建物評価額、これが昭和26年4月21日築の木造の事務所ということで、136万151円の55.8%ということで、75万8,964円が求められます。それに対しまして、建物の貸付料率につきましては、嵐山町行政財産の使用料に関する条例に基づきまして、建物の一部を使用させる場合は、月額として当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じた額ということで、先ほど申し上げました75万8,964円掛けることの1,000分の6、その上で年額ということになりますので、掛けることの12か月ということで5万4,645円が算出されます。土地建物の合計ということで8万2,769円足すことの5万4,645円となりまして、13万7,414円が年額使用料となっております。

続きまして、男女共同参画推進事業2万4,000円の具体的な事業についてご説明いたします。2万4,000円の事業内容といたしましては、令和5年11月21日に開催されました第1回嵐山町男女共同参画審議会における委員報酬、委員10名中7名出席の中で4名に報酬をお支払いしているのが2万円、費用弁償が4名に対しまして4,000円ということで、合計2万4,000円となっております。審議会の場では、第4次嵐山町男女共同参画プランに掲げられた各施策目標値に対する実績の検証を行っております。

続きまして、交通指導員の高齢化、年代構成についてお答えいたします。令和5年度における交通指導員は、行事開催時に立哨をいただく指導員が4名、通学見守り、菅谷小2か所、七郷小3か所、志賀小1か所に係る立哨をいただく指導員の方が6名の計10名ということになっておりますけれども、行事開催に係る4名、こちらにつきましては、70代の方が3名、80代の方が1名として、平均年齢が令和5年度時点で76歳となっております。もう一方の通学見守りに係る6名、60代が1名、70代が5名ということで、平均年齢が令和5年度時点で71歳となっております。

続きまして、部落解放同盟嵐山支部の具体的な活動状況についてお答えいたします。令和5年度の活動状況といたしましては、部落解放同盟埼玉県連合会、それから比企郡市協議会に関する出張、会議、イベント等への参加状況として、令和5年の4月に3回、5月に5回、6月に3回、7月に2回、8月に5回、10月7回、11月2回、年が明けまして3月に4回、計31回で延べ64人が参加しております。その他、人権啓発活動といたしまして、11月の嵐山まつり、人権フェスティバル、それから2月のふれあい祭り、3月のみなくるフェスタに向けました具体発表に向けまして、ふれあい講座における歌謡健康体操教室、1回2時間程度でございますけれども、そちらの活動が支部の方と支部の方以外を含めまして、4月に1回、6月に3回、7月に3回、8月に2回、9月に2回、10月に5回、11月に2回、12月にも2回、1月2回、3月4回として計29回ございました。令和5年度の補助金といたしまして、団体に対しまして40万円を概算払いしておりましたけれども、活動実績に基づきまして精算を行いまして、7万1,800円を返還いただいたところでです。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より特殊詐欺の電話につきましてお答えさせていただきます。

先ほど私も総務課の審査をモニターで見えておりました。たしか総務課副課長が24事業該当したと言ったというふうに私は聞こえています。ですから、その24事業の中の一つがこの特殊詐欺の電話でというふうにご理解をいただきたいと思います。

まず、この事業ができたのかということに関しましては、たしか昨年4月に臨時交付金がありますよと。物価高騰だよという形で始まったときに、恐らく埼玉県全ての市町村に、埼玉県警からこの特殊詐欺の電話が対象になるからやってくださいというふうに、全市町村に通知が来たはずで。嵐山町も通知をいただきました。その通知をいただいて、小川警察と相談して、できるということでしたので、6月の補正予算にもう緊急で盛り込んで行ったというものでございます。先ほどお話ししたとおり、事業を行っている最中は嵐山町は被害はなかったのですが、今年の5月から被害がやっぱり始まってしまいまして、5、6の2か月で5件です。ただし、先ほど申し上げましたとおり、架空請求詐欺がそのうち3件で、去年まではほぼ全て電話がかかってきて取ってしまう詐欺に引っかかったのですが、今はスマホのショートメールをクリックして多分引っかかってしまうというのが、そちらのほうの流れが大きいということで、警察のほうもちょっとシフトというのですか、電話は大分録音したりとか対処態勢が取れてきたので少しは減ってきたけれども、その分ショートメールを使った架空請求詐欺が来ていると。確かに私もスマートフォンを見ると来ているなと、ショートメールに来ているのは分かりますので、あそこが今何とか止めたいというような話をしております。結果的に昨年の3月が一番最後で、そこから1年4か月は何とか被害ゼロでいったのですが、また今年の5月、6月と被害が発生してしまいましたので、なかなかやってもやっても難しいなというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○犬守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、私、小川地区更生保護サポートセンター、嵐山パトロールの場所ですよね。こういうものでさえも、やっぱり使用料というのを嵐山町がいただくべきものなのかというのをすごく考えていて、算出基準があるので、これは適切な金額というふうに考えてよろしいのでしょうか。それ1点。

それから、男女共同参画推進事業なのですが、これは年に1回やっただけなのですよね。具体的にどういうふうな評価になったのか伺いたいと思います。

そしてその次、交通指導員の高齢化についてはもう仕方がなくて、部落解放同盟の具体的な活動というのはずっと分かったのですが、それに対して全て費用弁償を出したということで考えていいのですか。1回幾らとか、今までとちょっと感じが違うのかなと思って聞いていたのですけれども、以前ですと、私が情報公開請求しているときは、まず最初に部落解放同盟の埼玉県支部に負担金を出します。そのほかに雑誌を購入しています。雑誌と新聞のお金という形で負担金を出していたの

ですけれども、今回は、毎回毎回、日当という形で出しているということですか。今、聞いていて、活動状況というのはそういうことになって、では行くということが活動状況になっているというふうに考えていいのかなと思いましたので。

以上です。

○狛守勝義委員長 安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より小川地区更生保護サポートセンターにつきましてお答えさせていただきます。

こちらに関しましては、令和2年度から建物の一部をお貸ししているという形、もともとあそこは駐在所の用地になっていまして、パトロールで使っている部分と、もう実際使っていない部分というのがございましたので、そのとき福祉課より、この小川管内で保護司の方々が集う場所を探しているということで、多分全て小川所管内を探したのかなと思っています。その中でパトロールセンターの一角が、ちょっと建物は古いですが、空いているということで、うまく内鍵をかけて出入りできないように、トイレは共用にしようということで、あれば使えるということで、令和2年度から使いたいということで申入れがございました。費用に関しましても、もう部屋を貸してしまうという、区分的にしっかり分けて、その都度ではなくてもうお貸ししていると。私たちは鍵も当然持っていませんから、入りもできないという形になりまして、当然使用料もお支払いしますということで、適切な使用料をこちらで計算をして毎年やらせていただいております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 すみません、私のほうから男女共同参画につきましてお答えいたします。

評価ということでございますけれども、5年度に関しましてはその1回のみ、審議会ということで、その際に、先ほども申し上げましたけれども、施策の目標値に対する実績の検証ということでございますので、例えば目標というか出た意見といたしましては、令和4年度にF1会議というのを実施したわけなのですが、出された意見は町の施策に生かされたかとか、そういった意見が出て、関係各課で情報共有したいとかという形でその委員さんのほうにはご説明している。それから、パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度における自治体間連携の状況についてですとか様々な意見が出てきたわけなのですが、それに対する回答を委員の方々にご説明しているというのが状況になっております。

続きまして、部落解放同盟の活動につきましてですけれども、委員さんおっしゃるとおり、解放同盟の県連の会議ですとか、そういった活動に出ていただいて日当をお支払いしているというのは、今も変わらずということとなっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、この頃情報公開請求していないものですから分からないのですけれども、部落解放同盟の嵐山支部に行って、1回、日当として幾ら部落解放同盟から請求があるのかというか求められているのか。それから、会議とかに行きますと旅費もみんな支払いますよね。それも全部支払っていて、そしてなおかつ雑誌のお金、新聞のお金、部落解放同盟埼玉県支部、埼玉部落解放同盟か、どっちか覚えていないのですけれども、その負担金も上納金、私は上納金と言うのですけれども、負担金は2種類払っていたと思うのですが、それも一緒に支払っているということなののでしょうか。1回に、あの当時だと2,000円か3,000円支出、行くたびに支払っていたと思うのですが、そういうふうな形であるということでしょうか、伺います。

○狹守勝義委員長 千野副課長。

○千野政昭地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えいたします。

1回ごとに2,200円という形でお支払いしていきまして、それが日当に当たりまして、そのほか実費で交通費が旅費という形でお支払いしています。会議に出ていただいて、例えばお昼をまたいでも昼食代は出ませんので、仮に昼食を取っていただくのもその中からお願いしているという形になっております。

それから、負担金につきましてですけれども、埼玉県連合会のほうと、あとは郡協のほうにも負担金をお支払いしていますので、2種類というのがそちらのほうの負担金になろうかと思えます。

それから、書籍に関しましても、資料、あとは新聞等に対しましても需用費といった形で支出しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 以上で地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩をいたします。

休 憩 午後 2時11分

再 開 午後 2時13分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

主要施策23ページ、戸籍住民基本台帳手数料、住民票写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付の件数は2,839件で約23%、窓口の負担は減ったか、デメリットはあるか質問いたします。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、コンビニ交付により窓口の負担が減ったかということと、デメリットについてお答えいたします。

町民課窓口での住民票、印鑑証明書発行件数は、令和5年度では、住民票が窓口で5,837件、コンビニ交付1,726件と全体の2.2割、印鑑証明書が窓口で3,714件、コンビニ交付1,113件と全体の2.3割でありまして、町民課窓口の発行件数は減少しております。また、コンビニで発行する時間帯も朝6時半から夜11時まで取ることができますので、コンビニ交付の効果はあったと考えております。ただ、マイナンバーカードが普及いたしますと、それに関係する事務、例えばカードの申請、交付、紛失による再発行、カードを交付してもう5年がたつ方のカードの更新、暗証番号を忘れた方の再設定などのマイナンバーカード関連の様々な事務が増加しております。町民課窓口全体から見ますと、職員の窓口を含めた業務の負担は、減少したとは一概には言えないと思います。

コンビニ交付のデメリットにつきましても、金銭的な面から見ますと、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への毎年の負担金が69万963円、また手数料が1通当たり117円、システム機構のほうに支払わなければなりません。また、マイナンバーカードがあっても暗証番号が分からないと交付ができません。暗証番号により個人情報が守られているという利点もございますが、コンビニ設置のマルチコピー機への入力の際に、暗証番号を3回間違えて入力してしまうとロックがかかってしまいますので、解除するには、お手数でも町民課の窓口のほうへ来て再設定の必要があるという手続がありますので、それらがデメリットかと考えております。

以上となります。

○狹守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 再質問いたします。

手数料についてですけれども、1件当たり117円ということで、仮に80%ぐらいの人が全てコンビニで交付をすると、ざっくり140万円はちょっと間違えたかな、100万超えてくるのですけれども、それは人件費と考えれば、比べればいいのか、町民の利便性を考えた上でどんどん推進していったほうがいいのかということと、あと嵐山町で利用できるコンビニの数と、近隣の市町村と比べて大体23%の利用率は多いか少ないか。この意図は、人口とコンビニの数が利用率に影響があるかということをやっと聞きたいと思っています。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 コンビニ交付の件になりますと、1件につき117円手数料を支払わなければならないということですが、窓口の分散化ということで、今、住民票と印鑑証明発行以外でも様々な、先ほど話したマイナンバーとか、あとは窓口の転出入の件もあるので、そのような事務に集中できますので、窓口を分散化してほしいということでコンビニ交付を進めてまいっているところです。嵐山町は、今のところ8割の方がマイナンバーカードを持っ

ておりますので。

コンビニの数なのですけれども、4件、ファミリーマートでもセブンイレブンでもローソン、ミニストップでもどこでも大丈夫ですので、それで一概に町内のコンビニではなくても、全国どこでも、遠いところ取っている方もいらっしゃいますので、その点は町民の人にとっては利便性が高いと考えております。若い方とは一概に言えませんが、本当に去年に比べてまた今年も利用率が増えておりますので、その辺は皆さん使用して利用しやすいのかなと考えております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私のほうからは1点で、121番で、決算書の121ページ、それと主要施策の82ページですか、これで健康診査の受診状況ですけれども、対象は何人で何%の方が受診されているか教えていただけますでしょうか。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

健康診査の受診率ですが、令和5年度は23.9%、受診者数は681人となっております、コロナ禍、令和2年度は22.6%で、コロナ前の令和元年度と比較しますと、元年度が30.9%でしたので7%ほどダウンしている状況ですが、コロナ禍の22.6%から比較しますと、少しずつではありますが受診者数も増えているという状況になってございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員。

○吉本秀二委員 これまでと違ったような対策を何かしたかというのはありますでしょうか。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

今現在、後期高齢のほうに関しましては、最初の受診勧奨だけで、2回目以降というのは行っていないのですけれども、やはり県のほうのデータヘルス計画等にもうたっているのですが、次第に未受診者勧奨等もほかの市町村がやっておりますので、そういった指導のほうがだんだん来るようにはなってくるとは思いますので、そうすれば、ちょっと今は限られた人数でやっておりますので、検討はしていくような形になっていくと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 一般質問でもさせていただいたのですけれども、コロナで急に下がっておりますので、早く回復させていただくような対策をしていただきたいと思います。

終わります。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 1点につきまして質問させていただきます。

転入転出ワンストップ申請の効果はということでお尋ねいたします。

○狹守勝義委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 転出転入ワンストップ申請の効果についてお答えいたします。

転出のときに役所の窓口に行かないで、マイナンバーカードでご自分のスマホやパソコンを利用してマイナポータルにて住民異動の手続を行った件数は、令和5年度は転入が35件、転出が42件ございました。転出転入される住民の方々につきましては、転出先の役所へ行かずに、転入先の役所へ行くだけで異動の手続が可能になりましたので、時間も短縮され、利便性が図られたと考えております。

以上となります。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 だいぶ職員の手を煩わせなくて済んだかなと思うのですが、令和4年、これ2023年の2月からできるようになったのかなと思うので、丸々1年、令和5年はやってきたと思うのですが、令和4年と比べて、窓口申請がこの数ぐらい減ったのか、効果を、その辺の比率がどうだったのかお伺いします。

○狹守勝義委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 では、比率につきましてお答えいたします。

令和5年度は、ワンストップで転入した人は全体の5%で、転出は全体のまだ8%ということで、少ない件数かなと考え、まだこれからというふうな感じではございます。ただ、職員の負担に関しましては、現在、住民移動の手続が町民課窓口で、今までどおり普通に転出とか転入で来られる方もありまして、アナログとかデジタル混在型事務というのですか、いろいろなパターン、マイナンバーカードありなしに関しても様々な事務処理パターンが増えまして、それに対して職員、会計年度職員もそうなのですが、間違いなく処理しなければならないという新たな負担は増えたかと考えております。

以上となります。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 このマイナポータルで転入転出ができますよという周知につきましては、どのようにされたのでしょうか。

○狹守勝義委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 この制度が始まるときに、一度、広報で周知いたしまして、その後は、窓口で案内とかはしているのですが、確かに利用の割合は少ないので、これから

ホームページとかで周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の29ページですけれども、中長期在留者住居地届出事務交付金が32万3,000円で、人件費が32万2,000円プラス1,000円というふうになっていたと思うのですが、この人件費というふうなものの考え方を、基準は職員の事務に対しての金額だと思うのですが、どういうふうな形でこの基準が算出されているのか伺いたいと思います。

それから、159ページの受託事業収入、後期高齢者健康診査事業収入642万8,226円と、一体的実施受託事業収入760万841円なのですが、この内訳といいますか、これは具体的に受診された方からいただいているのがこちらに入ってくるということなのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 中長期在留者居住地届出など事務交付金の算出の基礎についてお答えいたします。

算出方法につきましては、年に1度、外国人に関する事務処理件数を実績調査票として国へ提出しており、その数値から国が交付金を決定しております。令和5年度につきましては、前年度の外国人の居住地届出事務、証明書の更新事務など18項目の事務処理時間を計算いたしまして、1時間当たりの単価は2,568円を掛け合わせ、また過去5年間の外国人の人数の平均の伸び率、推計件数なども鑑みまして、人件費32万2,000円、物件費1,000円、合計32万3,000円を法務大臣から通知を受けて交付されているものとなります。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、受託事業収入の件ですけれども、後期高齢者医療の健康診査事業の今年度分の事業費と前年度分の追加分の交付分となっておりますので、令和5年度の健康診査の業務委託料として641万502円、前年度の令和4年度の追加分としまして1万7,724円となっております。先ほど委員さんから質問のありました受益者負担分は、こちらには入ってございません。

続きまして、一体的実施等の受託事業収入の768万841円の内訳でございますが、一体的事業を行って企画調整をする担当専門職の費用としまして638万円、地域を担当する医療専門職の費用としまして123万4,439円、その他、郵便料とか消耗品等で6万6,402円、合計768万841円となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 中長期在留者住居資格届出書、それは国全体の中長期の在留者の人数を全部合わせて、その中から比率として嵐山町分が出てくるということにして考えるというふうに考えていい

のでしょうか。

それともう一つ、受託事業収入なのですけれども、諸収入になっていますので、諸収入は埼玉県の後期高齢者医療広域連合のほうから諸収入として入ってくるというふうに考えていいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 では、お答えいたします。

多分、全国の、全体の外国人の比率で計算されているかと思います。嵐山町としては年に一度、外国人の事務処理の件数と人数を報告して、法務省のほうに提出した実績調査票があるのですが、それを国のほうで計算してこの金額のほうが交付されておりますから、全体の人数を見て考えているものと思います。

以上になります。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

委員さんのおっしゃるとおり埼玉県から入ってくるものでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

以上で町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時40分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を行います。

それでは、宮本委員から質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 よろしく願いいたします。私からは、決算書125ページ、説明書85ページ、地域子育て支援拠点運営事業についてお伺いします。

拠点となる場所と事業の内容についてお伺いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、この事業に該当する施設でございますが、武蔵嵐山駅に併設しております嵐山町子育てステーション嵐丸ひろばがこの事業の対象施設となっております。この施設は、児童福祉法第6条の3第6項に基づきまして、市町村が実施する事業として平成27年4月に開所した施設でございます。

実施の内容といたしましては、子育てに関する相談窓口や子育て世帯間の交流の場を提供しております。またお誕生日会やわくわくタイムといった、その日のお子さんの月齢に合わせたレク等も実施しているところであります。火曜日から土曜日の週5日間開所しております。午前10時から午後4時までやっております。利用対象者は、未就学児の児童とその保護者で、町内の方は無料で利用できるような状況になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 この嵐丸ひろば、私もこれ知ってはいましたけれども、質問させていただきました。今後こういった拠点というものを増やしていくとか、そういった考えというのはあるのかお伺いしたいと思いますけれども。

○狛守勝義委員長 決算審査なので……

○宮本大裕委員 では、別の質問で。

○狛守勝義委員長 はい。

○宮本大裕委員 ここに社協会の委託料ということで830万4,000円ありますけれども、この中に職員の手当とかそういったものは含まれているのか、何人に対してどのぐらい出ているのか、ちょっとそれだけを教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

まず、この委託料なのですが、平成27年から開始をしている中で、当初は社会福祉協議会のほうに委託というところで委託料だったのですが、令和3年4月から指定管理制度を導入いたしております。今現在、引き続き社会福祉協議会のほうにお願いをしているのですが、指定管理料という形で委託料を払っております。この委託料の中で社会福祉協議会のほうで人件費を支出し、またセンター自体の消耗品であったり備品であったり、そういう光熱水費も含めて全てこの委託料の中で運営費として運用していただいているというふうになっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

決算書125ページ、ひとり親家庭等医療費給付金事業、令和3年、4年、5年度、ひとり親世帯数と医療費の推移は。あと、書いていませんけれども、事業内容もお願いします。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、ひとり親家庭医療費の受給者数と医療費の推移と、あと内容についてお答えさせていただきます。

令和3年から実績についてお話をさせていただければと思います。まず、令和3年度につきましては、受給者数が130人、そのうち新規が11人、逆に資格を喪失した人が17人、金額につきましては456万2,966円になります。令和4年度でございます。受給者数が123人、新規の方が9名、資格喪失の方が13名になります。金額のほうは427万7,139円になります。令和5年度になります。受給者の方が114人、うち新規の方が8人、資格喪失の方が15人になります。473万8,212円という決算額になります。

この医療費の受給の内容なのですが、基本的にはひとり親家庭ですので、離婚なり、保護者の片方の方が死亡するなりして、県の児童扶養手当に該当する方がこのひとり親家庭の医療費の該当にもなるような形になっておりまして、医療費につきましては、こども医療と同じような形で、通院、入院等の助成が、保険診療分の助成が受けられる形なのですが、現在、令和5年度につきましては、実際にはひとり親家庭のお子様についてはこども医療費のほうで対応しておりまして、あくまでもひとり親家庭のこの医療費の部分については、ひとり親家庭の保護者の方が病院にかかった分の医療費を助成しているという形になっております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 質問します。

主要施策のほうの85ページの19番、ひとり親家庭等医療費給付金のところで、登録者が139になっているのですが、先ほどの回答だと世帯数が114、この差は何なのか、ちょっと説明してもらいたいのと、例年プラス・マイナスがあるので、単純に世帯数が減っただけなのか、あと審査とかもあるようなので、審査基準どうなっているのか、プッシュ型なのか申請型なのか、ご答弁お願いします。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、登録者数の相違についてお答えさせていただきます。

主要施策で登録してある139名というのは、確かに登録者数なのですが、その中で、所得制限等が関係して、実際には児童扶養手当が一時的に停止されている方がいらっしゃいます。そういったところは抜いて、実際に医療費を受給したところが114人という形になります。金額、医療費のほうが増額になっているのですが、その審査というところは特にあれなのですが、基本的にはこども医療費と同じで償還払い、埼玉県内の医療機関であれば、かかれば、基本的にはお金を払わずに受診することができるというような形になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今の現物の関係ですが、令和5年の1月から県内全域で現物給付が開始

されていますので、その分で拾い上げる医療費が、今までは償還払いで請求していただいて払っていたので、そこをしなくても、かかれば、そのまま吸い上げてくるということがありますので、そういった意味では増というところは見込まれると思います。

○狹守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、2点質問させていただきます。

117番で、決算書の103ページにあります民生費、社会福祉費、扶助費、これの不用額の理由を教えてくださいたいと思います。

2点目は、120番、主要施策の72ページ、障害者福祉施設等支援事業、負担金補助金及び交付金で、生活ホーム事業費、1人90万360円、この事業内容を教えてくださいたいと思います。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 まず、扶助費の不用額の理由についてお答えいたします。

こちら扶助費の不用額のうち大部分が介護給付・訓練等給付の事業が占めております。サービスの内容としまして、事業費の変動が少ない例えば入所サービスのようなものと、あるいは利用日数に応じて変動する通所サービスのようなものがございます。今年度の不用額につきましては、通所系のサービスの利用が想定よりも少なかったということが主な理由になっております。

続きまして、生活ホーム事業についての事業内容になります。こちらは、小川町にある生活ホームの入居費用に関する補助でございます。日額2,460円掛ける日数になっております。利用者数は1名になっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 扶助費につきましては分かりました。ありがとうございます。

生活ホーム、これは1人に対する補助ということなのですね。私は、施設に対するのかなとちょっと思ったのですが、いずれにしても、入所者は入所するお金とか食事とか、全てそういうものは自分で負担するようになっているとは思っているのですが、この補助というのは、これはこういった内容の補助になるのでしょうか。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 こちらは施設の運営費、それと食事を提供する分の費用が全体で2,460円というふうに単価が設定されておりまして、利用日数に応じて請求が上がってくるというものになっております。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、主要施策の74ページ、障害者生活支援事業の中の生活サポート事業の実施状況についてお聞かせください。

それから、同じく主要施策の89ページ、保育所保育事業、保育所費の中の一時預かり促進事業の

内容についてお聞かせください。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 生活サポートの実施状況についてお答えいたします。

令和5年度の登録者数は231人です。うち利用実人数なのですが、こちらは44人になっております。現在、町内2事業所を含む6事業所が利用されておりまして、延べ利用時間数は1,325.5時間になっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうからは一時預かり事業についてお答えさせていただきます。

町では、未就園児を対象に、保護者の育児疲れの解消、急病や看護等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するために一時お預かり事業を実施しております。令和5年度は、嵐山若草保育園で実施しておりまして、18人の利用がございました。延べ利用回数は175回利用がございました。町では、園に対して保育士の2人配置というところで640万4,500円の補助金を支出いたしました。また、町外の認定こども園にも一時預かり保育の利用につきまして6万380円を支出しているところです。

以上になります。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 生活サポートのほうで、登録が231人で利用者が44人ということなのですが、これは令和4年度に比べて増減等はいかがでしょうか。それと、登録者の割には利用者が少ないのですが、その原因についてお聞かせください。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 令和4年の登録者数ですが、243人です。利用者数は、こちらはちょっと実人数ではなくて、複数事業所を利用していた場合には、A事業所、B事業所を利用していた場合には2人としてカウントしてしまうのですが、55人になります。延べ利用時間数のほうが1,333時間になっております。

登録者数と利用者数の部分の乖離なのですが、嵐山町というのは、ご存じのとおり結構自動車で移動される方が多かったりということもございますので、生活サポート、登録だけして使っていない、家族の方で送迎して済んでしまうということもあって、ただ安心のために登録しておくという方も一定数いらっしゃるようです。そのような理由で乖離が生じているのではないかと考えております。

○狹守勝義委員長 令和4年度と比べてという話はなかったですか。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義委員長 今ので大丈夫かな。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 では、ごめんなさい。そういう理由も当然あるかと思うのですが、もう一つ、実際の事業者が少ないという、その町内事業者が少ないということもあろうかと思うのですが、町内事業者の方がどのくらいこの中で、令和5年度でいいのですが、実際にサービスを提供しているのでしょうか。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 令和5年度の実績で申し上げますと、6事業所のうち2事業所が町内なのでありますが、町内の事業所さんの利用時間数が450時間ほどになっております。一番大きいのが滑川町の事業所さんになりまして、こちらが758時間というような実績になっております。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今、副課長のほうで答弁いたしましたが、町内の2事業所に関しましては、比較的利用の状況が増えていまして、今、5年度のお話を差し上げましたが、4年度の同じ2事業所でいきますと、359時間、356時間ぐらいなので、それに比べても大分延びてきております。しいていまして、藤野委員のおっしゃる利用の仕方という部分では、なかなか車両が通れないということもあるかもしれません。一つの事業所につきましては、開設当初はドライバー1人だったのですが、2人増やして3人体制でやっていただいているとか、もう一つの事業所に関しましても、ドライバーさん含めて車両の増をさせていただいたりということで、着々と、微増ではありますが、利用者に対しての支援ができてきている状況かなと感じております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 こども医療費についてですが、大幅増になっております。利用について伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、こども医療費の増額利用についてお答えさせていただきます。

令和6年度当初予算の特別委員会的时候にもご説明させていただいておりますが、主な増額要因といたしましては、まず令和4年10月から実施された県内現物支給があります。県内の医療機関に受診の際、窓口での支払いがなくなり、気軽にまず受診することができ、こども医療費の請求漏れというのがなくなってきたのが原因なのかなと考えております。

もう一つが、令和5年の5月から新型コロナウイルス感染症が5類になったことによりまして、マスクの

着用の義務がなくなったり、人の移動が多くなりコロナ感染やインフルエンザの感染の児童が非常に多くなった、そういったところが要因であると考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。そうすると総体的に増えているのですか。特別この年代が増えているとか、学校で感染するから学校へ行く年齢の人が増えているとかという、そこまでの分析というか、できているのでしょうか。

○狛守勝義委員長 内田副課長、どうぞ。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、登録者数につきましては、令和5年度末で2,010人で、令和4年度と比べると114名減しております。登録者数は減しております。ただ、実際に給付件数につきましては2万9,170件ということで、前年度と比べて4,285件増えている状況になります。当然金額も前年度と比べて1,000万近く増額になってきております。その内訳を見ましても、ゼロ歳から6歳児のところでも前年比で、これ1人当たりの給付額になるのですけれども、1人当たり6,628円増、小学1年生から中学生のところでも1人当たり6,520円の増、高校生でも5,932円の増ということで、比較的年齢問わず上がってきているということもありますので、そういった感染症だったり、そういったところが原因の一つなのかなというふうに考えております。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。総体的に増えているわけなのですね。これはちょっと驚きです。そうすると、インフルエンザとかコロナとおっしゃいましたけれども、感染症が多いわけなのですか。そのほかの病気とか、けがとかというのは、そんなには今までと変わらないということでしょうか。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 一件一件、その病状だったりというところは、こちらでは把握できていないので、あくまでもこの感染症も含めて、担当課としての私見という形にはなってしまいます。ただ、昨年度につきましては、ご承知のとおりインフルエンザも夏ぐらいからもう既に感染し始めた。それこそ学級閉鎖だったりとかそういった話も出ている中で、当然通常であれば、冬の時期のものが夏から1年を通してそういった病気が出ていたというところでの担当課の私見でございます。なので、根拠があつてというところではないのですけれども、そういったぐらいの分析しかできていないので申し訳ないのですが、よろしくお願いいたします。

○狛守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今のお話でございますが、このこども医療費、ひとり親、あるいは重度もそうなのですから、一部負担金の助成でありますので、いわゆるレセプトを見れるわけではないも

のですから、領収書の中に感染症ですよとかということはいわれないので、あくまで保険診療の点数で、負担幾らですよということなので、そういった意味では担当課として、今申し上げた感染症が1年間を通じて平たくというか出ているので、そういった要因が強いのではないかという考えでございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の27ページで、児童虐待、DV対策総合支援事業837万円の支出について伺うのですけれども、これは本当のDV対策というふうな形で使われていないですよ。そのところの確認です。

DV対策として、具体的に予算を使ったということがあるのかどうか伺いたいと思います。

そうすると、次が72ページ、障害者地域ふれあい事業委託料の62万4,000円の具体的な活用について伺います。

それから、74ページ、在宅重度心身障害者手当、延べで1,763人分で881万5,000円の内訳という、これは延べ人数で書いてあるので、具体的な人数ではどうなのかなということを伺います。

それから、74ページ、犯罪被害者救助センター3万円、総論的にどのように使われたか伺いたいと思います。金融犯罪被害者の状況について、具体的な支援があったかどうかということです。

それから、76ページ、これは度々で申し訳ないのですけれども、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業2億1,080万円の効果について、どのように考えているか伺いたいと思います。

それから、86ページ、発達支援等巡回訪問事業業務委託29万7,000円で、これは保育園ですよ。保育園児での発達障害として考える園児数の把握と、園側の支援というのはどのようなことが行われたのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうからは児童福祉に関する部分2か所をお答えさせていただきます。

まず、児童虐待、DV対策総合支援事業についてでございます。支出の内容でございますが、市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業として118万7,000円となっており、主要な施策の説明書の83ページにあります児童福祉総務事業の会計年度任用職員の報酬、期末手当に活用させていただいております。令和5年度は社会福祉士を会計年度として雇用させていただいております。様々な問題を抱える子育て世帯への相談やケース対応を実施いたしました。

もう一つが、支援対象児童等見守り強化事業として657万7,000円となっておりまして、主要な施策説明書の86ページにあります子ども家庭支援センター運営事業、この事業に活用させていただいております。

DV対策費としての具体的な利用ということでございますが、基本的にこの補助金につきましては、委員さんおっしゃいますとおり児童虐待対策としての補助金のところを活用しております。

DV対策としての事業展開、またそれに対する補助金の活用というところは、令和5年の決算につきましては実施していない状況になります。

続きまして、主要な施策86ページの発達支援等巡回訪問支援事業についてお答えをさせていただきます。まず、この巡回訪問の内容でございますが、嵐山幼稚園及び町内の認可保育園で実施しておりまして、各園が保育をする上で、成長の遅れ等により集団保育に不安等がある場合に専門的なアドバイスをいただくことで児童の成長を促し、園にとって適切な保育ができる、また児童、保護者にとっても安心した園生活が送れるように支援するものであります。巡回相談を受けた児童全てが発達障害の疑いがあるわけではございませんが、令和5年度で20名程度の巡回をしております。園側への支援ということでございますが、巡回訪問支援事業に限らず、園から児童に関する相談があった場合には保健師と一緒に対応させていただいておりまして、その中でも特に手厚い対応が必要な場合には保育士の加配をして、それに対する補助金を園のほうに支出しているという状況であります。

私からは以上になります。

○狛守勝義委員長 藤野副課長。

○藤野広之福祉課社会福祉担当副課長 その他の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、障害者ふれあい事業についてでございます。こちら嵐山郷内の福祉作業所を利用した通所事業になっております。現在2名の方が利用されておりまして、内職作業、それから創作活動を通じた作業訓練を実施しております。

続きまして、在宅重度心身障害者手当についてお答えいたします。延べ人数1,763人ということなのですが、年度内で転入転出等の増減がありますが、令和6年3月時点での受給者数が143人になります。

続きまして、犯罪被害者救助センター3万円の使い道、それと金融犯罪被害の状況ということで、こちら犯罪被害者援助センターの賛助会員として年会費3万円を負担しております。当該センターでは令和5年度、全県ですけれども、2,940件の相談等を受理しているそうです。金融犯罪被害の状況なのですが、令和5年度の確定値で、埼玉県内で1,336件、嵐山町が5件になっております。

続きまして、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の効果等でございます。こちら物価高騰の影響が大きい低所得者への支援として1世帯当たり3万円、その後、追加として7万円の給付の実施をいたしました。件数としましては、3万円の給付についてですが、1,883件、金額にしまして5,649万円になります。7万円の給付におきましては2,076件、金額にしますと1億4,532万円になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、DV対策費として、具体的にDV相談とかいうふうな形で嵐山町に来ているのかどうか、件数としてあるのかどうか伺いたいと思うのです。それが1点です。

それから、あと最後の部分ですけれども、発達障害等の巡回指導、これはレッテル化するつもりはないのですけれども、大体何かすごく年間の特別支援学級に進級されるお子さんが多いですね。それで、どうしてもレッテル化するような部分があるのかなと思って、その点についてどのような指導をしていらっしゃるのか。町でというのはおかしいのですけれども、なるたけならば障害者とか、その発達障害児というふうな形のレッテル化は避けたいと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えで、今回、令和5年から令和6年に当然進級しているわけですね、入学のとき。そういうふうな対応についてどのようになさったのか、伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、1点目のDVの相談でございます。今、手元に資料がございませんが、基本的には福祉相談の中で、特にそういった助成支援というようなことがあれば対応させていただいております。ただし、内容によっては、本当に緊急性があれば警察に介入していただいたり、あるいはその後シェルターのほうに一緒に同行したりとかということもございますが、ここ二、三年、コロナ前はあったのですけれども、コロナ以降は特にないような状況です。たしか6月の議会でしたか、女性支援の話が出たと思うのですけれども、その中でも、特別な担当課というよりは、その相談をされる方の状況に応じて、担当課がそれぞれいますよという中で、最終的に福祉課になるのですけれども、そこはなぜかという、生活に困っている状況であれば生活保護制度を使うとか、そういった部分もありますので、最終的に我々福祉課のほうで、社会福祉の担当のほうがいろんな状況を聞き取って対応しているということでございます。

件数は、申し訳ございませんが、手元にないので、昨年度は1件あったかな、相談としては。具体的に支援ということではないのですけれども、寄り添った形の相談ということで、その後の動きの変化があればまた対応させていただきますよというような形で、継続的に関わっているような案件はあったかと思います。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうから発達支援の巡回相談のところで回答させていただきます。

委員さんおっしゃるとおり、そのレッテルといいますかスティグマというのですか、そういったところが一番やっぱり気をつけなくてはいけない部分だと思います。実際には園と保護者との間での話というのが保育園では実際のところだと思います。この巡回相談に挙げてもらう児童につきましても、基本的には園のほうから保護者さんのほうに丁寧の説明をしてもらって、了解を得てその相談のほうに挙げてもらうということが基本的な流れだとこちらは承知しております。そうい

った中で、その巡回相談を経て、仮に例えば医療の力が必要であったり、先を見て手帳だったり、そういった必要性がある場合には、当然、保健師、園、児童福祉も含めまして、関係機関もいろいろ協議した上で保護者さんのほうに丁寧に説明をして、保護者さんの了解を得て支援に入るというような形を取っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしたら、発達障害と見られるお子さんがいた場合には、保育士さんの加配をするとか、そういうような形で今おっしゃられたのですけれども、それも全部、町ではなくて県との相談の上という形なのですか。そこら辺、予算もありますから、その点については、令和5年はなかったのかもしれないのですけれども、どうなのでしょう。

○狛守勝義委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 保育園の加配につきましては、基本的には医師の診断書なり意見書をもって加配をつけるような形になります。なので、必ず保護者さんの同意を得て、園のほうから町のほうに、保護者さんの同意を得られたので加配の申請をしますということで申し出た上で、町のほうで内容を精査させていただいて、加配の必要があると判断して加配の認定をする形になります。そういったときに1人につき幾らというところで、補助金のほうを月額4万3,000円です。令和5年の実績としましては、障害児保育対策ということで、主要な施策の89ページのところにあるのですけれども、240万1,680円ということで、町のほうから園のほうに補助金のほうを出しております。この内訳としては、比較的重いお子さんの方が1名、それ以外の方が3名、計4名の方に補助金のほうを支出しているところでありまして、その金額の違いは何かといいますと、重いほうのお子様の場合には、県の特別児童扶養手当、障害のそれを受給しているお子様は月額7万4,140円を園のほうに支出しております。その手当の該当にはならないけれども、医師の診断書等によってそういった加配が適切であると医師が判断したお子様につきましては、月額4万3,200円の加算をつけて加配をさせていただいているということになります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 以上で福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩をいたします。

休 憩 午後 3時20分

再 開 午後 3時22分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それでは、吉本委員から質疑をどうぞ。

○吉本秀二委員 私から1点お願いいたします。

これは123番で、主要施策の91ページ、健康推進員運営事業委託料で生き生きふれあいプラザやすらぎ・トレーニングルームの利用状況、これを教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

トレーニングルームに関しては、令和5年度中の運営日数が308日、延べ利用者数が9,603人でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、町内の利用者、町外の利用者別は分かるでしょうか。

それと、町内利用者の男女別が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

恐れ入ります。ただいま町内、町外の人数比率に関しては持ち合わせてございません。ただ、町外の方も、比企地区以外からお訪ねいただいている方というのがかなりいらっしゃるという情報はトレーナーから聞いております。おおむねは、もちろん町内の方ということでございます。

続きまして、男女別でございますが、こちらは先ほどの延べ人数からの男女別で申し上げますと、男性が4,387人、女性が5,216人でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、これはコロナ禍前の件数と、どのくらい回復しているか教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

コロナ禍前と申しますと令和元年度となります。ただ、令和元年度に関しましては、ちょうど3月に関しては緊急事態宣言が発令されました関係で、3月1か月分に関しては閉館している状態ではございますが、ご参考に申し上げさせていただきます。令和元年度の運営日数に関しては281日、延べ利用者数は1万2,871人でございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 94ページの子宮頸がんワクチンの接種状況を伺います。

それから、90ページの予防接種健康被害救済給付金14万6,000円ですが、決定までの経過を伺います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、子宮頸がんワクチンの接種状況ということでございますが、恐れ入ります、94ページの別表の右欄、子宮頸がんを御覧ください。サーバリックスが5回、ここは接種人数ということで、単位は人でございますが、お一人一定期間数を空けて複数回打つものですので、回数で計上させていただいております。サーバリックスが5回、ガーダシルが49回、シルガードが242回ということでございます。これはそれぞれ種類が違いますので、それぞれで計上をさせていただいております。

続きまして、予防接種健康被害救済金に関する経過についてお答えをさせていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種を起因として健康被害があったとして、令和5年4月に医療費・医療手当請求書が町長に提出をされました。この申請を受け開催いたしました嵐山町予防接種健康被害調査委員会の審議の結果、埼玉県を経由して厚生労働大臣に進達をいたしました。その後、予防接種を受けたことによるものである旨の厚生労働大臣通知を受けまして、町では予防接種健康被害救済給付金支給決定の通知を申請者の方に発信をいたしました。その通知後、申請者の方より医療手当の請求がなされましたので、12月25日に支給をいたしました。その支給金額がこちら14万6,000円でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 子宮頸がんワクチンの接種なのですけども、具体的に、年齢的にキャッチアップというのですか、普通の年齢の子どもと分かれていますよね。その人数割合は分かりますか。何て言ったのかな、あれキャッチアップと言ったのかな。

それと、あとこの14万6,000円、ワクチンの被害の給付金14万6,000円というのは、具体的にはどのような状況だったのでこの金額になったのか。入院費とかそういったものなのか、障害の手当になるのか、伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えをさせていただきます。

まず、ワクチンの接種に関してでございますが、この296回のうち216回がキャッチアップ世代と、キャッチアップ接種の世代の方になります。こちらに関しては、通常は小学校6年生から高校1年生が定期接種ということでございますが、その定期接種の年齢で接種は推奨されていない時代がありましたので、その方々に関してはキャッチアップ接種ということで接種のほうをご案内申し上げております。

続きまして、予防接種の給付金に関してでございます。こちらに関しては、まず医療手当ということでございまして、入院、通院の対象日数に応じた月ごとの月額額の合計の合算ということになり

ます。入院があった方、入院が何日ということで1月当たりの月額が決められまして、こちらの方が令和3年の7月から10月までに入院を伴う通院がありましたので、それぞれの月ごとを足しますと14万6,000円ということになります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 子宮頸がんワクチンなのですけども、具体的にはこれ回数とおっしゃいましたよね。そうすると、キャッチアップの人数は何人ぐらいで、今の小学校6年生から高3ですか、実際に接種をする時期のお子さんというのはどのくらいいらっしゃる、このなさっているというのは分かるわけですよね。その点について伺いたいと思います。人数。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えをさせていただきます。

対象者人数ということでございますと、まず小学校6年生から高校1年生の定期接種に関しては276人の方に令和5年の4月にその年齢で該当しますという通知を申し上げております。続きまして、キャッチアップ接種の世代の方、平成9年の4月2日から平成19年の4月1日に生まれていらっしゃる方で、なおかつ接種をされていない方ということで、人数が550名の方にご案内の通知を申し上げております。

以上でございます。

○渋谷登美子委員 いいですか、答弁漏れという形で。答弁漏れという形で、今3回目、もう済んだのですよね。

○狛守勝義委員長 はい。そう3回目。

○渋谷登美子委員 実際に接種をした方は何人いるのかということを伺っているのです。これは対象ですよね。

○狛守勝義委員長 答弁漏れですね。

○渋谷登美子委員 答弁漏れです。対象者ではないのだよね。対象者と言っていないよね、接種した人。だって、予算ではないのだから。3回と2回あるから分からないのだよね。

○狛守勝義委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 申し訳ございません。数字を出すには、今手元にすぐにお答えできるものがございませんので……

〔何事か言う人あり〕

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 はい。また、改めさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○狛守勝義委員長 では、後日ということよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 以上で健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午後 3時30分

再 開 午後 3時32分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

それでは、竹内委員から質疑をどうぞ。

○竹内隆哲委員 決算書115ページの高齢者外出支援タクシー実施委託料についてお伺いします。

その支払先と利用の割合はいかがでしょう。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

令和5年度の支払先は、一般のタクシー会社が5社、福祉限定タクシー会社が4社でありました。

なお、福祉限定タクシーは、車椅子のまま乗り込むことができるタクシーで、完全予約制となっております。利用割合は、一般のタクシー会社が95.94%、福祉限定タクシー会社が4.06%でした。

以上です。

○狹守勝義委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内隆哲委員 先ほどの説明で大丈夫です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、主要施策の77ページです、在宅高齢者等日常生活支援事業、その中で緊急通報システム端末設定手数料の内容と貸出し数、それから主要施策の79ページ、高齢者補聴器購入費助成事業です。この助成事業への申込者数についてお聞かせください。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうから緊急通報の件につきましてお答えさせていただきます。

緊急通報システムのまず貸出し数なのですけれども、40端末でございます。

それから、手数料の内容につきましてお答えさせていただきます。まず、この緊急通報システムなのですけれども、今までは比企広域消防本部が基地局となっておりましたが、それが飯能日高の消防署に共同消防指令センターというのが今度新しく設けられまして、そこへのアナログの回線を新設をしまして、比企広域から新しく飯能日高の共同指令センターまでの線をつないで、そこまで電話線がつながるというようなものでございます。

それから、緊急通報システム、それぞれのお宅で端末を使っているのですけれども、それはそれぞれのご家庭の電話機につながっているシステムなのです。そのシステム自体は、何かあったときには、ぼんとボタンを押すとすぐに指令センターのほうにつながるようになっているのですが、あくまでも電話がありまして、その電話の中に、今までは比企広域消防本部だったので、0493での番号で登録されていたのですが、それを042の飯能日高のほうの番号に変えないといけないので、そういったものをやる端末設定を行いました。

説明は以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、高齢者補聴器購入費助成事業の申込者数につきましてお答えさせていただきます。

令和5年度の申請者数は15名であり、うち交付が10名、不交付が5名でありました。なお、不交付となった方は、医師が補聴器不要と診断された方や、自己都合により申請を取り下げた方であります。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 緊急通報システムなのですが、これは令和4年度に比べてこの40件というのは、その増減についてはどうでしょうか。

それから、補聴器購入助成事業、15件の申込みがあったということですが、これはちょうど予算の中の10件ということで符合するわけなのですが、この申込みの、これは偶然に10件になったということですか。要するに、申請者が多いけれども、予算の枠が10件しかないのという関係はなかったのでしょうか。

この2点、お聞かせください。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

まず、緊急通報なのですから、前年度末で40件、その間に5件増えて5件減りました。それなので40件に戻ってしまったのですけれども。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 補聴器の申込者数が偶然10件だったかというご質問に対してお答えさせていただきます。

偶然10件だったということではございませんでした。先着順で、予算20万円がなくなり次第、受付終了する事業でありました。12月にて予算に達したため受付を終了させていただき、その後の申請の希望者には、令和6年度にて申請してくださるようご案内いたしました。

なお、受付終了後、何名の方が申請希望されたかは把握しておりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、今、補聴器の関係で15件の申込みがあったという、この5件が不交付というのは、その先着順の中でその5件が要するに不適合という判断をされて、その場でその方にその旨は説明して、その順番の中に入らないということで、そういう話なのでしょうか、その辺のところです。1点だけお願いします。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えします。

不交付の方、医師の診断書待ち等の方が何件かあった場合は、その分だけ、何と申しますか、キャンセル待ちのような状態で申請を受けまして、万が一、取下げになった場合は該当すると、そのような受付の仕方をさせていただき、ちょうど予算に達したところで締め切らせていただきました。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、1点、番号122番で、主要な施策79、高齢者運転免許自主返納支援事業です。これは、申請者が73人で利用者が74人とありましたけれども、過去のをいろいろ見ましても、申請者が多くて利用者のほうが少ないのですけれども、これはどういう状況なのでしょうか。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

高齢者運転免許証自主返納事業で交付するタクシー券の有効期限は、発行日から1年後の月末までとなっております。このため、年度の途中でタクシー券の交付を受けた方が年度をまたいで利用したことにより、申請者数よりも利用者数が多くなったものであります。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 よく分かりました。

関連して、運転経歴証明書の交付は63件なのですけれども、申請者が73人いるのですけれども、あとの10人の方は自分で支払われたということなのか、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

運転経歴証明書は、証明書の発行は特に必要ないという方もいらっしゃるしまして、その理由なのですが、経歴書としては免許証のような形で写真がついて、マイナンバーが始まる前でしたら証明書代わりになったのですが、今はマイナンバーが始まって、それが証明書になるので、運転経歴証明書はあえて要らないという方がいらっしゃいますので、その方は発行しなかったのもので、手数料の

申請もしておりません。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 よく分かりました。

それで、申請者73人で、これは男女別に分かりますでしょうか。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

申請者73人の男女別の数字ですが、男性40名、女性33名です。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 タクシー券の件ですけれども、地域別の利用状況について伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

令和5年度の利用者数につきまして、中部地域、菅谷、川島、志賀、むさし台、平澤では717人、南部地域、こちらは遠山、千手堂、鎌形、大蔵、根岸、將軍澤では87人、北部地域、こちらは古里、吉田、越畑、勝田、廣野、杉山、太郎丸では80人でした。全地区の合計は884人でありました。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。どうなのですか、この地域別は、やはり中部が相変わらずというか増えていて、南部、北部は微増という感じなのでしょうか。ちょっとその辺の推移を伺いたいと思いますけれども。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、地域別の推移についてお答えいたします。

中部地域の推移です。令和3年度の使用者数が555名、令和4年度の使用者数が670名、令和5年度の使用者数が717名でした。南部地域は、令和3年度が67名、令和4年度が87名、令和5年度が87名でした。北部地域では、令和3年度が64名、令和4年度が79名、令和5年度が80名でありました。

推移は以上となっております。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の22ページですが、生き生きふれあいプラザ使用料が207万1,300円で、令和4年に比較すると30万円の増ですが、推測できる理由は何になりますか。

78ページ、高齢者外出支援タクシー実施委託で1,440万8,000円、利用が多い地区と少ない地区の

状況で、これは人数を先ほどお話ししていただいたのですけれども、具体的にどのような利用回数ですか、お願いしたいと思います。

それから、79ページです。これは同じだからいいです。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、まず活き活きふれあいプラザからお答えさせていただきます。

コロナ禍での活き活きふれあいプラザやすらぎの利用は、感染対策のため予約制としておりました。令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に移行されたことを受け、同年6月から予約制を廃止いたしました。これにより令和5年度の利用者が増え、使用料の増加につながったと推測しております。

○狹守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

外出支援タクシーの利用状況ですが、利用回数になりますが、すみません、違う観点から、未使用の率をお話しさせていただきたいと思うのですが、中部地域は、タクシーを申請したけれども使わなかった方、中部地域は、令和4年が21.1%だったのですが、令和5年度は19.6%と未使用の方が減っております。南部地域は、令和4年が21.6%、令和5年が23.0%で、逆に使わない方が増えています。北部地域につきましては、令和4年が28.8%、そちらが令和5年は23.8%になっておりますので、使わない方が減っております。中部地域と北部地域は、実際に使っている方が増えておりますが、南部地域は使っていない方が増えております。そういった状況になっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 高齢者タクシーなののですけれども、南部地域と北部地域と中部地域では、やはり利用頻度というのですか、それは回数ではなくて、1人の人がどのくらいずつ使っているかというのは、それはもう出てこないですか。やっぱり遠いところは使うかなと思うのですけれども、そういうのはないのだね。

○狹守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

なかなか個人個人の分析まではできてはいないのですが、タクシー券を全部使った方、使い切った方の分析のほうはできておまして、どのくらいの方がタクシー券を全部使い切ったかといいますと、中部地域は、令和4年度が34.8%の方が使い切っています。令和5年度は26.7%、減っております。南部地域は33.3%の方が令和4年度、令和5年度が23.0%、こちらも減っております。北部地域は44.3%から38.1%、全ての地域においてタクシー券を使い切る方の割合は減っております。

○狹守勝義委員長 以上で長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

先ほど健康いきいき課の答弁漏れの件で、金子副課長のほうから答弁を求められておりますので、許可したいと思います。

金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 健康いきいき課、渋谷委員さんのワクチンの接種状況について、追加でお答えをさせていただきます。

まず、定期接種とキャッチアップ接種、合わせて人数で申し上げますと162人になります。そのうち定期接種の接種された方が45人、キャッチアップ接種として接種された方が117人となります。

以上でございます。失礼いたしました。

◎散会の宣告

○狛守勝義委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時55分)

決算審査特別委員会

9月27日（金）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	委員	２番	竹内隆哲	委員
３番	橋本将	委員	４番	宮本大裕	委員
５番	小林智	委員	６番	藤野和美	委員
７番	吉本秀二	委員	８番	畠山美幸	委員
９番	川口浩史	委員	１０番	渋谷登美子	委員
１１番	伏守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員（なし）

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
根岸隆行	環境課長
長尾武士	環境課環境担当副課長
中村寧	農政課長
飯塚毅	農政課農業振興担当副課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
松浦一高	企業支援課商工・観光担当副課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
島田泰斗	まちづくり整備課副参事
久保雄一	まちづくり整備課道路担当副課長
安在知大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
清水延昭	上下水道課長
清水聡行	上下水道課下水道担当副課長
下村治	教育委員会教育長
高橋喜代美	教育委員会教育総務課長

根	岸	珠	美	教育委員会教育総務課教育総務担当副課長
尾	針	雄	介	教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長
吉	井	大	輔	教育委員会教育総務課指導主事
神	田	貴	裕	教育委員会教育総務課指導主事
山	岸	堅	護	教育委員会学校給食センター所長
田	中	恵	子	教育委員会嵐山幼稚園長
馬	橋		透	教育委員会生涯学習課長
新	井	浩	二	教育委員会生涯学習課副課長
岡	本		均	教育委員会知識の森嵐山町立図書館長
中	村		寧	農業委員会事務局長農政課長兼務
内	田	雅	幸	農業委員会事務局次長
青	柳	賢	治	監 査 委 員

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○狹守勝義委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑

○狹守勝義委員長 令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に長寿生きがい課に関する部分までの質疑が終了いたしております。

本日は、環境課・上下水道課に関する部分の質疑から行います。

それでは、宮本委員から質疑をどうぞ。

○宮本大裕委員 おはようございます。

私からは、決算書149ページ、説明書100ページ、空き家等管理事業につきまして、事業の内容と消耗品費だけの理由をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、空き家管理事業の内容と消耗品の理由というところをご説明させていただければと思います。

まず、こちらの空き家管理事業になるのですが、空き家の適正管理に関する経費ということで、危険空き家に対する緊急対策のための経費という形で計上をさせていただいております。具体的には、消耗品ですとか不在者財産管理人選任手続等の手数料ということで予算計上をさせていただいておりますが、令和5年度に関しましては消耗品のみの支出ということでしたので、こちらは消耗品だけの金額という形になっています。

そのほかに空き家管理事業として、文書、電話等での連絡で適正管理をお願いすると、あとは空き家管理に関する自作のチラシを8,000枚印刷しまして固定資産の納税通知書と一緒に送付と、あと職員等が空き家になる見込みのある物件の関係者の方に対して空き家バンク制度のご案内の説明、

あとは空き家バンクの登録物件情報の掲載というものをメインとさせていただいております。

ちなみになのですが、令和3年2月からなのですが、株式会社クラッソーネというところと空き家の除却に関する協定というものを締結しておりまして、こちらに関しては解体費用のことですとか解体に関する情報提供のほうを開示して、ホームページまたは広報紙等でご案内をしているという形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 昨年と比べて、大分経費というかそういったものが違うように見えるのですが、空家数とか、そういったものについての増減というのはどのぐらいのものなのか、教えていただけますでしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、空家数の件数についてお答えをさせていただきます。

昨年度なのですが、空家対策の実態調査というものを実施しております。こちらの中で約450件、こちらのほうが今、上がっている状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 これは昨年と比較して増えているのですか。

○狛守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

令和4年度の調査のときから正確な件数は、その後、改めて調査はしておらないのですが、苦情等で上がってくる案件で、その台帳に、4年度に調査した450件の中に入ってこないものというの、かなりの件数がございますので、そういった意味では件数は確実に増えていると言えると思います。

○狛守勝義委員長 続きまして、橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

決算書149ページ、地域猫活動推進事業、活動内容と支払い先は団体か個人か。

続きまして、35ページ、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金、補助額の根拠と実績は。主要な施策だと100ページになります。よろしくお願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、地域猫活動推進事業と飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業の補助金につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、最初に地域猫活動の推進事業なのですが、こちらにつきましては町の地域猫推進事業費補

助金交付要綱というものがございます。こちらで地域猫活動に対する補助金ということで支出をしております。地域に住み着いた野良猫に対しまして、不妊・去勢手術等を行い頭数を増やさないように適正な給餌、トイレ等の設置を行い、その猫が命を全うするまでその地域において適正に管理をしていくというような活動の事業という形になっています。

補助対象としましては、地域猫活動を継続して行うことができる町内に住所を有する個人及び団体としております。補助対象の費用としましては、捕獲費、不妊・去勢費、病院への移送費、餌代の費用、トイレ等の整備、あとはチラシ等の啓発物品の作成、保険、捨て猫防止のための対策費等の経費というのが対象という形になっております。令和5年度につきましては、全員個人の方4名に補助金のほうを交付しておりまして、主な支出の内容としましては、ワクチン接種、手術費等の費用で10万円という形で補助金のほうを支出させていただいております。

続きまして、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業費のほうの補助金の説明をさせていただければと思います。こちらにつきましては、埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付要綱及び町の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付要綱によりまして、不妊・去勢手術1頭につき5,000円という規定がございます。こちらに基づきまして補助金のほうを支出という形になります。令和5年度につきましては、不妊手術が8頭、去勢手術が13頭、合計21頭となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 今回この質問をしたのは、ちょっとたまたまだったのですけれども、こういうことをやっている方のお話を耳にしまして、その方が、私がこの事業をやめたら誰がするのかなんてことを心配されていたのですけれども、個人の方が4名いらっしゃるということで、例えば猫を拾ってしまったと、その猫が子どもを産んでしまったと、家にすみ着いてしまった、どうしよう。そのときにどこに連絡すればこの方とご連絡が取れるのかということと、仮に私がやろうと思えばこの資格に当たるのか、よろしくお願いします。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの地域猫につきましては、あくまで飼い猫ではございませんので、もし飼ってしまうということになってしまった場合については補助金の対象外という形になります。ですので、例えばこちらの地域猫の補助金に関しては、手術とか餌代とかそういうのは出していただいているのですが、基本的には地域全体のエリアで見えていただくという形になりますので、その扱いをちょっと間違えないようにしていただければ、補助金のほうの申請を個人でしていただく分には全然問題はないかと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 どこに連絡すればいいかという連絡先。

長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 すみません。一応もしそういった子猫が生まれてしまったといった場合については、まず役場の環境課のほうに一報を入れていただければと思います。こちらのほうから、そういった猫の活動をしている個人の方がいらっしゃいますので、その方と相談をしながら引取りをしたりとか、そういうことをさせていただくというような流れになっていますので、もし何かありましたら環境課のほうにまず一報をいただければと思います。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私も主要施策の100ページ、空き家等管理事業ですけれども、内容は先ほど宮本委員のときにお聞きしましたので結構なのですが、1点、空き家の中で樹木が繁茂して周辺に迷惑をかけるケースがあって、これまでやむを得ず直接町のほうで対処したケースがあったのです。5年度はそういうケースはあったのでしょうか。

○狹守勝義委員長 その1点で。

○藤野和美委員 はい。1点でいいです。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、枝ですとか繁茂の相談件数ということでお答えをさせていただきます。

件数的には、令和5年度につきましては26件ご相談のほうがございました。

以上になります。

○狹守勝義委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 答弁漏れなのですけれども、直接対処したケースがあったのかどうか。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 直接そちらの枝とか繁茂の関係なのですが、去年につきましては2件、広野と菅谷の地区で相続人がいないですとか、あとは土地所有者の登記簿上の方がご存命されているのかどうか分からない、要するに通知も送れないというようなところに関しては、環境課の職員のほうで2件対応させていただいております。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 1件質問させていただきます。

125ページの上のほうにありますカシノナガキクイムシ等防除処理委託料で、今回、薫蒸処理を42本したということで147万9,500円かかっておりますけれども、効果のほうはいかがだったのかお

伺います。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、カシノナガキクイムシの防除の委託費の関係についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、令和5年度におきましてオオムラサキの森と小千代山のほうで19本伐採のほうをさせていただきまして、先ほどお話がありましたように薫蒸処理を42本行っております。こちらにつきましては、まだ薬のほうを巻いたビニールシート、ブルーシートというのですか、そちらを巻いた状態でしばらく放置をしているような状況になっておりますので、まだ最終的にそのシートを取っておりませんので、どのぐらいの効果があったかというのは今のところ分からないところもあるのですが、ただ、ナラ枯れ等による倒木の防止、あとは被害の拡大防止というものは一部図られたのかなというふうにこちらのほうは認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 こちらの主要な施策の中で期間が9月21日から2月23日の期間ということで書いてあるわけですが、半年間ではまだ効果が見られないのかなというのは承知しますが、大体こういう処理をしてどのぐらいの期間、ブルーシートなり何かを巻いて置いておいて効果が出るのでしょうか。

昨年、令和4年度の決算書を見るとこちらの予算はなくて、今年もうこういうのが顕著に現れていて、また別のところでも質問するのですが、ここのところでは薫蒸処理ということで書いてありますけれども、生涯学習課のほうでは薬剤処理、だから処理の仕方が違う名前になっているのですが、期間はどのぐらい置けば効果が出ると言われているのでしょうか。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、どのぐらいの期間を置いておけばということだと思うのですが、虫が侵入している時点で卵があると当然推測もされます。そちらの卵がふ化するまでの間、要するに虫になってからすぐ駆除できるような形ということを考えると、成虫が出始めてくる春頃から夏頃とかという形になるのかなというふうに思っております。ただ、確実に薫蒸処理をしたからといって全部がいなくなるという確約が取れるわけではないので、その辺は開けてみてからの話にはなるかと思うのですが、一応、長い期間置いておいたほうが効果があるというような形で、薬剤の業者さんというのですか、そちらのほうはお話は伺っているというふうにこちらは認識をしております。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目が川島川の細菌数についてです。

次に、水質の費用が減になっておりますが、理由について伺いたいと思います。

続いて、アライグマ、イノシシ等の駆除、資格者の増減について伺いたいと思います。

最後に、小川地区衛生組合の負担金が減っているわけですが、理由について伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、私からは川島川の細菌数についてお答えをさせていただきます。

毎年ご質問いただいております新田沼排水路でございますけれども、都市下水路ということで、そこ自体は水質調査をしておりませんので、毎年お答えさせていただいております河川の水質調査の結果から申し上げさせていただきます。

調査箇所につきましては、川島川の市野川への流入後の地点となります。調査項目でございますけれども、大腸菌でございます。調査につきましては年4回実施、単位につきましてはCFU/100mlとなります。令和5年の5月第1回、210、第2回7月、120、第3回10月、280、第4回1月、240でございます。平均しますと213ということになります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、続きまして水質調査費用が減になっている理由というものをご説明させていただきます。

こちらにつきましては、まず委託料の中に町内を流れる都幾川、市野川等の河川、あと花見台工業団地の調整池の河川水質調査というのが主な委託料の1つでありまして、あとセイメイファームさんの周りでの水質騒音調査というのが主な予算となっております。ただ、令和4年度につきましては、広野地区からの騒音に関する要望というものがございました。こちらがございまして、関越自動車道の騒音測定というものを実施しました。こちらの委託費のほうなのですが、令和4年度の金額にはなってしまうのですが、41万6,900円というものが支出されております。

費用が減額になった理由というのが、まずこちらの委託費が、去年令和5年度は全くしておりませんので、減になっている要因の一つ、それと先ほどお話をしました河川水質調査の委託料なのですが、昨年に委託をした業者さんのほうが前年度よりも20万弱ぐらい低い金額で受託のほうをしております。その関係で先ほど言った40万と26万ぐらい、この金額のほうが大きく下がっているということで委託料自体が下がったというふうにこちらのほうは認識をしております。

続きまして、外来生物の対策事業のところの答弁をさせていただきます。まず、アライグマの捕獲頭数なのですが、令和5年度につきましては219頭捕獲をしております。あと、イノシシのほうが17頭、ニホンシカのほうが10頭であります。捕獲従事者なのですが、こちらにつきましては令和6

年3月末時点での人数にはなるのですが、こちらの時点で今現在148名の方に受給者証を交付しております。こちらの受給資格につきましては、2年ごとの自動更新という形を取らせていただいております。ただ、令和6年3月の末時点までで死亡などにより6名の方が減ということになっております。あわせまして、令和6年度なのですが、9月、10月にアライグマの捕獲従事者講習というのが、既に1回とあともう一回予定をされております。こちらのほうで町から6名の受講希望のほうがありましたので、こちらの方にその受講終了後、新たに従事者証のほうの交付をする予定という形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 もう一つ。

○長尾武士環境課環境担当副課長 すみません。1つ答弁漏れがございました。大変失礼しました。

衛生組合の負担金の減の理由ということになりますが、衛生組合の塵芥処理費負担金につきましては、衛生組合のほう予算案をまず策定をしまして、その予算案の中から処理手数料や有価物の売却代金、あとは財源の繰入金とか、要するに組合の自主財源を差し引いた金額に対して人口割ですとか平等割というものを掛けて負担金のほうを算出をするという形になっております。

先ほどの減になった理由ということになるのですが、まず一つの要因としましては、令和5年4月から事業系の一般廃棄物の手数料のほうを10キロ200円から300円に増額をしております。その関係で小川地区衛生組合のほうの自主財源が約3,965万円増という形になっております。

それと、もう一つが焼却炉の停止に伴いまして、焼却炉の光熱水費、電気料、特に電気料になるのですが、こちらのほうが令和5年の概算のときにはまだ細かい金額が分からなかったということで、ある程度概算で積算をしていたそうです。その関係で丸々1年経過した後におおむねの電気料というものが分かるようになってきてまして、その辺の電気料の費用の減少、あとは退職等による人件費のほうが少なくなったと。あとは、工事費のほうの削減等もありまして、2,900万円ぐらい歳出が減という形になっております。そのため、収入が増えて出ていく歳出のほうが減ったということで負担金のほうの計算、その辺の歳出予算のほうが減ったということで負担金減ったというような形で認識をこちらのほうはしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 川島川の細菌数なのですけども、そうですか、もうここ何年か大変少なくなっているわけですので、大体このぐらいの細菌数で今後も推移していくというふうに見ておりますか。

それが1点と、以前、課長の前の前の課長が、細菌数の増加の原因はヒューム管が途中でたまり水をつくってしまうと。中が少し下がったのだと思う。どうしてもたまってしまいます。そこに汚物という言い方は悪いですけども、有機物がたまって細菌が増えていったのではないかということの説明されたのですけれども、そういう原因があったのか。それを改修したので減ってきたのか。

ちょっと減った要因も含めて伺いたいと思います。

水質調査の費用が減になっているのは、そうですか、広野からの要請と業者の費用負担が減ったということで説明があったわけですが、そうすると調査内容自体は以前と変わっていないということでもよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

アライグマ、イノシシなのですが、これは宮本議員が質問して、私も気がつかなかったというか全く考えもしなかったのですが、この殺処分の中で職員の心理面のことなど本当に私は考えもしなかったです。処分の仕方は職員から聞いていて認識はしていたのですが、そうかそういう負担があったのかということでは、本当にいい質問をしてもらったなというふうに思っています。このアライグマの処分というのは、これ全部、町の職員がやったのかどうか。イノシシ、鹿も含めて伺いたいと思います。

それから、148人という人数であったのですが、これは今の害獣、外来生物の対策としては持っていないと困るのか。人数ではないのだよということなのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

衛生組合なのですが、なるほどそういうことですかと。事業系のごみを上げたと、それと電気料などが減ったということで説明があつて、なるほどなと思ったのですが、オリックス自体の負担金が下がったということではないわけですね。あそこは10年ですから。でも、途中でこんなにもらう必要はないよということになったのかなと思ったのですが、そこは関係ないということなのか、そこを伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、川島川の件についてお答えさせていただきます。

先ほど委員おっしゃった、たるみがあつてというお話については、特に改修は行っておりません。今まで申し上げております定期的な清掃を行っております。昨年度、清掃で新たに追加したのが、今ご質問いただいております新田沼排水路の開渠部分、県道深谷一嵐山線から市野川につながる部分までが開渠になっておりますけれども、その部分については高圧洗浄等を使って清掃を昨年度は行っております。

また、大きな数値の減ということですが、昨年もご説明申し上げましたけれども、まず環境基準が1つ変わって、大腸菌群数から大腸菌に変わったということが大きな点でございまして、令和4年と令和5年の数値でいうと約12%ぐらい平均値では大腸菌の数が減っております。また、少しずつではありますが、新田沼排水路の集水エリアのほうでも下水道のほうの接続が進んでおります。下水道エリア全体で申し上げますと、令和5年度につきましては14件の切替えがされております。そのうち集合住宅5件というのが結構大きいかなと思うのですが、部屋数で申し上げますと約38部屋分ということで、そういったところが接続されております。そういったこと

もあって、毎年少しずつではありますけれども、浄化槽、単独浄化槽等から下水道のほうに切替えも進んでおりますので、これより数値が大きくなるということは考えておりません。

以上です。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、水質調査の費用の関係ということをご説明させていただきます。

内容についてはということだったのですが、こちらについては前年度と一切変わりはありません。あわせて、衛生組合の負担金のほうになるのですが、こちらに関してはオリックスの費用負担が減ったとかということではなくて、あくまで実質の財源の増、ここが一番やっぱり大きいところかなというふうにこちらは認識をしております。

○狹守勝義委員長 根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、私のほうからはアライグマ等の殺処分についてお答えいたします。

アライグマとハクビシンにつきましては、会計年度任用職員も含めた町の職員のほうで行っております。それから、イノシシ、鹿につきましては猟友会のほうで殺処分させていただいております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○狹守勝義委員長 資格者の人数が足りているかどうか。それでいいのかどうか。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

資格者の人数ですが、148名という形で、毎年、県の主催の捕獲従事者講習を年2回県のほうで行っておりまして、それに毎年数人ずつ町から、町の職員も含めて住民の方も含めて参加を定期的に行っておりますので、人数については大丈夫だと認識しております。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 空き家等管理事業で、今までの藤野委員さんと宮本委員さんのご答弁以外のもので令和5年度に行った事業があればお願いします。

それと、101ページの不法投棄物処理事業の令和5年度の件数と不法投棄の多い地区について伺います。

○狹守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 それでは、空き家管理事業の関係についてということで、前の委員さんの中でなかったことで5年度中にやったことということでお話があったのですが、基本的には先ほどお話をした内容がメインという形になっております。ただ、今後なのではありますけれども、やはりちょっと空き家問題というものについては、こちらのほうとしても重要な課題ということは認識をしておりますので、予算がつくかどうかいろいろあるのですが、可能な限り対策のほう

は講じてまいりたいなというふうに考えております。

それと、不法投棄物の関係になるのですが、こちらにつきましては令和5年度になるのですが、まず古里地区で5件、吉田地区で4件、遠山地区で4件、志賀地区で3件、川島地区で2件、むさし台地区で2件、大蔵地区で1件、鎌形地区で1件、杉山地区で1件、千手堂地区で1件、太郎丸地区で1件、根岸地区で1件、平沢地区で1件、広野地区で1件、合計の28件、令和5年度は不法投棄のほうがありました。

まず、不法投棄の多い地区なのですが、最初にもちょっとお話をした古里、吉田、遠山、こちらが比較的多くございました。古里地区に関しましては、嵐山郷の周辺道路ですとか、ちょうど駒込沼という沼があるのですが、その周辺で不法投棄のほうが多くございました。吉田地区につきましては、池ノ谷沼と清水沼、この周りでちょっと不法投棄のほうがありました。あと、遠山地区に関しましては、遠山に行く道路の脇ですとか観光駐車場のところでやはり不法投棄ということで件数がございました。共通して言えるのですが、夜間で人通りですとか明かりがないところというのがやっぱりちょっと多く投棄されたという傾向が見られたという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 不法投棄に関して人通りで夜間ということで、それに対しての対応というのはどのようなことをなされたのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 長尾副課長。

○長尾武士環境課環境担当副課長 対策になるのですが、一応、基本的な対策としましては、不法投棄禁止看板、こちらのほうを環境課のほうで持っておりますので、そちらのほうをまず設置をするというのがまず一番の対策というふうにこちらは認識をしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

以上で環境課・上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時07分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

それでは、宮本委員、どうぞ。

○宮本大裕委員 よろしく願いいたします。

決算書157ページ、説明書が104ページになります。地産地消事業について、事業の内容と消耗品

費だけの理由、そういったことについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

地産地消事業、事業内容と消耗品だけの理由についてです。事業内容につきましては、地元農産物に付加価値をつけて販売拡大をするための技術支援、それと販売促進を図ることになります。消耗品だけの理由につきましては、地産地消事業はソフト面の支援ということになりまして、その後のフォローについては農業者支援事業の農業者フォローアップ事業等で行っているものになります。消耗品の令和5年度の内訳につきましては、埼玉県特別農産物認証シール、それと農業遺産の認定シール、それと農林61号のマップ、それと観光いもほり農園のチラシの作成等でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうから2点です。

主要な施策の105ページ、担い手育成嵐丸塾運営事業、この内容をお聞かせください。

それから、同じく主要施策の107ページ、多面的機能支援事業の内容をお聞かせください。

以上です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、担い手育成嵐丸塾運営事業の内容につきまして答弁させていただきます。内容につきましては、1名の塾生が在籍していた4月と5月の2か月分の運営費となります。支出の内訳ですが、指導農家の報酬、農地の賃借料、保険料、燃料費、光熱水費、種苗費、農薬費、肥料のものになります。

それと、多面的支援事業の内容につきまして答弁させていただきます。農地維持支払いと資源向上支払いで構成されております。多面的事業の2つです。農地維持のほうにつきましては、草刈り、水路の泥上げ等の基礎的保全活動のものになりまして、資源向上につきましては、地域資源の質的向上を図るため地域内に景観植物の植栽や生活環境保全のためのごみ清掃等になります。

以上とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、嵐丸塾については4月から5月で、これは嵐丸塾そのものが終了ということではないですね。その確認と、もう一つは多面的のところ8件というふうにあるわけですが、今、農地維持と資源向上、その8件の内訳はどうなっていますでしょうか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

嵐丸塾の状況につきましては、先ほど質疑があったように5月の末時点で塾生のほうがない状態になります。今の状況としましては、今、塾生を募集しているという状況になるのですが、今までハウレンソウの周年栽培ということでやらせていただいたのですが、その内容のほうを今ちょっと精査をさせていただいている状況で、改めてその辺を精査した上で新しく募集をしたいと考えております。

多面的支援のほうの8つにつきましては、土地改良区と組合さんがベースとなっている団体さんになりますので、内訳としましては七郷北部が主体となっております北部環境保全会、それと嵐山南部土地改良区が主体となっております嵐山南部環境保全会、嵐山中部が主体となっております中部環境保全会、それと北田土地改良区組合が主体となっております古里農地・水を守る会、それと遠山土地改良組合の遠山環境保全会、それと志賀土地改良区組合がベースとなっております相生の里・水と緑の保全ネット、それと三ツ沼水利組合がベースとなっております三ツ沼多面的機能組合、それと杉山越畑土地改良組合がベースとなっております杉山越畑水と緑を守る会、以上の8団体となります。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、主要施策の105ページ、農業支援事業負担金補助及び交付金で、新規就農総合支援事業が当初予算よりも相当大幅に増えているのですけれども、要因といいますか内容といいますか、教えていただければと思います。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、新規就農総合支援事業の件につきまして答弁をさせていただきます。

当初予算では、経営開始資金として150万円を30代の女性1名に交付しております。追加で補正予算において経営発展支援事業でトラクターの購入資金の309万6,000円、それと経営開始資金で150万円、この2つの事業を30代の男性1名に追加で交付をしたものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうしますと、この2人は町内の方ですか町外の方なのでしょうか。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 すみません、今の件につきまして答弁をさせていただきます。

30代女性の方については鎌形、30代の男性につきましては越畑、2人とも町内の方になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目は、ドローンによる1反当たりの収穫量について伺いたいと思います。

次に、農村地域防災減災事業、どのような対策をするための委託なのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

ドローンによる1反当たりの収穫量につきましては、令和5年産は1反当たり約8俵でございます。

続きまして、農村地域防災減災事業、どのような対策をするためかということにつきまして答弁させていただきます。防災重点農業用ため池の防災工事を実施するに当たり、国の事業採択申請を行うのに必要である基本計画と事業効果を作成するための委託でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1反当たり8俵だということで、これは前年と比較して増減はどのぐらいなのか伺いたいと思います。

それで、今年、米不足が発生して、当然といえば当然ですけれども、離農者が増えているわけですから、こういう時期が来るなということは予想はされていたわけなのですけれども、問題は今後どういうふうにしていくかということが私は大事だと思うのですけれども、新規の農業者と離農者の数がしっかり分からないと対策のしようがないと思うのです。その辺の数というのは、昨年度、分かっているのか。ドローンによる軽減で新規がやりやすくなっているのだという宣伝はやりやすいかと思いますので、ちょっとその辺の数の推移を伺えればと思います。

農村地域の関係なのですが、防災の関係で国に申請する計画書ということで、その防災に関するどういう内容に、沼の堤がちょっと弱いのではないかとということで提出するのかな。幾つか沼が出されていますけれども、どんな状態になっているのか伺えればと思います。

○狛守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、米のドローンによる令和4年度と令和5年度の比較についてお答えいたします。

令和4年度につきましては、広報でもご案内したとおり1反当たり8.5俵ということで、5年度については幾分収穫量が減って8俵でございます。ただし、この8俵というのは、この地域にとりましては大変収量は多いほうでございます。この夏による米騒動の不安でございますが、嵐山町の離農者の把握でございますが、認定農業者の中で大規模な米農家を数えますと、残念ながら5年度には2名の水稻農家がお亡くなりになりました。後継者が1人の方はいて、もう一人の方は残りの米農家で田んぼを新たに借りて作付を継続している。また、古里北部のほうの水田につきましては、新たに熊谷市の担い手にかなり借りていただいて、新しく嵐山町のお米の担い手としても認定をする予定でございますので、今後については、まだそんなに急激に米の作付が減るということではご

ざいません。そういったことで、今後につきましても特に大規模な水稻農家の農業支援を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 飯塚副課長。

○飯塚 穀農政課農業振興担当副課長 それでは、農村地域防災減災事業の防災のこういったものなのかということについて答弁させていただきます。

今回、今までずっと調査のほうをさせていただきまして、堤体がメインになってくるのですが、堤体の耐震調査というものと豪雨調査、それと劣化調査というものをさせていただきまして、耐震については地震時のものになります。豪雨については大雨が降ったときに余裕高というのですか、ため池の堤体にどれだけの余裕があるかという調査をさせていただいたものになりまして、劣化調査につきましては、ため池の堤体等と周りも含めた劣化状態がこういったものかというものの調査をさせていただきまして、その結果が、嵐山町で防災重点農業用ため池に指定させていただいている27か所のため池があるわけなのですが、そのうちの3池については花見台の調整池ということでコンクリート堤体になるということで、3池を除いた24のため池がどこかしの今言った3つの調査の全てのところで状態が悪いという結果が出ておりますので、その状況に合わせて防災工事を行うという形になります。

昨年度やらせていただいた委託につきましては、その対策工事をするのにこういった工事をするとか概算で幾らぐらいかかるのかと、影響範囲がこういった形である中の被害想定額とかを算出させていただいて、それと事業費等を比較させて事業価格を出したりとか、国の採択をもらうのに必要な資料を作った基礎的資料になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

以上で農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時24分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、橋本委員から質疑をどうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問させていただきます。

決算書168ページ、観光費、当初予算から1,537万5,000円、約60%増となっております。計画外の事業があったかご質問いたします。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

当初予算からの増額1,537万5,000円のうち、補正予算額が1,386万1,000円、予備費、支出及び流用増が151万4,000円となっております。

補正予算額の主なものについては、嵐山溪谷観光多目的広場の土地購入費用と観光協会補助金の事務局長の人件費について、町職員が出向していることによる減額を補正予算計上させていただきました。また、予備費支出及び流用増につきましては、観光施設の雨漏りや漏水、浄化槽の修繕など、早急に対応が必要なものに対して支出をしております。

以上です。

○狹守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 主な支出が土地の購入費ということですが、要は計画外だったかどうかのちょっと質問なので、いっどのような経緯で決めたのか質問いたします。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

嵐山溪谷の周辺一帯は、四季の自然を楽しめるエリアとして人気のスポットであり、春のさくらまつり、夏のラベンダーまつり、秋の嵐山溪谷紅葉まつりなど、植物の見頃に合わせて開催するイベントには多くの観光客が訪れております。しかし、季節のイベントの端境期には大きな集客事業がなく、年間を通して嵐山町に人を呼び込む仕掛けづくりが課題となっております。

また、ラベンダーまつりは、昨年3万人を超える来場者がありまして、駐車場が逼迫した状況にございました。それに加えて、昨年度までは旧平成楼の敷地を駐車場としてお借りをしておりましたが、所有者より、次のラベンダーまつりでは駐車場を貸せないというふうなお話がありまして、令和6年の今年の祭り開催までに駐車場の用地の確保と整備が必要となったことから、年度途中で補正予算を計上させていただき、用地の確保を行ったという経緯でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうは主要施策の109ページ、小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金の内容と効果はということでございます。

それから、同じく主要施策の112ページ、観光協会補助事業の内容はということです。

2点お願いします。

○狹守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金につきましては、賃金引上げ、もしくは雇用の拡大により前年度の給与支給額より3%以上増加させた小規模事業者等に対し、上限を20万円として、雇用者1名につき1万円を補助金として助成するという事業でございました。結果につきましては、申請件数が70件、補助金の支出合計は689万円でございました。賃金の引上げにより雇用の拡大、従業員のモチベーション向上が図られ、物価等の高騰により厳しい経営状況に置かれた中においても、賃上げを行う企業に対して支援ができたと考えております。

また、支援金給付とともに調査したアンケート調査によりますと、従業員の雇用に当たり、町や商工会に望む支援について、雇用に関する支援金や補助金へのご要望を約73%の方からいただいております。そのようなお声に対して本支援金の給付が役に立ったと考えているところでございます。

続きまして、観光協会補助事業の内容についてお答えさせていただきます。嵐山町観光協会補助事業は、観光協会の活動を支援し、観光業の振興による地域経済の活性化や町の知名度向上による町民のシビックプライドの醸成を図ることを目的として補助金を支出しております。内訳につきましては、事務職員2名分の人件費の半額、バーベキュー場及び学校橋河原の河川利用料、ラベンダー園の小作料、嵐なび1名分の半額、ラベンダー園の維持管理に係る経費の半額、観光協会事務局の賃借料となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、小規模事業の賃上げ支援金、これは非常に大きな効果があったと思うのですが、これは70件あるのですが、これは70人ということですね。それから、何社、会社の数、その辺の関係をちょっと教えてください。

それから、観光協会に1,510万円、令和5年度支出しているわけですが、一つは、令和5年度で観光協会に町から支援金、補助金が大分これも入ってきているわけですが、観光協会が以前も利益を上げる決算して、町にそれを返還というのか、ちょっと言葉はあれですけれども、そういうふうなものについての動きというのか、それは果たしてあったのでしょうか。令和5年度。

その2点です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

嵐山町小規模事業者等の賃上げ雇用拡大支援金ということで、先ほど70件というふうにお話しさせていただきましたけれども、こちらは申請のお支払いする相手方が70件の企業に申請いただいて、支出のほうを対象者として689人の方に支給したというふうな内容でございます。

続きまして、観光協会補助事業の関係で、利益のほうを町のほうに戻すような動きがあったかというふうなご質問ですけれども、そちらにつきましては、昨年度、売上げのほう、利益のほうが出ていますけれども、まだ観光協会の事業のほうが安定していないというのも少しございますけれど

も、内部留保という形で資金を持っている形になってございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 観光協会につきましては、ほかのところでもそんな話があったかなと思うのですが、協会自体の決算書というものは町に来ているのでしょうか。報告というのは。町から補助金が行っていますので、各年度年度で、当然ですけれども、そういう報告が来ているのかどうか、それだけちょっと。もし来ているのであれば、議会のほうにも公開が可能かどうか、それをお聞きしておきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 すみません、先ほどの答弁でちょっと修正をさせていただきます。すみません。去年の収支につきましては、令和5年度につきましては、最終的には赤字のほうで649万210円ございました。修正させていただきます。そちらのほうにつきましては、赤字でしたので、町のほうに利益のほうを戻せなかったということになっております。すみませんでした。

あと、今の質問の回答ですけれども、資料の提供につきましては、議会後に提供させていただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 主要な施策の109ページの小規模事業者等街路灯LED化事業で、嵐山町商工会の街路灯の設置率はということをお願いしたいと思いますが。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

当初、昭和62年、63年に設置された街路灯のうち、事業を継続して実施している方の街路灯が68本あり、LED化を希望され工事を実施した街路灯が63本ですので、設置率につきましては92%でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 これは、100%を街路灯を立てる人に補助したわけではなくて、幾らか個人もお支払いしたかなと思うのですが、LED化になることによって、これは街路灯を所有している方が電気代を払うという形でよろしかったのですよね。この設置によって幾らか電気代が下がりましたとか、そういうような設置者のほうからのお話等はございましたでしょうか。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 すみません。こちらにつきましては、商工会の事業で

すので、商工会にはもしかするとそういったお声が来ているかもしれないのですが、3分の1の電気代が軽減になるので、そういった電気代が軽減されたことによって、設置した方の負担というのは大きく減っているかなと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今回お声掛けして、68本以前はあったところの63本で、5本減っているわけなのですが、なりわいを辞めてしまった方はつけることもないのかなと思うのですが、新規にお店をやっている人とか、そういう人で新たに付けたいという人はいなかったのか。また、この5件減った理由は何だったのか、お伺いします。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

今回の事業につきましては、国の補助金、電気・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金についての適用を受けて行っている事業でして、こちらのほうが、エネルギー高騰に対して電気代の軽減ですとかそういったところが目的となっておりまして、今現在使っている街路灯がLED化されたということで、電気代が軽減されたという趣旨で実施しているものなので、既存のもの、あるものが置き換わったからLEDになって電気代が軽減されたという考え方で事業を実施させていただきました。なので、事業を辞められた方とかそういった方は、ちょっと対象にはなっていないというふうなことでございます。

5件の方につきましては、ご本人に、こちら事業を始める前にアンケートを実施しまして、現状このままでいいということで、現状維持ということで、5本の方が現状となっている状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目が川島産業団地の進捗状況です。

次に、DMOの進捗状況です。

最後に、学校橋河原、これは一般質問しましたが、利用状況と収支までは聞いていなかったと思いますので、それをお聞きしたいと思います。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、川島産業団地の件につきましてお答えいたします。

今現在、業務代行予定者のエム・ケー株式会社のほうが、区画整理事業実施に必要な土木設計等の業務を実施中でございます。町につきましては、農地、トータルであの区域は約8.9ヘクタールございますが、その転用に向けた国、県の農政担当部局への説明資料につきまして、県の担当課から助言をいただきながら、その資料のバージョンアップを行っているという状況でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 DMOの進捗についてお答えをさせていただきます。

令和4年8月5日に観光庁にDMO候補法人登録の申請を行いまして、令和4年10月28日に候補DMOとして登録をされ、現在1年と10か月が経過しております。DMOの本登録には3年以内に登録を受ける必要があるとされており、そのほか年に1回、取組に関する自己評価を実施し、その結果を事業報告にまとめ、観光庁に提出することとされております。

現在のところ、昨年度と今年度、実績報告を提出してございます。DMOの本登録の要件としては、観光を通して地域経済活性化を進めるとともに、シビックプライド醸成を図る中心的な役割となることが求められております。嵐山町観光協会につきましては、DMO本登録の要件を満たすよう町と連携し、努力を行っているところでございます。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、DMOはどこまで進んでいるのかという部分の追加説明をさせていただきます。

先日の川口議員さんの一般質問の中で、嵐山溪谷バーベキュー場の収支についてというお問合せがありまして、私、そのときに1,300万円程度の赤字が出ているとご説明いたしました。ただ、この中身なのですけれども、実は観光協会の事業の中で、かなりバーベキュー場の事業というのは大きいウエートを占めておりまして、メイン事業という位置づけとなっております。それゆえに、事務局の人件費の経費ですとか、その他、管理的な経費がバーベキュー場のほうにのっかっている状態の数字として申し上げてしまったものですから、ちょっとその部分の補足の説明をこの場をお借りして説明させていただけたらと思います。

もろもろそういったものを除きまして、おおむねではあるのですけれども、バーベキュー場本体、純然たるバーベキュー場の収支ということにつきましては、おおよそ995万円の利益が出ているというところでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 それでは、学校橋河原の利用状況と収支についてお答えをさせていただきます。

らんざん都幾川学校橋広場の令和5年度の利用状況は、2万4,639人で行いました。収入につきましては、駐車料金であります観光美化協力金が1,691万9,550円、指定管理料が234万8,000円、自動販売機の売上手数料が55万7,327円となっており、合計収入額が1,982万4,877円となっております。支出につきましては、広場の管理費用といたしまして708万2,104円、トイレの維持管理費用として167万2,155円、合計支出が875万4,259円となっております。収入支出の差引金額は1,107万618円

となっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 川島産業団地なのですけれども、そうですか、農転をこれから進めていってということで、どうなのですか、順調なのですか、遅れ気味なのか、いやむしろ進んでいるのだというようなことなのか、伺いたいと思います。

DMOですけれども、見通しは立っているよという答弁になると思うのですが、バーベキュー場が一番大きな稼ぎ頭に私はなるのかなと思っていたのですが、学校橋河原に、先ほどのバーベキュー場のことを聞いても、学校橋河原のほうがもうけは大きいというわけなのですね。そっちがもう稼ぎ頭というふうになっているわけですか。ただ、問題はラベンダーのほうですので、そういうことを考えて、DMOは今後本当に進めていってよいのか、私には疑問なのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

学校橋河原は分かりました。収支が。夜中というか、夜に来て泊まって帰る人がいますよね。その方たちの収入というのは反映されているのかどうか伺いたいと思います。

それから、バーベキュー場、一般質問の件で、どうなのですか。これは訂正しなくてはならないわけですから、委員会でやったものを、赤字だったものがプラスになるということですから、ここは今委員会ですので、改めて修正をしていただきたいと思うのですが。委員長のほうに取り計らっていただきたいと思いますけれども。

○狹守勝義委員長 一応、一般質問の修正ということになりますので、定例会のときに戻った段階で修正をいただけますか。

では、よろしいですか、その件に関して。

○川口浩史委員 その件はいいです。

○狹守勝義委員長 では、今の質問についての答弁を小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 まず、川島の産業団地の件なのですけれども、当初、議会でも全協等の機会でご説明の機会を持たせていただいております。そのときにも、かなりこの8.9ヘクタールの農地の転用については、かなりハードルが高い難しい仕事だということをご説明をさせていただいております。今、準備段階ではありますけれども、全くそのとおりで、これはなかなかそんな一朝一夕には進むものではないかなと。ただ、我々としては、一日も早く事業化できるように今努力をしているところでございますので、ご理解いただけたらと思っております。

続きまして、DMOなのですけれども、DMO観光協会、DMO化を目指して補助金等をいただきながら今まで経過をしております。まるっきり自主財源に頼った運営というのが望ましいかと思うのですが、補助を受けてはいけないよという決まりにはなっていないようでございます。効果としても、観光協会本体が、例えば潤沢な利益が得られなくても、町内の経済を回すですとか、

そういった立ち回りのには大きな役割を果たしておるのかなと。

また、町のPRという部分につきましても、特にラベンダーまつりにつきましては、テレビ、新聞等、多くのメディアに紹介を取り上げていただいております。町の宣伝という部分でも大きな効果があるかなと考えておりますので、引き続き観光協会には町と連携して頑張っていただきたいなというふうには思っております。

次に、学校橋河原の夜間に来る方の対応なのですが、あその学校橋河原を町道から下って入っていきまして、料金所といいますか、料金をいただく小屋がございます。そこに、夜間でスタッフがいないときに来た方については、お金を入れていただく小さい窓口がございます、そこにお金を入れていただくという形で対応をしております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 学校橋河原の窓口なのですが、私も見に行っているのですが、どうなのか、大体入れているというふうに認識されていますか。中には入れないで泊まって帰ってしまうという人もいるのかどうか。ちょっとどういうふうに思っているのか、思っているのか実態はどうなのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 きちんと防犯カメラで見張っているとか、そういう形では構えておりませんので、我々、学校橋に遊びに来ていただく方については、性善説にのっとって、ちゃんと入れていると解釈しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の109ページですが、企業奨励金の2,757万2,000円ですが、これ件数を伺いたいと思います。具体的にどんな事業に企業奨励金を出したのか、お願いします。

○狛守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

企業奨励金につきましては、花見台工業団地にて工場の拡張を実施していただきました株式会社武蔵野フーズの1件でございます。条例を満たした条件に当てはまるということで、工場を増築していただいたことに対しての固定資産税相当額の奨励金という形でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それでは、吉本委員から質疑をどうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私のほうから番号で126番から130番まで4件質問させていただきます。

最初のは、主要施策の109ページにあります住宅リフォーム補助事業です。住宅リフォーム助成44件の内訳をお願いしたいと思います。

2点目は、主要施策の115ページ、道路修繕事業、防災・安全交付金事業、これは路面性状と舗装たわみ量調査及び舗装維持修繕計画策定業務委託における舗装維持管理修繕箇所数、それとその箇所数と距離があれば距離もお願いしたいと思います。

それと、主要施策の117ページ、交通安全施設管理事業、川島地区区画線設置工事ほか13か所の内容、それと主要施策の123ページ、都市公園管理事業で清掃委託料表中、都市公園等除草・植木剪定業務委託、花見台第1ほか24か所、これはそれぞれどのくらい入っているのかということをお聞きしたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうから、住宅リフォーム補助事業と都市公園等管理事業について説明させていただきます。

まず、住宅リフォーム事業について説明いたします。件数44件と表示しましたが、受付件数でございました。3件、補助対象とならないものもあり、実績交付は41件でございます。金額は予算額満額交付となりました。内訳としましては、屋根、外壁の塗装22件、洗面所、トイレ、風呂の改修が8件、ベランダ改修が2件、窓の改修が2件、玄関改修1件、室内改修6件となっています。

続きまして、都市公園等管理事業の内容を説明させていただきます。公園の除草作業は、各公園、緑地をおおむね2回、シルバー人材センターに委託し作業を実施しております。5年度は花見台緑地と平沢土地区画整理事業地内3号公園については1回、おりがみ公園と明星前の川島公園は3回となっています。その他21か所は2回実施しています。

以上です。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 続きまして、道路修繕事業、防災・安全交付金について説明させていただきます。

調査の延長につきましては91.8キロメートル、路線数につきましては45路線調査をさせていただきました。そのうち、判定の結果で修繕が必要となった距離につきましては、約38キロになります。

続きまして、交通安全施設管理事業について説明させていただきます。交通安全管理事業、この

事業につきましては、各地区の区長さんからの要望にて事業のほうを進めさせていただいております。14件の内訳ですが、道路反射鏡等の工事が10件、あと道路の路面標示等の工事につきましては4件になります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、リフォームの関係から再質問させていただきます。

これは、町内業者の支援対策ということでなっていると思うのですが、44件の件数なので、業者数にして幾つかということをお聞きしたいと思います。

それと、115、必要箇所が38キロ、これは箇所数では分からないのでしょうか。箇所でちょっとお願いしたいと思います。

それと、123番の公園の回数、この前の一般質問で聞いて2回ということで分かっているのですが、この2回で適正かどうかということをもっと伺っておきたいと思います。

これと、128番のこれは道路区画等について、区長さんからの要望で14件ということで、カーブミラーですか、これが10件。それと、4件というのは道路区画ですか。ということでありましたけれども、実際にはもっとも必要とところが私あると思っているのです。実際に現在把握しているのでここは必要だという、取りあえず通学路におきます横断歩道について、どのくらいの必要箇所が把握されているか、これをお聞きしたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、リフォーム補助金のほうから説明させていただきます。

携わりました町内業者の数なので、18社となっております。業種につきましては、工務店が12社、塗装店が2社、設備会社4件となっています。

続きまして、都市公園の作業回数の関係なので、こちらにつきましては、公園の利用状況等から除草作業が必要な箇所がある場合は、職員による除草作業も併せて対応させていただいております。それから、また地区のほうの見守り隊の方々の協力もいただいて除草作業をしております。作業の回数の関係なので、シルバー人材センターでも作業の順番は現地を確認して、町と相談をしながら実施しているという状態になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路修繕事業のほうを回答させていただきます。

箇所数になりますけれども、路面性状の調査が、1スパン、20メートル置きに調査をさせてもらっています。それで、全体的に98.5キロ調査をさせてもらっていますので、1路線に20メートルで

も悪いところがあると修繕が必要だよという判定になってしまいますので、実際に修繕をしないと
いけない箇所というのは45路線、全路線になるかと思います。実際に施工をさせていただいて、20メ
ーターだと整合性が悪いものですから、実際は50メートルだとか100メートルだとか長い路線を毎年
1路線、2路線やらせてもらっていますので、修繕箇所につきましては45路線全路線というふうに
考えております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、公園について補足させていただきたいと思います。

公園清掃は、皆さんいろいろ一般質問されていて、2回が適正かというのは、公園面から見
ると、やっぱり草がどうしても生えまして、特に近年というか、やっぱりここ数年はかなり草の繁
茂が激しくて、2回が適正かと言われると、なかなか回答には苦しいかなと思います。ただ、シル
バー人材センターの人材もいまして、だから増やして、では3回も4回もやってくださいとなると、
こちらのシルバーセンターのほうの人数も関係もなかなか難しいかなと思います。加えて、町の予
算も限りがございますので、今現在はこの2回程度が適正であろうということで、今、進んでいる
ところであります。ないところについては、先ほど副課長が言いますとおり、職員であったり地域
の方にお願ひしたりというふうにさせていただいているところでございます。

あと、道路につきましても同様でございまして、昨年度は要望箇所のみを中心に、ほとんど要望
箇所です予算がかけられてしまったというところでございまして、やっぱり通学路等で必要な箇所、
特に「止まれ」というところ等の道路標示はない、あと外側線もないところがたくさんあって、課
題だと重々分かっておるところでございまして。

基本的には、この箇所要望の予算が余り次第、市街化区域の通学路を中心に、そういうところは
させていただきます。ただ、吉本委員さんが言われたように横断歩道は警察が引くものでございま
して、町が引くことはできませんので、工事とか舗装とかをやる場合は町が引きますけれども、改
めて引き直すというのは警察がやりますので、ただ最近、警察の方も予算を取っていただいて、十
分引いていただけたと思います。ただ、「止まれ」の横棒、「止まれ」の線は警察の引くものでござ
いますので、それも引くことはできません。ただ「止まれ」という字は町が引くのですけれども、
ですから、よく市街化の中で線だけ引いてあって「止まれ」が書いていないとか、うちが「止まれ」
を書いてしまうと線が引いていないというところがあるのですけれども、それはちょっと担当が違
うということで、ご了承を願いたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 そうしますと、109番のリフォームの関係ですけれども、18社で41件ということだそ
うですけれども、これは実際に、嵐山町にはこういう対象業者というのは何社あるかお分かりにな

りますでしょうか。分かりましたら教えていただきたいと思います。

それと、公園の関係は2回ということで、今説明いただきまして、予算もありますし、大変難しいところで悩ましいなと私も思います。これについては今の答弁でよしということとしておきます。

それと、115番の必要箇所、20メートルごとに調査してやっているのだということなのですけども、これは優先順位等をつけて工事のあれはできているものなののでしょうか、それをお伺いしておきます。

横断歩道、これは町でも把握して、警察のほうに要望していただくということでやっていただきたいと思いますのですが、それについていかがでしょうか。

以上。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうから、リフォーム補助事業の業者の関係をお答えさせていただきます。

業者につきましては、個人でやられている方から、また会社的なものまでございますので、こちらでちょっと業者数として把握はしていないのですけども、こちらのリフォーム補助金の案内を商工会のほうにさせていただいております。商工会のほうで、業者が集まるときに、こういう補助金があるのでぜひご利用くださいということでPRをさせていただきまして、商工会のほうからもこのリフォーム補助金については公表いただいているということで確認はさせていただいています。が、ちょっと業者数のほうは、申し訳ございません、ちょっと私のほうでは分かりません。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路修繕事業について回答させていただきます。

優先順位なのですが、この調査をした結果を基に指数を出したり、ひび割れ率だとか、あとは路線の区分ですとか、そういう総合的に判断をさせていただいて、この業務の中で路線案、優先順位を決めさせていただいて、今現在それにのっとして修繕を今後進めていく予定であります。

以上になります。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、横断歩道の関係で申し上げます。

横断歩道の関係は交通安全という形で、基本的に担当としては地域支援課でお願いさせていただきます。もちろん、まちづくりに来たら話をさせていただいて、こういう要望が来ているよというのは警察に話をさせていただきます。ただ、警察も予算がございますので、順番、順番に引くというふうにはいつも回答がありますので、ただ要望が来たらぜひ言っていいただければ、地域支援課でもまちづくりでもどちらでも構いませんので、言っていいただければ警察のほうに依頼させていただき

たいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほう主要施策109ページですけれども、住宅リフォームの件です。補助事業です。

今、吉本委員からの質問がございましたので、私のほうは再質問ということで、実際に事業をやった金額は把握していますでしょうか。業者さんが実際にやった事業額、その総額がもし分かれば教えていただきたいと思います。

○狛守勝義委員長 その1点で。

○藤野和美委員 1点で。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、リフォーム補助金の金額についてご説明いたします。

先ほど申し上げました対象工事、屋根の外壁の塗装ですとかトイレの設備の改修とかいろいろ申し上げましたが、総額で総工事費が町内で4,141万7,110円となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうすると、実際の業者さんがやられたのは4,000万を超えた事業をやられたということなのですね。そうすると、これは前年度令和4年度に比べて増減はいかがですか。それは出ていますか。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、前年度との比較なのですけれども、令和4年度が対象工事の金額は2,848万3,344円となっております。ですので、今年度につきましては、補助の件数も違うのですけれども、おおむね上に向いているのかなというところでこちらのほうは考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 私のほうからは2点で、主要な施策の39ページ、122ではなくて121ページに記載のあります平沢土地地区画整理事業貸付金元金収入はこれで最後なのか、効果はということと、もう一つは、道路照明灯のLED照明灯賃貸借料は、10年間のリース契約でしたけれども、令和5年度で何年目になるのか、この事業が。それと、照明切れ、交換状況があったのか確認したいと思います。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、平沢土地地区画整理事業の貸付金について説明させていただきます。

当該年度の貸付金は、平沢土地区画整理事業の精算金徴収交付事務のうち、交付を円滑にするために行ったものになります。精算金は、地権者皆さんの換地、土地相互感の不均衡を調整、是正するためのものでありまして、徴収額と交付額が等しくなり、地区全体で差引きゼロとなるように決められるものになります。よって、交付するためには徴収金をもって交付を賄うものになりますが、徴収額がないと交付することができません。平沢土地区画整理事業は、平成6年からはや30年経過しておりまして、早期完成するために町から本来徴収すべき額をお借りしまして交付事務を行うこととしたものです。貸付金の償還は、精算金の徴収をもって返済にはなりますが、精算金の徴収が予定よりスムーズに進んだため、町の収入を3月に補正させていただきましたが、年度内に全額償還したものです。収入は、主要な施策のページの39ページにあるとおりでございます。効果につきましては、精算金事務のうち交付事務を年度内にほぼ完了することができました。現時点では、交付は100%となって完了しております。

以上です。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路照明灯の設置事業についてお答えさせていただきます。

リース契約、10年契約になっていますが、リースの最初の期間が平成28年3月1日からになっております。令和8年2月28日までの10年リースになっています。令和5年度末で7年と1か月、今たっているところになります。

続きまして、照明灯の交換なのですが、令和5年度については8基交換をさせていただきました。

以上になります。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それで、5番の問題ですけれども、これで償還が終わって、効果はというところのあれがなかったのですけれども、住宅も建って、もう割とあそこも何世帯ぐらい家が入って建ったのかなという、世帯数まで分からないとは思いますが、一応確認でお伺いしたいと思います。

それと、LEDのほうですけれども、令和5年度は8基の交換があったということですが、大体10年ぐらいもつかなと思ったのですが、この以前の状況はどうだったのかお伺いいたします。

○狹守勝義委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路照明灯のほうをお答えさせていただきます。

今、嵐山町でつけているLEDの照明なのですが、大体耐用年数なのですけれども、6万時間、約15年もつという形でカタログ上には書いてあります。それで、令和5年度のときにはちょっと8件、多かったのですが、令和4年度のときにはゼロ基でした。すみません、過去3年間しかちょっと調べていないのですけれども、令和3年度には3基、一応交換をさせていただきました。灯具につきましてはリース会社のものになっておりますので、費用的には町のほうは払ってなくて、そ

の工賃だけお支払いをさせていただいております。

以上になります。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

平沢区画整理の効果というのは、以前から委員さんのほうからお話しさせていただいて、ご質問していただいたところでございます。ちょっと前の資料で申し訳ないのですけれども、そのときの資料を基に説明させていただきます。

平沢区画整理事業をやって、もともとあそこについては畑、田んぼが多く湿地帯であって、排水問題とか今後の草対策とか虫対策とかというのが課題となっておりました。加えて、都市計画道路、あそこを40年代に都市計画道路を計画しましたがけれども、この都市計画道路をどう造るかというのが最大の課題というふうになっていて、その様々な課題を検討するために、あそこについては区画整理事業を行って再開発していこうということで進めたというふうに記憶しているところでございます。

こちらにおいて、以前もご質問ございましたけれども、ちょっと数字が古くて申し訳ないのですけれども、土地、家屋、固定資産税、これが大幅に上がっているところでございます。当初の金額はちょっと概算で算定して、その当時も概算で、当時の概算ですけれども今はこうですよという話をさせていただきますけれども、令和3年度でちょっと古いのですけれども、実績としては、令和3年度で決算による試算、土地、家屋、法人町民税を試算すると約8,000万弱、7,900万円程度の固定資産税の増が見込まれているというふうに考えていると思います。特にその前の平成23年当時よりもっと景気がよくて、そのときは1億を超えて固定資産税の増があったというふうに、ちょっと景気によって波があるので、この辺はちょっと前後するのですけれども、法人税等がかなり増減しますので、その辺は変わってくると思います。ただ、大体8,000万程度は、全くやらなくて畑のままという場合は、これは全然変わってくるかなというふうに思います。町の補助金をかなり入れましたけれども、それは数年たてば回収させて、あとは増えてくるというふうになると思います。

加えて、人口、ちょっと世帯ではなくて人口はちょっと調べておまして、これも目標人口を実際は700としているのですけれども、なかなかちょっとそこまではいなくて、今現在、令和3年末なので申し訳ないのですけれども、それも1,500と、約660世帯人程度がそこでもう令和3年度、2年前では増えておりました。最近また幾つか住宅が建っていますので、もっと増えているかなと思います。こういうのが増えておまして、かなり人数もそこに寄与しています。

特に最近、今年になってから消滅自治体の都市の解消ということで、嵐山町は今現在は国調ベースですけれども、解消になったという報道もありました。これも平沢がなかったらできなかったというふうに、一つとして町として捉えておりますので、こういうのでかなり効果があったという。加えて、店舗も、令和3年度当時、60店舗ぐらいありましたので、店舗もあれがなかったら店舗も

できなかったと。大型スーパーも、今現在の某総合スーパーも、あのヤオコーができてからああい
う形態を埼玉県全体に広げていったという私たちは自負もございますので、あれが今現在のスーパ
ーの形態の基礎となったというふうに考えておりますので、かなり効果があったというふうに考え
ているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 住宅リフォームの関係なのですが、申請者全員が補助を受けられたのかというこ
とで質問なのですが、これは44件のうち、申請が44件あって3件が認められなかったという
ことでよろしいのか、初めに確認です。

○狛守勝義委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、住宅リフォーム補助事業について説明
させていただきます。

申請時44件ありましたが、3件がちょっと補助対象要件から外れまして、最終的には交付が41件
という形になりました。補助要件の対象要件に該当しないという内容的には、住宅の所有者が町外
在住であったり、工事の内容が対象経費に該当しないものということ、また工事自体が補助金額に
満たないということと、あと法人所有の物件ということが対象外の理由となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。まず、この表記の説明書のこれは44件、そうするとこれは誤りではな
いのですか。41件で400万円と出すのが正確な書き方ではないのですか。申請数ではなくて実際に受け付
けた件数、それと金額で出すのが正確ではないかなと思うのです。その点の考え方を伺いたいと思
います。

そして、所有者がもう町外の方、工事も内容外、規定されている外のものであったと。金額も少
なかったと。なるほど。これはもうしょうがないなと思います。分かりました。

では1点、それだけ伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

確かに川口委員さんの言うように、正確には41件と書くべきでございますから、41件という誤り
でございましたので、誠に申し訳ございませんが、訂正させていただきたいと思います。どうも申
し訳ございませんでした。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 以上でまちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみの休憩といたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時32分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、生涯学習課に関する部分の質疑を行います。

それでは、佐藤委員から質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 決算書の205ページで、主要な説明書の133ページになります。比企郡サマーキャンプ事業の参加負担金について、この金額は人数、参加校に関係なく同じ金額でしょうか。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 答えいたします。

人権教育推進事業のサマーキャンプ負担金についてですが、この金額は人数、参加校に関係なく同じ金額ですかということですが、負担金1万円につきましては、1人当たり2,500円の負担額の教員4人分の参加費ということになります。これは、他の参加された自治体につきましても1人当たりの単価につきましては同額となります。

以上でございます。

○佐藤弘美委員 以上です。大丈夫です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問いたします。

主要施策154ページ文化財発掘調査事業、読み方間違ったらすみません。試掘とは、試し掘り。調査結果は。請負業者の選定方法は、お願いします。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 答えいたします。

文化財発掘調査事業の、これ「しくつ」と読むのですけれども、試掘とは、調査結果は、請負業者の選定方法はにつきましてですけれども、まず試掘とは、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財包蔵地というのがもともと指定されているのですけれども、その包蔵地内の開発に伴う遺跡の分布状況、地下に埋没している遺跡の分布状況を確認するために行う確認調査のことになります。この試掘につきましては、町の費用負担で実施をしております。令和5年度に実施した町内の試掘調査は11か所、うち2か所から遺跡が検出されております。このうちの1か所につきましては、遺跡の保存が可能な施工方法で実施するという事で確認をしております。また、もう一か所につきましては、道路工事に伴い遺跡が破壊されてしまうため、記録として残すべく今年度中に発掘調査を実施する予定でございます。

請負業者の選定方法につきましては、町内の建設作業の請負で町に登録をしている業者のうち、試掘発掘調査に必要な機械類と技術を持つ人員を確保している8社から選定いたしまして、設計額が10万円を超えるものが全ての委託になるものですから、その都度、見積り徴収ないしは指名競争入札にかけて決定をしております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 ご説明ありがとうございます。試掘、覚えました。

期間が全て1日で完了しているのかなと思うのですが、試掘ということで、入札、掘った後に、この試掘が1日で終わらなかった場合の事業費はどうなるのでしょうか。終わるのかな、ちょっとその辺教えてください。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

試掘調査につきましては、もともとその家を建てる部分とか工場を造ったりする部分の、実際に地面を掘る場所のみを調査いたします。その場所につきまして、トレンチといいまして、重機のバケットの幅で溝をずっと掘っていくのですが、その溝を施工箇所の中の何本かを溝を入れていって、その下に遺跡があるかどうかというのを確認をしていきます。それですので、実際にもし遺跡があってもなくても、作業をする時間というのはそんなに左右されないのです。実際に半日ぐらいで掘削をして確認をして、遺跡があってもなくてももう埋め戻しをしてしまいますので、1日で終わってしまうということになります。もし雨天等で天候が崩れたりとかした場合につきましては、変更をかけましてやることになるのですが、令和5年度につきましてはそのようなことはございませんでした。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、主要施策の151ページ、図書等購入事業です。これが前年より約50万ぐらいでしょうか、減額されております。その理由についてお聞かせください。

○狹守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 それでは、お答えいたします。

比企広域電子図書館を令和4年9月1日にオープンいたしました。それに伴って電子書籍が3,000コンテンツ増えました。ですので、その電子書籍が増えた分、図書購入費を減額いたしました。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、実際には利用者から見て、電子コンテンツをそういう形で導入したことによって、利用度というか、その辺の利用者の方からの感想というか、あれはどのようなのでしょ

うか。

○狹守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 電子図書館につきましては、とても使いやすいという声もありますし、それからやはり私は、従来の紙ベースの本のほうがしっくりきますという、そういう感想もあります。ただ全体として、司書職員を中心に、世の中で今どういう本が求められているか、あるいは利用者の方々が求めているものは何かということを直接聞いたり、それからリクエストカードというのがございまして、それに記入して書いてもらうことによって、ですから購入するものを決めているということで、利用者のニーズに合ったものを用意するようにはしております。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、2点について質問させていただきます。

まず最初に、主要な施策の152ページ、電子図書利用率は。お伺いいたします。

もう一点、2点目が153ページ、杉山城跡ナラ枯れ緊急伐採や薬剤処理などで削減率は。

以上です。

○狹守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 それでは、電子図書館の利用率はということに対してお答えいたします。

まず、登録者数のほうなのですけれども、先ほど申し上げたように、令和4年9月からスタートしましたので、令和4年度末3月31日時点では156名の方が登録してくださいました。1年後の令和5年度末には269名になっております。ですから、113名増えているということです。ですから、利用者の数はこのような形で順調に増えております。それと、GIGAスクールに伴って、読み放題パックというものもありますので、学校での利用のほうもしていただいているので、順調に伸びているのではないかというふうに捉えています。

以上です。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 では、私のほうからは、指定文化財保存管理事業の杉山城跡ナラ枯れ伐採の件につきましてお答えさせていただきます。

杉山城におきますナラ枯れの被害総数につきましては、全体の調査は実施をしておりませんので、全体の本数に対する伐採率につきましては不明となります。今回はあくまでも安全対策ということに重点を置きまして、倒木や落枝による散策路への人的被害への対策として、被害木の伐採と薬剤処理のほうを実施しております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、まず14番の電子図書のほうからお伺いします。

登録者数が本当に伸びていてよかったなと思いました。それでコンテンツも3,000コンテンツ増やされたということですが、その3,000コンテンツの内容は、児童図書だとか成人向けだとか歴史物だとかなどなどあると思うのですが、どういう分類のものを入れられたのか。また、いざ鎌倉、貸し出してありますけれども、その貸出し人数ですか。そういうのは個々には難しいかな。では、コンテンツ種類を教えてくださいと思います。

それと、ナラ枯れのほうですが、先ほど環境課で確認したのは薫蒸処理という方法だと言っていましたけれども、こちらは薬剤処理と書いてあって、会社、請負業者は同じ業者さんなので、先ほどは何かブルーシートみたいなのに薬剤を染みらせて、ブルーシートで巻いて、卵を産んでふ化するまでの間、処理する、見るのだということでしたけれども、こちらの薬剤処理につきましてはどのような処理をするのか、お伺いしたいと思います。それだけかな。

○狹守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 それでは、お答えします。

資料の選択につきましては、東松山市が中心になって進めているのですが、東松山市以外の6つの町から、こういう資料がいいのではないかとということで挙げまして、そして最終的にバランスよく選んでいただいているというところなのですが、やはり小説、それから児童向けのものなるべく多くということなのでうちのほうでは挙げているのですが、全体のバランスを見て決めてもらっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

環境課のほうでは薫蒸処理という名称を利用されているということで、うちのほうは薬剤処理という名称なのですが、内容としては全く同じ内容になります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 GIGAスクールでも利用されているということだったのですが、GIGAスクールで使われている資料というか本というか、どういったものなのか。また、利用年齢層、先ほど113名増えていて、この269名の方の人数、小学生とか、そんな細かなくていいのですが、小中学生までとか高校生とか、何か分かれば教えてくださいと思います。

ナラ枯れのほうは、では同じやり方ということで、先ほど聞いたら、1年ぐらい通して確認するのかなということなのですが、これをやることによって根絶できるのかどうか、確認したいと思います。

○狹守勝義委員長 岡本図書館長。

○岡本 均教育委員会知識の森嵐山町立図書館長 それでは、お答えいたします。

G I G Aスクール関係のほうから言いますと、やはり児童書を500コンテンツ入れましたので、それを中心に利用をさせていただいております。

それと、登録者の年齢層ですが、10代の方が一番多くて、次が50代、そして40代、30代、60代の順です。ですから、うちの課題としては、20代の方々、それから70代の方々をどうこれから増やしていくかというのが課題となっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

薬剤処理により根絶はということですが、もともとこの原因になっております虫が、カシノナガキクイムシという大変小さな虫なのですが、日本の在来昆虫になります。こちら温暖化に伴いまして西日本のほうから北上をしてきて、近年、埼玉県に侵入してきている虫になります。町内至るところで発生をしております。薬剤処理によってその場での再発というか、新たに発生する虫というのは減少ということができるのですが、よそから入ってくる個体も当然おりますので、根絶というわけにはいかないかと思っております。あくまでもその場での発生を抑えるための対策ということになります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の22ページと23ページになりますが、教育使用料の体育施設使用料が令和4年と比較しますと増加しています。コロナ禍以前の利用に戻ったのか、比率ではどのくらいになっているのか、伺いたいと思います。

次に、152ページですが、杉山城跡史跡整備検討委員会報奨費の7万6,758円で、ここでは具体的な方向性についてどのようなになったのか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

新井副課長。

○新井浩二教育委員会生涯学習課副課長 お答えいたします。

まず、歳入の教育使用料の部分につきましてお答えさせていただきます。体育施設使用料が令和4年度と比較で増加しているということで、コロナ禍以前の利用に戻ったのかということですが、体育施設使用料につきましては、決算額は304万6,300円ということで、前年度令和4年度と比較いたしまして21万6,900円の増収となりました。増額の要因といたしましては、総合運動公園の使用料が114万7,400円で、前年度比35万8,200円の増収であり、これは町外団体の利用が増加していることによるものでございます。

コロナ禍以前の利用に戻ったかということでございますけれども、こちらにつきまして、令和元年度の体育施設使用料と比較いたしますと、全体で、令和元年度が267万7,300円、令和5年度の304万6,300円と比較しますと、コロナ前よりも36万9,000円、比率にいたしまして113.8%の利用額が増加しております、コロナ禍以前に戻ったというふうに考えております。

続きまして、主要な施策の説明書152ページの指定文化財保存管理事業につきましてお答えいたします。杉山城跡史跡整備検討委員会につきましては、杉山城跡保存活用計画を策定するために委嘱されました委員6人で構成をされております。それぞれが杉山城跡に関する専門的な知識を有する各分野の第一人者の方でございます。このうち1人につきましては、県立嵐山史跡の博物館の館長をお願いをしております。また、オブザーバーといたしまして、県の文化財博物館課の担当職員にもご出席をいただいております。杉山城跡保存活用計画につきましては、今年度末に完成の予定で現在検討を進めております。今後の保存活用につきまして具体的な方向性といたしましては、杉山城跡はとても保存状態のよい遺跡ということがまずございます。ただ、近年につきましては、大勢の来館者の方が訪れておりまして、散策路の歩くことによる踏圧による遺跡のダメージが目立つということで、遺構の保存を目的とした最小限の整備を行うことを予定しております。また、この整備を進めるに当たりましては、最小限の必要な発掘調査ということも計画をしております。

また、観光面におきましても、関係者との連携による魅力アップについて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 体育施設の使用料なのですが、総合運動公園の町外の使用される方が多いということで、これは町内の方と町外の方で私は考えていなかったのですが、町外の方が増えてきて、そして町内の方も一緒に感じだから、大体コロナ禍前に戻ったというふうに考えていいのでしょうか。町外の方が増えるということは、町内の方の利用料は同じで、町外の方が増えたというふうに……どう言ったらいいのだろうか。

○狹守勝義委員長 それだけでいいのですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○狹守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 お答えいたします。

体育施設につきましては、体育館とかテニスコートとかいろいろあるのですが、その項目によって実は若干の増減というか、利用が減っているものも当然ありますし、増えているものもあるということで、委員さんトータルでお聞きされているので、トータルで考えると、さっき新井副課長のほうから答えたように、ある程度コロナ前に戻っているというようなふうに考えられると思います。ただし、その使用料につきましては、町外団体は利用料が倍なのです。ですので、町外の

方が多く使うと利用料のほうは増額するというような流れになります。ですので、一概に金額だけでは比較できない部分がございますけれども、利用の感じを見ていると、ほぼ元に戻っているのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○狛守勝義委員長 以上で生涯学習課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 29 分

○狛守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育総務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、佐藤委員から質疑をどうぞ。

○佐藤弘美委員 決算書の205ページから227ページの水質検査手数料について、どのような検査をしていますか。金額が各学校で違うが、どうしてでしょうか。

それと、決算書の227ページの廃棄物収集運搬委託料について、何についての廃棄でしょうか。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸教育総務担当副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私から水質検査手数料につきましてお答えいたします。

水質検査手数料は、小中学校及び幼稚園の飲料水の水質検査とプールの水質検査になります。金額が違うのは、飲料水の水質検査は全ての学校で行っておりますが、それに加えプールの水質検査を実施しているのは菅谷小学校と志賀小学校のみであるためになります。

以上です。

○狛守勝義委員長 尾針副課長。

○尾針雄介教育委員会教育総務課再編・施設担当副課長 廃棄物収集運搬の委託の関係でございます。

こちらにつきましては、幼稚園で出ました燃えるごみなどの一般廃棄物の廃棄でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤弘美委員 プールと飲料を検査している会社というのは同じ会社でしょうか。

○狛守勝義委員長 1点でよろしいのですか、佐藤さん。

○佐藤弘美委員 1点だけです。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 会社のほうは同じ会社になります。埼玉県食

品衛生協会検査センターで検査をしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 それでは、質問させていただきます。

決算書219ページ、221ページ、水泳授業委託料、菅谷小学校、玉ノ岡中学校ともに同額になっていますが、生徒の人数は関係ないか。契約の内訳は。

もう一つ、主要施策160ページ、学校給食費負担軽減事業、物価高騰分とありますが、1食当たりの単価は。各業者の委託料の高騰はあったか。

以上、よろしくお願いいたします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私からお答えいたします。

1つ目、水泳の授業委託料でございます。水泳指導業務委託料は、生徒の人数ではなくプールの施設の利用日数と指導員の派遣人数により契約しております。令和5年度は、各校各学年3回ずつ実施いたしまして、3回掛ける3学年掛ける2校で18回分、1日に2回実施いたしましたので、9日間の契約となっており、138万6,000円を2校で折半しております。

契約の内容につきましては、プールの施設利用料と、あと指導員の派遣費になります。

続きまして、学校給食費の負担軽減事業になります。負担軽減事業の1食当たりの補助単価は、小中学校が16.2円、幼稚園が5.77円になります。学校給食センターの運営に関する委託料の高騰につきましては、給食調理等業務委託料、廃棄物収集運搬業務委託料、衛生害虫駆除委託料、フード等清掃業務委託料、消防設備保守管理委託料、ピット内配管点検清掃業務委託料、こちらが令和4年度に比べて増加しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 橋本委員、どうぞ。

○橋本 将委員 プールの日数の契約ということで承知しました。

この水泳授業委託料の中に、バスで行かれていると思うのですが、バスのはちょっとどこに入っているかということと、あと指導員の人数が生徒の人数に対して適正であるか、何人につき何人の指導員がついているのか。あと、この事業、学校とか生徒からの評価がどうなっているのかということ、それと学校給食負担軽減の件でちょっと確認なのですが、単価を聞いたかったのですが、16点幾つとかになって、ちょっと聞き取れなかったのもあるので、もう一回お願いします。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、水泳業務委託につきまして、生徒の送迎の件でございますが、こちらは生徒送迎業務委託ということで別に契約してございます。行政バスのほうと一般の武蔵観光のほうと2台で契約をしております。

すみません、先に給食のほうの単価につきまして申し上げます。先ほど申し上げましたのが、1食当たり、小中学校が16.20円、幼稚園が5.77円になります。

以上です。

○狛守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 水泳指導の評価と指導者の人数についてお答えさせていただきます。

水泳の評価に関しましては、嵐山町の中学校の生徒に関しては、近隣のスイミングスクールというのが東松山スイミングスクールしかないので、非常に慣れ親しんだコーチで指導を受けるという子もいて、非常に評判は良く、子どもたちの反応もいい様子が見られました。また、この指導の中に保健体育課の教員も一緒に入って指導をしているのですが、水泳のスペシャリストの指導の仕方を見ながら教員もいい研修をしながら、教育という部分に関しては、水泳の現場での指導をしているというような形となっております。東松山スイミングスクールの指導員のほうは2名のコーチがついているということでお答えさせていただきます。

以上です。

○狛守勝義委員長 橋本委員。

○橋本 将委員 質問とずれるかもしれないのですが、バスが行政と、もう一個武蔵観光でしたか、委託されている理由はあるのですか。なぜ行政バスだけではないのかなという。

○狛守勝義委員長 その1点でいいですか。

○橋本 将委員 はい、1点です。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 失礼いたしました。バスにつきましては、行政バスを併用するということになりまして、行政バスを扱っている武蔵観光さんに委託をしております。水泳の業務の委託料につきましては、むさしの厚生文化財団ということで、東松山スイミングスクールに委託をしているということになります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは1点だけです。主要施策131ページ、小中一貫教育推進事業の中で、需用費として心理テストという内容があります。心理テストとしか書いていないのでちょっと内容が分からなかったのもので、この内容についてお伺いします。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、ご回答させていただきます。

嵐山町で行っている心理テストは、hyper-Qテストというものになります。この心理テストは、小学校5年生、6年生、中学校全学年で取り組んでおります。このテストの内容ですが、児童生徒にとって学級がどれぐらい居心地のよいものかなど学級集団への適応感に関する尺度、学校生活の意欲に関する尺度、児童生徒のソーシャルスキルに関する尺度についてテストを行います。クラスや学年集団の特徴や傾向を把握し、教師の感覚だけではなく客観的な結果として学級風土の理解を深めていきます。さらに、対人関係能力についても診断し、児童生徒がどの程度ソーシャルスキルを身につけているか判定されます。検査結果では、学級集団の様子を判定するとともに、結果から考えられる対応方針について、学校及び教師に対して詳細なコメントを得ることができます。また、学級経営に困っている先生方を支えるという役割もあります。ソーシャルスキル尺度の結果に基づいた個人票も打ち出されますので、児童生徒への結果のフィードバックがすぐできるような心理テストを嵐山町では行っております。

以上です。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 まず1点が、これお聞きしたいのです。消耗品費で心理テストで請負業者が三星社さんというところなので、ここから見るとこれ教材の購入ということだったのでしょうか。それでこの教材を活用するのは会計年度任用職員、小中一貫教育推進事業に担当される方が行われているのか。それとも、これは一般のテスト教材だけではなくてテスト全般の請負なのか。先ほど結果が出るとありましたので、いろんな調査をして、その結果をフィードバックできるような、そこまでの請負なのか、その辺について伺います。

○狹守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、ご回答させていただきます。

こちらの心理テストのほうですが、教材の購入というよりは、テストの用紙から検査の結果を打ち出すところまで、全体の予算となっております。このテストの結果ですが、小学校5、6年生から行うことで、学年、学級の様子や特徴を追っていくことで、中1ギャップの解消につなげていくとともに、よりよい学年、学級集団への形成を役立てるということで、小中一貫教育推進事業のほうで行っております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 分かりました。それで、ほかの方も同じような質問が出ていますので、あまり深入りもあれなのですが、これを小中一貫推進事業で、今最後にお答えいただきましたけれども、この中でこれをやる、毎年やっていたらというような回答もありましたので、そういう位置づけについてもう一度伺いいたします。

○狹守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

この心理テストにつきまして、hyper-QUでございますが、小中一貫推進事業の中でやっているということでございますが、この事業で実は教員のほうも配置してございます。そういった意味で、この配置の要綱のほうが町の要綱集に載せてございますが、その中にこの事業の目的というのがございまして、小中一貫事業は嵐山町小中学校において小中一貫した教育を行うことで、嵐山町の将来を担う児童生徒に細やかな指導を行い、より充実した学級活動や安定した学級生活の実現を目指すとあります。この安定した学級生活であったり充実した学習指導、細やかな指導を行う、その資料となる客観的なデータを取るためにこの心理テストを実施しているものでございます。したがって、この小中一貫推進事業の中に位置づけをしているものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 今の小林委員の内容とちょっと重なるわけですが、改めて主要政策の131ページ、小中一貫教育推進事業の内容と効果は。

もう一つが132ページ、奨学資金貸付基金管理事業について運用状況は。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、小中一貫教育推進事業の内容と効果というところについてお答えさせていただきます。

主に幾つかの業務がございますが、2つの大きな内容がございます。1つ目は、中学校の英語科の免許を持っている者を雇用し、小学校での英語指導を行いました。2つ目は、不登校児童への学習指導及び教室へ足を運んでいけるようサポートを行いました。効果としましては、小学校段階から中学校の英語との関連を見据えた指導を行い、中学校接続を意識した授業を行うことや、小学校段階で不登校解消を目指し、中学校へとつなげていけるよう具体的に支援を行ってまいりました。

以上になります。

○狹守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私から奨学資金貸付基金管理事業についてお答えいたします。

奨学資金貸付基金管理事業は、奨学資金貸付の特別奨学資金が半額免除となった方の免除金額分を一般会計から奨学資金貸付基金へ補てんするものになります。令和5年度は1名分で10万円となっております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 今2つの大きな業務ということで言われたわけですが、1つは不登校のサポートということでした。これは、何人ぐらいの児童生徒を実際にサポートをされたのか、お聞かせください。

それから、奨学資金について、この10万円というか1人分の補てんということなのですが、これは全体に基金を令和5年度時点でどのぐらいの方が借りられて、返済も含めて利用をされているのか、それについて教えていただきたいと思います。

○狹守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 私のほうから奨学資金の貸付基金につきましてお答えいたします。

令和5年度貸し付けている人数は6人分で520万円になります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 先ほどの不登校の支援した具体的な人数についてなのですが、昨年度は何人かということは、具体的にはこちらのほうも正確には追っていることができません。今年度におきましてはSSRを配置しましたので、各校1人から数人程度は、こちらの事業のほうの講師のほうで指導を受けているという状況になります。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうなりますと、この一貫事業の中で、中1ギャップですか、非常に大きい。それから、不登校の問題が当然大きな問題だと思うのです。ただ、数字の動きを教育委員会で具体的には把握していないというふうなことでいいのですか。それを確認です。要するに、各校、当然一貫教育といいますと、現状では中学校中心として、玉中と菅中、それに対して七小と志賀小、それから菅小から菅中と、その辺のところでやられているかなと思うのですけれども、そのもう一回その状況、教育委員会としての把握状況、念のためもう一回お聞きします。

それから、奨学資金について、3,000万の基金を運用しているわけですが、実際にはこうしますと6人分、約520万ということですから2,500万は動かないまいるということで、令和5年度のそれを増やす努力、私、去年一般質問等したわけですが、幾つかの改善点もご提案もしたり、それは教育委員会の中でというか、これは審議会というかの中で検討することだと思うのですが、その令和5年度の検討事項はどんな検討をされたのでしょうか。

以上です。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私から奨学資金の関係を先にお答えさせていただきます。

先ほどお答えしました6人で520万円というのは、令和5年度に支出した、新たに貸し付けた方の金額でございます。ですので、基金のお金としましては、まだ返済が残っている方がたくさんおりますので、3,000万円のうち520万円しか動いていないということではございません。

それと、令和5年度にどういった改善をしたかということでございましたが、そちらにつきましては、委員さんのご指摘もありました奨学資金の貸付けの返済の期限ですとか、また利息の利率につきまして改正をいたしたところでございます。今後につきましても、借りたい人が安心して借りられるような制度の運営を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

小中一貫教育とそれから不登校の対応の関係でございます。昨年度の対応した人数ということでございますが、昨年度につきましては、こういった人を配置することで小学校から中学校に行くときに不登校が増えることを未然に防ぐ、そういったことで中学の免許を持っている者、そういった人を雇用して小学校で授業をやっていただきました。また、そういう人が入ることによって子どもたちにきめ細かな指導をすることによって、学習のつまずきやそういったことから不登校に新たに入るのを防ぐ、そういったことから配置してございますので、昨年度につきましては、具体的な不登校に何人対応したかという数字的なものはございません。先ほど指導主事が説明した中でS S Rという言葉が出てまいりましたが、なかなか聞き慣れない言葉かと思います。スペシャル・サポート・ルームと申し上げまして、校内支援センター、昨年度の反省を生かしまして本年度はこういった部屋を各学校につくりましたので、この部屋には、学校には来れますが教室に入れない、そういった子どもをそこで勉強させる部屋をつくりましたので、そこには何人来ているということがきちんと数が把握できますので、そういった意味で、本年度につきましては1から数名というお話をしたものでございます。この部分に、これは決算ではございますが、本年度はその部分にも小中一貫の教員のほうが配置しておりますので、今年についてはそのような把握でございます。また、昨年度につきましては、申し訳ございません。具体的な個別の対応ではないものですので、数の把握というものはございません。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、2点お願いいたします。

主要施策の131ページ、学校教育 I T 推進事業で、コールセンター運用業務の内容についてお伺いをいたします。

もう一点は、主要施策の133ページ、菅谷小学校管理業務、教師用指導書、指導教材購入、菅谷小学校の内容、これを教えていただきたいと思います。

○狹守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、コールセンターの運用業務の内容をお答えいたします。

こちらは、GIGAスクール端末修理運用サービス業務委託になりまして、児童生徒のタブレット端末が故障した場合に、電話をして状況を話しまして、どういう処置を取ればよいか判断して指示してくれるコールセンターへの業務委託になります。

続きまして、菅谷小学校管理事業の教師用指導書の件でお答えいたします。教師用指導書、指導用教材の購入に関しましては、4年に1度、教科書の改訂がございまして、小学校は令和6年度より新しい教科書になるため、令和5年度に教師用指導書、指導用教材を購入いたしました。内容といたしましては、各教科、国語、書写、社会、算数、理科、生活、音楽、図工、英語、道徳の1年生から6年生までの教科書に準拠した指導書になります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 最初の件ですけれども、これはタブレットの故障に関するコールセンターですか、教師、先生方のいろいろこういうITで困ったときにコールセンターに電話するというのではなくて、これはタブレットが故障したときに問合せをして対応をすると、こういうもので、確認ですけれども、よろしいのでしょうか。

それと、2点目ですけれども、これは教科書の教材なのですが、菅谷小学校のほかに、これは七郷小学校でも購入していらっしゃるのですけれども、それぞれ進明堂と三星社ですか、異なっているのですけれども、内容は全く同じものということで理解すればよろしいでしょうか。

○狹守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 タブレットのコールセンターの件でございますが、こちらはタブレットの関係及び校務支援の教職員のPCの相談も受け付けております。たまたまというか、業者のほうと同じでございますので、一括して両方受けてくださっているということになります。

続きまして、教師用指導書の件でございますが、菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校とも購入をしております。業者のほうが菅谷小学校、志賀小学校は進明堂、七郷小学校につきましては三星社ということで分かれております。

〔何事か言う人あり〕

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 内容は同じでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 最初の関係なのですけれども、そうしますと、タブレットでコールセンターを活用

したという状況はどのくらいあるか。あるいは先生がそういったインターネットのことで相談をして活用しているというのがどのくらいあるかというのは把握されておりますでしょうか。

2点目につきましては、これは2社にそれぞれ発注しているのは、1社では、同じところでは駄目だったという状況はどういうことなのでしょう、それを伺います。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、コールセンターの件でございます。こちらは令和5年度の相談件数53件ということで、学校のほうからも5件相談がございます。こちら内容に関しましては、タブレットの操作のことだったようでございます。

続きまして、教師用指導書でございます。こちら2社ということでございますが、教科書の発注に関しましては、埼玉県教科書供給協会のほうで業者のほうが指定されております。嵐山町に関しましてはこの2社ということで、菅谷小学校、志賀小学校に関しましては進明堂、七郷小学校に関しましては三星社からということで決まっておりますので、教師用指導書につきましても、そちらと同じように契約をいたしております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、3点について伺います。

まず最初に、主要な施策の34ページ、教員の負担軽減のためにスクールサポートスタッフの配置状況と効果をお聞きます。

次に、2番目が133ページから随時書いてありますけれども、光熱水費について、菅谷小学校が約592万円、七小が約294万円、志賀小が630万、そして菅中467万、玉ノ岡中学校439万、幼稚園80万ということで、これ評価と書いてしまったのですけれども、内容のほう水道代と電気代が一緒になっていますので、分けて伺いたいと思ったのです。よろしくお願いします。

それと、160ページの学校給食費の負担軽減事業物価高騰分は、給食費全体に対しての率が何%だったかという質問は、今回こちらが160ページ、物価高騰分として国からの補助が327万4,000円とあるので、給食費が幾らに対して、これが幾らだから何%分補てんされましたよという、そういう率です。お聞きます。

○狛守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、順番にお答えいたします。

まず、スクールサポートスタッフでございます。スクールサポートスタッフは、教職員の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できますよう、学習プリント等の準備や採点業務等をサポートする支援員でありまして、令和5年度は全校に1名ずつ配置しております。効果については、全ての学校において、教員1人当たり週30分から1時間程度業務に従事する時間

を減少できたと推察しております。

続きまして、光熱水費でございます。光熱水費は電気料金及び水道料金となりまして、学校ごとの料金を申し上げます。菅谷小学校、電気料金430万845円、水道料金162万8,010円、合計592万8,855円、七郷小学校、電気料金247万4,449円、水道料金47万963円、合計294万5,412円、志賀小学校、電気料金365万6,752円、水道料金264万9,184円、合計630万5,936円、菅谷中学校、電気料金385万5,274円、水道料金81万6,369円、合計467万1,643円、玉ノ岡中学校、電気料金396万5,739円、水道料金42万5,252円、合計439万991円、嵐山幼稚園、電気料金62万5,103円、水道料金18万1,290円、合計80万6,393円となっております。菅谷小学校と志賀小学校は、プールを利用しているため水道料金が高くなっております。

続きまして、学校給食費負担軽減事業になります。令和5年度の給食費私会計の決算における収入合計額のうち、学校給食費負担軽減事業物価高騰分の補助金の割合は、小中学校4.74%、幼稚園1.26%になります。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、まず1番目のスクールサポートの件でお伺いします。5年度は、消毒というのは、5月から5類に変わりましたから消毒作業というのは減ったのかなと思うのですが、しかしながら、やはりお子さんの健康観察だとか、そういうこともスクールサポートスタッフの方はやっていただけたというような内容も書いてあることから、いろいろと先生の役に立つような仕事をなさったと思うのですが、こういう面が助かったというような内容についてお伺いしたいと思います。資料の配布だとかそういうのはやっているのは分かるのですが、特にこういうことをやってもらって助かったというようなものがあれば教えていただきたいです。

それと、光熱水費のほうなのですが、今回、志賀小学校だけが昨年の電気代も全部見ているのですが、4年度と6年度で比較すると志賀小だけが50万ぐらい上がっているのです。なので、ほかのところは逆に50万ぐらい下がっているのに、どうして志賀小だけは上がったのかなということを確認したいです。

それと、次の給食費なのですが、今、私会計になっているのですが、給食費1人当たりの1食代がまず幾らで、その1食代に対して、先ほど橋本委員が質問した16.2円と5.7円が多分物価高騰分で補てんされたのだらうと思うのですが、1食代が幾らなのかちょっと確認させてください。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、スクールサポートスタッフの業務のどれが効果的であったかということなのですが、各学校のほうにスクールサポートスタッフの活用状況や、

どのようなところが一番助かりましたかというアンケートを取り、毎年県に送っているのですが、令和5年度の結果ですと、多岐にわたっておりまして、これが一番助かったというものはないのですが、各学校5校全て答えてきたものとしまして、授業プリント、家庭への配布文書の印刷、仕分け、続きまして、文書、備品の整理や廃棄の手伝い、続きまして、掲示物や名前シール等の作成や貼替え、そして学校行事等の準備の補助、これをどの学校も一番助かった業務として挙げております。なので、これが一番だと言い切れないのですが、多岐にわたって取り組んでいただいているというのが嵐山町の現状でございます。

以上になります。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、まず志賀小学校の水道料金が多かった理由についてでございます。志賀小学校では、昨年大変夏暑かったので、プールの時期に水質検査で一般細菌が検出されました。それもプールの授業には影響はなかったのですが、その間少し水をオーバーフローさせて水をちょっと循環させていた、それによって水を少し多く使ってしまったということがあります。それが1点。もう一点は、原因がどこにあるのかというのがまだ究明できていないところで、プールのろ過装置とプールとをつなぐ管の間で漏水が発生しているのではないかと思います。1日たつと何センチか何もしないのに減ってしまうという状況がございまして、こちらがプールをやっている期間内にその調査ができなかったということで、プールの水を若干多く使ってしまったということにつきましては、反省をしておるところでございます。なかなか漏水箇所を特定するのにどの程度の予算がかかるのかというのが、まだちょっと積算できていないので、プールの実施期間が短いものですから、なかなか漏水調査と修理が済んでいない状況でございます。そちらが志賀小の水道料金が多くかった理由になります。

続きまして、給食費1食当たりの値段でございますが、給食費は1月当たり小学生が4,300円、中学生が5,000円で給食費を賄っております。それは、1食当たりにしますと、小学生が250円、中学生が290円となります。これは目安になります。令和5年度の実際にかかった1食当たりにつきましては、給食にかかった費用全体を昨年供給した食数で割りますと、1食当たり306円と大体なっております。ですので、先ほど補助額が16.2円というお話をしましたが、中学生の290円と比べますと、ちょうど補助された額ぐらいが上乗せになっているかなというふうに推察されております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 4番のことにつきましては、先生は本当に助かったということで、分かりましたので大丈夫です。

13番の質問では、プールの漏水と割とオーバーフローさせていたということで、水道代が増えたということだったということが分かったのですけれども、電気代はエアコンを今運転するようにな

って、昨年が国からの補助があったから、若干電気代は安くなってしまっているのですよ、去年は。令和4年と令和3年、でもそれは言っていなかったからなのですけれども、過去から比べてどうだったのでしょうか。電気代のほうは、今年度5年度に限っては安くなったのだらうなと思うのですけれども、それでよろしいのか。

それと、最後の給食費に関しましては、割と内容的には、その物価高騰分も入って、普段より若干ちょっと気持ち金額的に余裕があったと捉えていいのかな。290円に対して306円と言ったのは、306円相当の給食が出せたと捉えてよろしかったのでしょうか。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 まず、電気料金についてお答えいたします。

畠山委員ご承知のように、令和4年度が一般家庭等においても話題になったとおり、大変電気料が高騰いたしました。そういったことで、令和5年度は予算等もちゃんと払えるように措置していただいたところで、実際には令和4年ほどの電気料はかからなかったというような状況でございます。

続きまして、給食費につきましては、1食当たりがおおむね306円程度かかったということで、こちらにつきましては、食材費が高騰しておりますので、306円のメニューというのが充実したものであったかという、なかなかそうは言えないものであったと思います。それと同じような状況が今年度も続いていますので、1食当たりの単価が上がっても内容を充実させるのは難しい状況と考えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 奨学資金なのですが、先ほど貸付が令和5年度は分かりましたけれども、全体でどのぐらいの貸付があるのか。それと、返済状況について伺いたいと思います。

小中一貫と心理テストがどう結びつくのかということでは、中1ギャップの解消のためという理解でよろしいのでしょうか、これ確認です。

タブレットの台数、一般質問あれは持ってこなかったもので、10台と答えたのですか、確認です。それもお答えいただきたいと思います。

いじめ不登校の人数とどんな対応をしてきたのか伺いたいと思います。

それから、学校給食費なのですけれども、物価高が続いている中で昨年より補助金下がったわけですよね、令和5年度は。その理由を伺いたいと思います。

最後に、水泳指導なのですが、これ橋本委員がお聞きいただいて、大体分かったのですけれども、生徒の人数ではないのだと、指導員の人数なのだ。それと日数だということで、これは了解しました。

どうなのですか、少ない生徒数と多い生徒数とでは、この水泳を学ぶものが違ってくるのではな

いかなと思うのですけれども、その辺の差はないのかどうか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 順次答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私から奨学資金の関係とタブレットの関係、それから水泳授業の関係をお答えいたします。

まず、奨学資金の状況でございます。令和5年度の奨学資金の貸付基金の状況でございますが、先ほど申し上げましたように、貸し付けたものは6名分で520万円、それから戻ってきたものがございまして、それが返還金が16人分で666万7,200円となっております。

続きまして、タブレットの台数でございますが、委員さんおっしゃったとおり10台でございます。

続きまして、水泳の授業の件でございますが、生徒の人数はあまり関係ないのではないかなというのはいいます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○狹守勝義委員長 根岸副課長、どうぞ。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 すみません、申し訳ありません。物価高騰による給食費の補助金の件でお答えいたします。

なぜ去年より補助金下がったかということでございますが、令和4年度の補助金の積算は、令和3年度と4年度で同じ時期で同じメニューのものがございまして、そちらの1食当たりの食材料の差で計算いたしまして単価を出して、予定日数、予定人数で積算しております。令和5年度につきましては、値上がりが予定されております御飯、麺、パン、牛乳、調味料のそれぞれの単価の値上がり分をそれぞれ出して、発注予定数、それから発注予定回数を掛けたものを合計いたしまして補助金額といたしました。それなので、令和5年度は令和4年度に比べてより細かく高騰額を算出したためこのようになっております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、お答えいたします。

心理テスト、hyper-QUテストの関係ですが、先ほど教育長もおっしゃっていただきましたが、学級生活の雰囲気や中学校へ向けてというところもありますので、中1ギャップ解消だけという理由ではないのですが、中1ギャップ解消も一つの結果として結びついているものというふうに捉えていただければと思います。

○狹守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 いじめ不登校に関する件についてお答えいたします。

いじめ不登校というのは、いじめによる不登校というもので、いわゆるいじめ重大事態に関する

ものだと思いますが、本町ではそのいじめ重大事態による不登校児童生徒はおりませんということで報告いたします。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 奨学資金なのですけれども、貸付けが令和5年度全体で6人だったわけなのですか。私、令和5年度に入学した高校、大学も含めて新しく入学した子どもさんに貸し付けたのがそうだと思っていたのですけれども、大学、次も2年、3年とあります、高校だってあります。その子たちには、これは対象になっていたのかどうかなのですけれども、そこを伺いたいです。

それから、返済なのですけれども、返済は卒業したらもう次の月からでしたか、返済することになっていますよね。ちゃんとされているのか。就職がきちんとできていて、できていない人からも取り立てているのかどうか、そこを確認したいのですけれども。

それから、心理テストの件は、そうですか、中1ギャップもということなのですね、なるほど。中1ギャップのことで言おうかなと思ったのですけれども、分かりました、いいです。あんまり意見が言えなくなってしまったので、分かりました、いいです。

タブレットも、この10台というのは一般質問ではしていましたけれども、代替機に大体回ったのか、使い道について伺いたいと思います。

いじめ不登校の重大事態、何と言ったの、いじめ不登校の重大事態云々とかとおっしゃいましたね。いいです。いじめ不登校は嵐山は結構多いわけですよね。その子たちへの対応というのはどういうふうにされたのかを、重大事態まではいかないのだけれども、その子たちへの対応はどうしたのか。この重大事態というのはどういう条件が重なると重大事態になるのか、教えてもらえますか。

学校給食費なのですけれども、単純に考えて、値上がりが続いている中で補助金が下がったら質を低下させるしかないわけですね。値上げさせるか。値上げはしないわけだから、質を低下させるしかないのではないかなと思ったのですけれども。さっきも聞いていたのですけれども、そういう形は大幅には取っていないように聞こえたのです、質の低下は。そうしたら、町が補助金を出して維持をさせるというような形しか考えられないのですけれども、どうなのですか。その仕組みも含めて伺いたいと思います。

水泳の関係なのですが、これ教室で学ぶ児童生徒だってそうなのですが、少なければよく指導が行き渡ると思うのです。多ければどうしてもなかなか難しい面というのがあると思うのです。水泳も同じような面があるのではないかなと思ったので、多いと難しい、なかなか指導が行き渡らない面があるのではないかなというふうに思いましたので、お聞きしたのですけれども、いかがでしょうか。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私から奨学資金の関係とタブレットの関係をお答えしたいと思います。

奨学資金の関係ですが、先ほど貸し付けた金額が520万円で6人ということで申し上げましたが、1年生から4年生まで含まれております。

続きまして、タブレットなのですけれども……

〔「返済のことについて」と言う人あり〕

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 失礼いたしました。返済に関しましては、大学を卒業してから半年後から返済が始まります。返済するに当たりましては、返済の計画を相談して出していただきまして、それに基づいて返済していただいております。

続きまして、タブレットの件でございますが、こちら購入したタブレットに関しましては、学校ごとに必要な、故障の台数も多いのですけれども、需要の高いもの、学校のほうで判断をいたしまして、こちらのほうでも確認をいたしまして、緊急性の高いものから使っていただくようにしております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私からは給食費の補助につきましてお答えさせていただきます。

給食費の補助が下がったら質を低下させるしかないのではないかとということでございましたが、令和4年度、5年度につきましては、コロナ対策の一環である物価高騰対応の補助金をいただけましたので、そういったものを活用して何とか実施することができました。一般質問の中でもお答えしましたように、令和6年度においてはその補助金がないために、質を落としてということはなかなかできないので、日数の調整を合わせて、できるだけ給食を維持できるような方法を考えて、今、実施しているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 それではまず、いじめ不登校に関する件についてお答えさせていただきます。

いじめ不登校というのは、恐らくいじめが原因による不登校になったことを指されるかと思うのですが、文部科学省のほうでは、いじめが原因による不登校のことをいじめ重大事態と指しております、そのようないじめが原因による不登校というのは、嵐山町では確かに不登校は課題ではないのですが、それによる不登校の原因というのは起こっておりません。

続きまして、水泳の指導業務の少人数との効果の違いについてお答えさせていただきます。まず、スイミングスクールの指導のほうでは、大人数の一般の方のスクールの指導を普段から行っていま

すので、学校の80人から100人くらいの生徒の対応のノウハウは、スキルというのは非常に持っています。さらに25メートルのコースを、はっきりは、ちょっと申し訳ないのですけれども、6コースから7コースぐらいを使ってプールを十分に活用していますので、待機をして見ているだけのような生徒は、私が見ている限りでもなく、十分な水泳指導は行えているのかなというふうに感じています。

以上、お答えいたします。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 学校給食費からですけれども、その補助金が令和4年度から下がっているわけですよね。ですので、質を低下、ちょっと質問の私も悪かったのですけれども、それが下がっているから質を低下させるか値上げするしかないと思うのです。値上げしていないわけですから、質の低下があったのではないかなと思ったのですけれども、どうしたのですか、補助金が下がっているわけですよね。その分は町から出してもらったのか、何とかやりくりしなくてはならないわけですよね。どのようにしたのかを伺いたいのですけれども。

いじめで不登校になった人をいじめ重大事態と、そうですか、ありがとうございます。それで、この不登校、いじめも単独ではあったと思うのですけれども、いじめや不登校の児童生徒に対してどのような対応をしているのか、代表的なもので結構ですので伺えればと思います。あとは結構です。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、学校給食費の補助金につきましてお答えさせていただきます。

まず、令和5年度にいただいた補助金は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の重点支援分でございました。そして、こちらが令和5年度のほうが令和4年度よりは少なかったのですけれども、給食費のこの給食会計でございますが、当然、その年度にいただいた給食費でその年度の給食を作るというのが基本だとは思いますが、例年ある程度の繰越金というものも出ておりますので、その繰越金を利用しまして令和5年度は実施できたというふうに捉えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

いじめ不登校に関してですが、1点、先ほどの答弁の修正をさせてください。いじめ重大事態の説明でございますが、いじめ重大事態と申し上げますのは、いじめによってその子どもの生命や財産や、そういったものに関わるような事態に陥った場合や長期の欠席になった場合、こういった場合をいじめ重大事態と言っています。この場合には第三者機関を教育委員会で立ち上げて調査をすることになるのですけれども、その部分は先ほどの説明のちょっと補足をさせていただきます。

続きまして、いじめ及び不登校の対応ということでお答え申し上げますと、今回は決算審査ということでございますので、令和5年度でその分に予算を使っているものといたしましては、中学校になりますが、さわやか相談員の配置であったり、それからスクールソーシャルワーカー、こちらのほうも県の分に合わせて町では予算を組んでいただきまして、県以上に配置をして、配置日数を増やして、子どもたちのいじめであったり、それから不登校であったり、そういった子どもだけではなくて家庭への支援ということも行っているところでございます。

予算に関わるところは以上でございます。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の129ページなのですが、小川町広域適応指導教室の金額が92万423円でした。この前も伺ったと思うのですがけれども、答えていただけなかったのもまた伺います。全体利用者数、そして嵐山町の利用者数、そしてその中で嵐山町の不登校児童の中の割合というか、嵐山町と全体利用者数の中の割合というのはどのくらいになるのか、伺いたいと思います。

それから、130ページ、障害児就学支援指導委員会の相談件数を伺います。これ延べと実数と伺えればと思います。

130ページです。発達障害児早期支援対策事業43万4,940円で、具体的にどのような事業を行っていたのか伺います。

それから、140ページと145ページ、要保護、準要保護児童数の令和5年と令和4年を比較しますと、菅谷小が85人で令和4年が82人、七郷小が15人で令和4年が13人、志賀小が46人で令和4年が44人、菅谷中が令和5年が47人で令和4年が42人、玉ノ岡中が30人で令和4年29人で、比率増なのですが、独り親家庭の比率について伺いたいと思います。

それから140ページと145ページですが、特別支援教育就学奨励費が、令和5年が菅谷小が7人で令和4年が4人、七郷小が1人で同じなのです。そして、志賀小が6人で令和4年2人、菅谷中が3人で同じ、玉中が1人で令和4年が2人で増減はないわけですがけれども、貧困が学業を抑えているというふうな事情等について把握があるかどうかというのは、これはこの数字では分からないと思うのですが、貧困と学業の問題というのはある程度通じていると思いますので、その点について伺います。

それから、144ページです。これは、かなり私たちのグループの中では問題になっていることなのですが、中学生の性教育講座の講師謝礼ですがけれども、講師が性教育の内容の中でHPVワクチンを推進するということがかなりあるのです。それで、そのことについては質疑していこうという形になっているのですが、このことについて、そこまでご存じかどうか。前は女性の先生だったので、そのことについてしっかりお願いしていたのですが、令和3年の段階ではお願いしていたのですがけれども、それからその後、替わられたので、ちょっとうまく話ができていないかなと思うのですが、その点についていかがでしょう。

○狹守勝義委員長 順次答弁を求めます。

吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それでは、答弁させていただきます。

まず、小川町広域適応指導教室に関してでございますが、令和5年度の数ですが、小川町適応指導教室の全体利用者数は10名となっております。嵐山町は2名、そちらのほうを利用させていただきました。不登校児童生徒中の利用割合はおおよそ3.6%になります。

続きまして、就学支援指導委員会等の相談件数についてなのですが、こちらのほう、嵐山町就学支援委員会と言っております。来年度就学予定のお子さんや現在就学中の児童生徒についての就学先についての審議を行う場であり、ここでの具体的な相談活動は行っておりません。町役場での保護者との相談、各校や各園での相談件数、または健康いきいき課への相談等を含めると、もう追いつかない相談件数になっており、詳細な件数についてこちらでも把握しておらず、述べる事ができず、大変申し訳ございません。

続きまして、発達障害児早期支援対策事業についてになります。こちら嵐山町特別支援教育巡回支援相談員として、臨床心理士の資格を持つ医師を各校、園に派遣をしております。そこから専門的な知見からの指導、助言をいただくとともに、特に幼稚園や小学校6年生、中学校3年生など進学を控えたお子さん等につきましては、就学先についてもその先生に見立てをして行ってもらい、相談等に役立てております。また、WISCと言われる発達検査や社会適応等はあるような検査の冊子や検査用紙の購入等もこちらに充てております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 根岸副課長。

○根岸珠美教育委員会教育総務課教育総務担当副課長 それでは、私から要保護、準要保護の認定数における独り親家庭比率及び特別支援教育就学奨励費の件でお答えいたします。

まず、要保護、準要保護の児童数の独り親家庭比率でございますが、認定理由が児童扶養手当受給者とする人の割合でございますが、全体で53%でございます。

続きまして、特別支援教育就学奨励費でございますが、こちらは特別支援学級に在籍しているお子さんのご家庭の学用品費や通学用品、給食費等を実費分の2分の1を支給するものになります。嵐山町では所得判定で可能であれば、より保護者に有利である準要保護を申請してもらいまして適用させております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 性教育の指導について、講演の内容についてお答えさせていただきます。

こちら講師は、嵐山町のほうでは昨年度、埼玉医科大学病院産婦産科医師の高橋幸子氏をお願い

をして講演を行っております。講演の内容ですが、適切な男女交際や恋愛について、また性的同意について、セルフプレジャーについて、妊娠した場合について、性感染症について、子宮頸がん、HPVワクチンについて、性の多様性についてなど、多様な視点を専門的見地や多くの経験の中から講演していただいています。中学生性教育講座については、中学校3年生の3月、卒業を前にした生徒たちにとって遠いようで近いような講演となっております。また、事前に講師の先生と養護教諭で打合せをし、講演内容等も確認を行っております。その学校の必要性に応じた講演を行っております。

以上、お答えさせていただきます。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 広域適応教室にいらっしゃるのは具体的には3.6%という形で、そのほかの方たちは、令和5年度に関しては急に不登校児童が増えたという形で、急にではなかったですが、20万人増えたという形で、かなり広く広報されたと思うのです。3.6%で、行く場所があればいいというふうな感覚で見ると、3.6%というのは全体の中で、小川地区のそのところで適当な数なのかどうか、どのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

それと、就学時支援指導委員会なのですが、これはもう数え切れないほど相談件数があつて、このところでは指導をどうするかと、具体的にはどのようなことを話をなされていて、指導の内容、どういうふうな形でというふうな形ではなくて、どのような形の話を話をなされていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、発達障害児児童対策早期事業なのですが、具体的に、私、ドクターが入っているとは思わなかったもので、臨床心理士とかそういう方が入っていらっしゃると思ったのですが、このドクターは病院に所属していらっしゃるドクターなのか、どのようなタイプのドクターなのか伺いたいと思います。

それと、中学生性教育のことなのですが、まさにぴったり、この方は困るという方がいらしているのですが、嵐山町で。今、埼玉医大ではその方を中心に、埼玉医大ではないのですが、ヒトパピローマウイルスのワクチン接種に関しては、この方が一生懸命やっけていらっしゃる方なのです。皆さんにワクチン接種をしましょうというふうな形で動いていらっしゃる方で、それでとても困っているというのが現状で、前はそのことについてお話ししていたのですが、このことに関して高橋さんとお話することができるのでしょうか。そういうタイプの人ではないなと思って見ているのですが、いかがでしょうか。

○狛守勝義委員長 4点でいいのですか。

○渋谷登美子委員 いいです。

○狛守勝義委員長 吉井指導主事。

○吉井大輔教育委員会教育総務課指導主事 それではまず、私のほうから就学支援委員会のほうをお

答えさせていただきます。

具体的な件数はすみません、本当に述べることができず。昨年度、指導主事が持った相談件数だけでもおよそ軽く40件を超えております。なので、かなりの数になるかなと思います。この就学支援委員会で話し合っている内容につきましては、来年度、令和5年度でしたから令和6年度、その中での話合いで、そのお子さんについては特別支援学級が適しているのか、それとも特別支援学級の中でも知的のクラスなのか情緒学級であるのか、または通級というもので対応ができるのか、もしくは特別支援学校が適しているのかというようなことを各学校の特別支援教育コーディネーター、指導主事、こちらにも嵐山学園の医師に入ってください、または知見を有する者にも入っていただき会議を行う、そのような内容になっております。

発達障害児早期対策事業の臨床心理士の資格を持つ医師についてなのですが、現在は病院には所属をしていないとお話を聞き取っております。臨床心理士の資格を持っていرونなどところに行き、各学校や他の自治体のほうに行き、嵐山町で行っているようなことを主にやっているという話を聞き取っております。

以上になります。

○狹守勝義委員長 神田指導主事。

○神田貴裕教育委員会教育総務課指導主事 それでは、中学生性教育についてお答えいたします。

まず、高橋先生の講演の中で、HPVワクチンについての説明ですが、基本的にはどのようなワクチンなのかという説明が中心でした。説明の中には、現在のワクチンの普及率、男性や女性または病気の可能性などを伝えているのみで、講演の中で受ける受けないということについては触れてはいません。また、性教育、卒業前の中学生にとって非常にデリケートだけれども大事なお話ですので、それは先生のほうもよく分かっていただいて、講演内容について何かあれば、学校側の必要性に応じて変えるということも十分対応していただいていますので、それについては十分学校のニーズに応じての性教育指導になっているかと思います。

以上、答弁させていただきます。

○狹守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 それでは、広域適応指導教室の利用人数のことについて申し上げます。

3%強ということが適切な人数かどうかということでございますが、これについてはなかなか適切かどうかということをお答えすることが難しいかなと思ってございます。本来であれば広域適応指導教室に通う子どもというのは少なく、学校にみんなが来ることが理想ではあると思っております。ただ、個人的には今非常に不登校が多い中で、どこかでつながりを持っていくということが大事だと思ってございます。その選択肢の大事な一つとして広域適応指導教室があり、またそのほかには町のほうでは菅谷小学校の敷地内に子ども家庭支援センターがあり、それからほかの形でメタバースでの学校に通っている子どももあり、様々な多様な選択肢がある中でございます。その中

で、まだまだそのどこにも入っておらず、学校からの連絡はつきますが、その限りという子どももいますので、引き続き３％が多いかどうかというよりは、そういった子どもを少しずつどこかにはつなげる形で支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 中学生の性教育の問題なのですが、高橋さんになる前は嵐山町の、今、産婦人科していらっしゃらないのですけれども、その方をお願いしていた時期があるのです。具体的になっているので、女性と男性との差があると思うのですが、それも以前、ここの一般質問か何かで話しているのですけれども、一般質問ではないな、予算か何かかもしれないのですけれども、そういった形にちょっと、もうそのものずばりの方が名前が出てきてしまったので、ここまで出てくるのは初めてだなと思って聞いていたのですけれども、ちょっと考え直していただけないですか。その性教育に関しても、すごくデリケートな問題なので、逆にそのところでどういうふうなことがあるというふうに言われて、子宮頸がんというのは、本来は私たちのような70代ぐらいの人がなるのに、突然、厚労省で10代、20代が罹患するというふうな形になってきたような状況がありますので、そのところは非常に難しいと思うのですけれども、私が見ている限りでは、統計なんかを見ても間違った情報が動いていて、そのところで皆さんが右往左往しているという状況がありますので、これは一度、そういうふうな問題として考えるのはとても教育委員会としては難しいと思うのです。けれども、嵐山町に実際に実在するお医者さんがいらっしゃって、かつてはそのことを性教育としてやっていらしたので、そういったこともお願いしてみるのもいかがかと思うのですけれども、ちょっとすみません、決算でこの数字、人が出てきてしまったのでびっくりして、回答にならないけれども、ちょっとここのところを考え直していただきたいと思います。

○狹守勝義委員長 決算ですから。

○渋谷登美子委員 決算なのだけれどもしょうがない、こんな数字。びっくりしてしまった、私。答えなくていいよ。

○狹守勝義委員長 答えなくていいですね。

○渋谷登美子委員 答えなくていい。

○狹守勝義委員長 では、もうそれでいいのですよね。

以上で教育総務課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○狹守勝義委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時55分)

決算審査特別委員会

9月30日（月）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	委員	２番	竹内隆哲	委員
３番	橋本将	委員	４番	宮本大裕	委員
５番	小林智	委員	６番	藤野和美	委員
７番	吉本秀二	委員	８番	畠山美幸	委員
９番	川口浩史	委員	１０番	渋谷登美子	委員
１１番	伏守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
賛田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村治	教育委員会教育長
高橋喜代美	教育委員会教育総務課長

馬	橋	透	教育委員会生涯学習課長
中	村	寧	農業委員会事務局長農政課長兼務
堀	江	國 明	代表監査委員
青	柳	賢 治	監 査 委 員

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は10名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○狹守勝義委員長 ここで、報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

委員の皆様申し上げます。質疑は自己の意見を述べるできないこと、また質疑を含む発言は全て簡明にすることが会議規則に定められています。令和3年5月28日、議会運営委員会の答申のとおり、質疑の要旨を明らかにするために必要な範囲で自己の意見を述べることは制約されませんが、質疑の意味を再確認し、質疑に徹し、簡明に行うことをお願いいたします。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

全課局に関する質疑並びに現地調査を終了しております。これより歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑につきましては、6名の方から届出をいただいております。

初めに渋谷登美子委員、次に畠山美幸委員、次に吉本秀二委員、次に小林智委員、次に藤野和美委員、最後に川口浩史委員の順で行います。

それでは、渋谷登美子委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 2項目の質疑なのですが、令和5年度、大体コロナが終止、終わったという感じで見るのか。その結果、コロナによって貧困格差がひどく広がったこと、特に女性の貧困というのが目立つようになってきたのではないかという意味があって、その点を含めて質問させていただきます。

まず、1番目です。令和5年度開催の審議会、住民参加の委員会、区長会、民生委員会についての男女比、女性参画比率、片方の性がゼロの審議会及び委員会について伺います。そして、女性の参加が30%以下の委員会があったとしたら、その理由について伺います。

2番目です。嵐山町職員の育休取得、介護休取得、ボランティア休暇の男女別人数及び比率を伺います。これは昨年度、育休は男性はいなかったのですが、令和5年度については1人はいるといふように伺っていますので、その点も含めて伺いたいと思います。

3 番目です。低所得者の世帯の比率を伺います。高齢者世帯、子ども扶養世帯、独り親世帯、障害のある人の世帯の世帯数比率を伺います。生活保護世帯の件数及び高齢者、障害のある方、精神、身体、知的に分け、そして子どものいる独り親家庭、疾病等についての件数を伺います。

4 番目です。会計年度任用職員のうち、所得の100万円以下、200万円以下、200万円以上について、性別、年代別、再任用、勤労年数、1年未満、3年未満、5年未満、10年未満、15年未満、そして専門性の有無について伺います。

5 番目です。コロナワクチン接種に係る年度前の国庫支出金、年度前年齢別ワクチン接種者を伺います。

6 番目です。コロナ禍以降の財政について、国庫補助金額、支出、年度前地方交付税の増、財政調整基金の積立額との関係を伺います。これは、地方交付税に関しては2019年度ですか、すごくたくさん地方交付税が出され……2020年ですよ。そして、それがだんだん基金に積み立てていって、それを減額していくというやり方を国が取ったと思っているのですけれども、その点についての考え方を伺いたと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、安藤地域支援課長には1を、次に、萩原総務課長には2、4、6を、次に、岡野税務課長には3を、次に、太田福祉課長には3を、最後に、菅原健康いきいき課長には5を、よろしくお願いいたします。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、1につきましてお答えさせていただきます。

令和5年度の審議会、委員会等の女性比率は、222人中70人の31.5%です。区長会は35人中1人の2.9%、民生委員、主任児童委員は41人中31人の75.6%です。また、男性のみの審議会等は1つございます。女性比率が30%以下の審議会等の具体的な理由までは承知しておりませんが、充て職などが理由ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○萩原政則総務課長 2番目の質問についてお答えします。

令和5年度嵐山町職員の育児休業所得の男女別人数は、男性3人、女性7人の計10人、男性30%、女性70%になります。特別休暇のうち、介護休暇の取得の男女別人数は、男性1名、女性2名の計3人で、男性33%、女性67%になります。また、ボランティア休暇について取得した職員はおりません。

続きまして、4番目の質問についてお答えします。質問では所得ごとの質問ですが、収入ごとにとまとめさせていただきました。任用年数につきましては、会計年度任用職員制度が始まった令和2年度からの年数といたします。また、集計につきましては、時間の都合で106名の方の集計となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、100万円以下、全員で52名でございます。男性22名、女性30名、年代は、20代2名、40代6名、50代11名、60代23名、70代10名、任用年数は、1年目16名、2年8名、3年3名、4年25名となります。専門資格を有する方ですが、教員4名、幼稚園バス運転手4名の計8名でございます。

続いて、200万円以下の職員でございます。合計で38名でございます。男性9名、女性29名でございます。年代は、20代1名、30代3名、40代4名、50代13名、60代16名、70代1名でございます。任用年数は、1年目3名、2年7名、3年7名、4年21名でございます。専門資格を有する仕事ですが、保育士3名、幼稚園教諭3名、教員2名、介護福祉士2名、学校司書1名、社会福祉士1名、ケアマネ1名、社会教育主事1名の計14名になります。

続きまして、200万円以上の職員でございます。合計で16名でございます。男性3名、女性13名でございます。年代は20代1名、40代4名、50代2名、60代8名、70代1名、任用年数は、1年目3名、2年2名、3年2名、4年9名となります。専門資格を有する方ですが、看護師2名、幼稚園教諭3名、教員1名、介護福祉士1名、社会福祉士1名、保健師1名の計9名となります。

続きまして、6番目の質問事項についてお答えします。コロナ禍以降において、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策として国庫支出金が交付され、令和2年度には約20億5,000万円、令和3年度には約5億9,000万円、令和4年度には約4億8,000万円、令和5年度には約3億1,000万円が交付されました。支出につきましては、補助率が10分の10のものがほとんどでございますので、補助金額とほぼ同額でございます。

年度ごとの地方交付税の増につきましては、令和2年度が前年度と比べ8,800万円の増、令和3年度が前年度に比べ2億6,000万円の増、令和4年度が前年度に比べ約3,000万円の減、令和5年度が前年度に比べ約2,900万円の減でございます。財政調整基金の年度末残高のそれぞれの年度の前年度と比較した増減額は、令和2年度が約1億700万円の増、令和3年度が約3億8,000万円の増、令和4年度が約1億円の増、令和5年度が7,700万円の減でございました。単独事業を補助事業に振り替えて実施したことなどが積立額の増額した要因の一つと認識しております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 私の方からは、3番の低所得者世帯の比率を聞くということに対して答弁させていただきます。

世帯の比率とのご質問でございますけれども、ちょっと様々試しましたが、世帯での集計がちょっとできなかったため、人数についてお答えをいたします。

初めに、高齢者の人数ですけれども、65歳以上で年金収入があり所得が200万円までの方が5,920人、割合が39.9%、続いて子どもを扶養している方ですけれども、16歳未満の子を扶養している方ということで集計いたしまして、460人、割合が3.1%、続いて独り親の人数ですけれども、寡婦独り親の区分等で申告等されている方で199人、割合が1.3%、最後に障害のある方については

717人、割合が4.8%となります。いずれも確定申告等で申告をいただいたデータを基に集計をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからは、引き続き3番の後半の質問につきましてお答えいたします。

まず、生活保護世帯の件数でございますが、こちらは今年4月1日現在ということで181世帯、このうち高齢者世帯につきましては95世帯となっております。

また、障害のある方につきましては、ちょっと世帯数では出ないので人数になるのですが、障害者手帳の取得者が6年の4月1日現在531人、知的の手帳をお持ちの方が178人、そして精神保健福祉手帳を取得の方が198人となっております。

また、独り家庭医療の制度上で子どものいる独り親ということですが、こちらにつきましては139の登録でございますが、実際に所得制限がかかっていない方でいきますと114人ということになります。

疾病等の件数ということでございますが、こちらは制度上、疾病の内訳というのは分かりませんので、あくまで一部負担金の助成という形になりますので、こちらが令和5年度で年間給付件数といたしまして1,715件となっております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、5番目の質問に対しましてお答えさせていただきます。

コロナワクチン接種に係る年度ごとの国庫支出金につきまして、令和3年度からお答えさせていただきます。100万円単位でお答えさせていただきます。令和3年度は1億3,500万円、令和4年度は9,200万円、令和5年度は確定数値ではございませんが5,200万円です。この3年間で約2億7,900万円の国庫支出金となります。

続きまして、年度ごとの接種者につきましてお答えいたします。年度ごとの接種者数を出すのは大変難しいため、申し訳ございませんが、令和3年度から令和5年度までのトータルの接種者人数で、年齢別で1回でも接種した方と7回全て接種した方をお答えさせていただきます。1回でも接種した方につきましては、ゼロ歳から4歳で38人、5歳から11歳で224人、12歳から64歳で8,138人、65歳以上の方で5,699人です。

次に、7回全て接種した方につきましてお答えさせていただきます。12歳から64歳で361人、65歳以上で2,863人です。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。まず、1番目からなのですけれども、全体的に令和5年度、審議会

とか委員会とか、住民参加の委員会というのは何回というか何部門と言ったらいいのですか、あったのか伺いたいと思います。

そして、男性のみの委員会というのはどこの委員会になるのか伺いたいと思います。

女性参画比率が少ないのは充て職だったということですから、その部分は充て職の部分が多い、充て職でそういうふうな方が、女性が参画できないというふうな状況になっているのかどうか伺いたいと思います。

男女共同参画の委員会がありましたよね。それで当然こういった公表数値は出していると思うのですが、そこについてどのような皆さんの評価があったのか伺いたいと思います。

次は、2番目に行きます。育休ですけれども、男性の育休取得はどのような形で育休をされているのか、女性の場合は産休のほかに育休というのは、ある程度イメージがつくのですけれども、どんな形で取られているのか伺いたいと思います。

あと、介護休暇ですけれども、この介護休暇はどのような形で取られているのか、年次休暇ではなく日にちで、時間給みたいな形で取られているのか、そういった形を伺いたいと思います。

次、3番目、それからもう一つ、所得が200万円以下の方ということで、高齢者の方は65歳以上だと5,920人で、ほぼ39.9%になるというわけですけれども、高齢者世帯の年金所得者で200万以下というと、大部分の方が年金生活の200万以上の方というのは少ないのではないかと思うのですけれども、この点についての把握はいかがなものかと思ひます。

あと、子ども扶養世帯だと200万円以下が460人で3.2%、この子ども世帯の場合は3.2%というのは、やはりかなり厳しい状況になるのかなと思うのですが、その点。そのうちの独り親家庭が199人だから全体の1.3%ということになりますから、子ども扶養世帯のうちの1.9%は200万円以下という形で、やはり二人親の家庭の中でもそういった現実があるというふうに考えてよいということなのですか、というふうに思ひます。

障害のある方は4.8%で、これは障害のある方のうちでも障害者年金が200万円以上になっているということではなくて、障害のある方はそのほかに何らかの所得があつて200万円以上になっていることになるのですか。4.8%というのは全体の4.8%ですから、障害のある方のうちの何%ぐらいが200万円以下になるのか伺いたいと思います。

あと、生活保護世帯の関係なのですけれども、これは私もちょっと質問の仕方が悪かつたのかなと思ひて今聞いているのですけれども、疾病は年間1,715件ということなので、1,715件の疾病の医療費を出したというふうな形になって、疾病の方が生活保護世帯の中に入っているということではないということなののでしょうか、その点を伺いたいと思います。

ごめん。4と3を間違えました。

5番目です。すみません、5番目でコロナワクチンのことなのですけれども、7回以上接種した方が5,699人のうち2,863人いるということは、6回以下の方は2,836人ですか。そうすると、その65歳

以上の方で全体で何%ぐらいの方がワクチン接種をされたという形になるのか伺いたいと思います。実際に65歳以上の方にコロナワクチン接種の、高齢者の方がたくさん受けるようにという形で最初進められたのですが、この全体で2億7,900万のうちコロナワクチン接種にかかった65歳以上の方の経費というのはどのくらいになるのかな。今ちょっと計算できないのですが、大体分かりますでしょうか、伺いたいと思います。

それから、この国庫補助金と地方交付税の関係なのですが、コロナ禍によって、そして国庫補助金が増えていくというのはどう考えても国の政策で当然であって、地方交付税も増えていくというのは当然であって、国庫補助金はそれを全てコロナ関係のものに使ったということですから、このことに関しては国のほうの問題であって、嵐山町自体の問題ではないと考えているのですが、その点については、国庫補助金に関して国庫補助金が多くあって、そして支出がだんだん少なくなってくるというのは特に問題が私はなかったと思うのです。そういうふうなことについての見解を伺いたいと思います。

そして、地方交付税は令和3年度には多くなってきたというのは、それは国の政策としてそれを行って行って、それを積立金のほうに、財政調整基金に回すというふうな一つの方針があったと思うのですが、それ以上にそのほかのものを、今、ごめんなさい、ちょっとメモしきれなかったのですが、補助金関係を財政積立金のほうに回したのでということはあると思います。全部国庫支出金に関しては、全てコロナ関係の臨時財政対策債の支出にするわけですから、それを逆に臨時財政対策債で使わなくてもよいものを補助金でやって、その部分を積立金に回したというふうに今、聞こえたのですが、そういうふうに解釈してよろしいのでしょうか、その点を伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

委員さん、4つについてご質問いただいたかなというふうに考えてございます。まず、審議会等の数につきましては、19ということで計算してございます。こちらにつきましては、毎年国に報告しておりまして、国から、まず34につきましてこれは該当しますと。それ以外はということで、嵐山町に関しましては条例設置している審議会等を入れておりまして、当然委嘱していない、まだとかというのも含めまして、5年に関して19で計算をさせていただきました。

続きまして、男性のみの委員会が1つございました。こちらに関しましては、奨学資金貸付委員会でございまして、5人なのですが、ある程度、いつもは女性の委員さんがいらっしゃったのですが、民生委員さんから1人とか、教育委員さんから1人のときに、たまたま多分、男性の委員さんが選出をされてしまった関係でゼロになってしまったと。昨年までは女性の委員さんがいらっしゃいましたので、これはたまたまかなというふうに考えてございます。

続きまして、30%以下の理由で充て職というようなことでお答えさせていただきました。具体的に地域支援課ですと、1つお答えさせていただきますと、消防審議会というのがございまして、こちらが今30%という形になってございます。ただ、どうしても条例上、区長さん、区長会の役員から1人、あと消防団の団長、副団長の者と考えます。そこで10人のうち4人がもう実質決められていて、今現在そこが男性で、残りが6人で、この6人を男性、女性、3人、3人という形で、一応地域支援課のほうでは自由に委嘱できるところに関しましては半分という形でやらせていただいて、ほかの課もそれほど大きくは変わらないのかなと考えてございます。審議会等の評価につきましては、一応嵐山町は比企地区で一番高いというような数字になってございますので、委員さんのほうもそこに関してはあまり深くはというような形ではないように考えてございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、男性の育児休業をどのようにして取得しているのかということでございます。子どもが生まれまして、男性の方、ぜひ育児をしたいというご本人の希望により総務課のほうに申請が上がりまして、ご本人の希望によって取っている状況でございます。

続きまして、介護休暇でございますが、要介護の親等がいた場合、年間5日間取れる特別休暇がございます。こちらにつきましては時間で取ることも可能ですので、1日、例えば病院に連れて行く等で、2時間とか3時間という形で取っている職員が多くいらっしゃいます。

そして最後の質問ですが、国庫支出金と財政調整基金の関係でございます。もちろん国庫支出金は目的があって10分の10の補助でございますので、国庫補助金を財政調整基金のほうに回したということはもちろんございません。先ほど答弁もいたしました、単独事業費を考えていたものが、これは国庫事業に当たりますよと。そういう場合は積極的に国庫支出金をいただきまして、その分が、一般財源が浮くという言い方はおかしいですけれども、余った分につきましては、財政調整基金のほうに繰り入れている金額もあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 私のほうからは、3番の低所得世帯についてお答えをいたします。

この集計につきましては、結構時間をかけてやったのですけれども、なかなか深くできなかったものですから、適正に答えられるか分からないのですけれども、お答えをさせていただきます。

まず、高齢者についてですけれども、所得200万円ということで人数を出しておりますので、収入で申し上げますと、年金収入で310万円というふうになるので、大体の方がこの200万円というくくりの中に入るのではないかなというふうに認識してございます。

それと、飛びまして、障害者の区分のこの人数と割合ですけれども、当然本人の障害の方も入っており、例えば障害年金とかですと非課税になりますので、所得の対象になっていないというのも

ありますが、家族で障害の方がいて、そういう方を取っているというか扶養になった場合でも当然ここに入ってくるので、そういったものも含めた数字になっているのかなというふうに認識してございます。

あとは、子どもの扶養ですけれども、当然独り親のほうについても扶養になっていますので、この辺については重複している部分があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうから独り親の関係で、1,715件中の内容でございますが、独り親家庭等医療費給付金の制度につきましては、健康保険に加入していることが大前提でございますので、生活保護に関しましては基本的に医療保険から抜けますので、生活保護世帯は入ってございません。参考までに、先ほどの全体の181世帯の生活保護の中で、母子世帯と言われる方は7世帯でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 5番のコロナワクチンにつきましてお答えさせていただきます。

今、手元に細かい資料がないので、細かい数値はお答えできないのですが、65歳以上の方の割合につきましてはお答えできませんが、接種回数が大体65歳以上の方が3年間で3万8,000回ぐらい受けております。それに対しまして、ワクチン代は国のほうで出させていただきましたので、ワクチン代は出ておりませんが、医師の委託料とか看護師の手当とかを鑑みますと、大体1人당たりお手当が3,000円から5,000円ぐらいになると思います。そうすると、大体計算すると1億円ちょっとぐらいが65歳の方に対する費用になるのではないかと考えられます。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

次に、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、私のほうからは1つについて質問させていただきます。

各公共施設の電気代とLED化についてです。施設は、庁舎・増進センター、図書館、北部、南部ふれあい交流センターの3か所、B&G、観光施設、各学校、幼稚園、給食センター、道路照明灯、駅東西連絡通路、公園等。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 各公共施設の電気代につきましては、お配りしたとおりとなります。各施設でのLED化への取組状況につきましては、平成30年度に健康増進センターを、平成27年度に道路照明灯及び駅東西連絡通路をLED化しております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 ちょっと細かくお伺いしたいのですが、まず今、皆さんの手元にはこれはないと思うのですが、電気代の詳細について、今、申し上げたところの電気代を令和4年度と令和5年度でお出しいただきました。そうしましたところ、ほとんどが下がっております。というのは、令和4年度に、第2次補正予算において、令和4年3.1兆円の物価高克服経済再生実現のための総合経済対策ということで、電気代とかそういうものに充てるというものが成立しまして、それで、令和5年の1月から8月まで、また令和5年度におきましては8月から9月ではない、これは6年度の話だ。昨年令和5年度に1月から8月まで、低圧のものは7円の補助が出ています。そして、令和5年度には3.5円に下がりましたが、そこまで補助が出ていました。高圧につきましても、令和5年の1月から8月までが3.5円、そして9月は1.8円ということで補助が出ていた関係で、令和4年と5年を比較しますと、今の全部の施設の合計が、約ですが、令和4年度におきましては8,400万円程度、そして令和5年度は、その補助があったために7,270万円程度に落ちているのです。しかしながら、今年令和6年度も電気代が高くなって大変な思いをされていて、今も補助が、この8、9、10の3か月出ておりますけれども、大変です。そういう中で、やはりLED化を進めていかなければいけないのではないのでしょうかという質問です。

先ほど課長の方から答弁いただきました、平成30年に健康増進センターがLED化、そして平成27年には道路照明灯、そしてちょっと年数書きそびれてしまったのですが、駅東西通路もやっているということで、そのデータを見ますと、道路照明灯につきましては、本当に令和4年度は1,200万、そして令和5年度は1,180万円ということで、ここは本当に補助が入ったことで多く下がっております。

では、以前の道路照明灯の金額はどうだったのだろうということで、私、調べました。平成26年に道路照明灯の光熱水費としましては2,140万円、そして平成28年度は3月から始まりましたから、1か月分減ったおかげでかどうだか分かりませんが、2,000万円になっています。100万円減っています。そして、平成29年から満額が始まったわけですが、ここの光熱水費はほとんど3分の1ぐらいに下がっておりまして7,600万円です。そして30年は8,400万、令和元年、ここから電気代が徐々に上がってくるところになりましたので、令和元年には9,400万、令和2年も9,400万、令和3年が9,500万、令和4年が1,200万、ここからちょっと桁が変わってしまいました。そして、令和5年に1,100万ということで今のお話のとおりになったわけです。

こういうような状況の中で、今、世の中が2027年に蛍光灯の製造禁止に備え、迅速なLED化を進めています。そして、2027年だからまだあと猶予があるのではないかと思うかもしれませんが、ここのところに管切れが出た場合、在庫がなければ照明交換ができません。蛍光灯の在庫を持っていたとしても、令和元年に既に製造が終了した安定期の寿命が来れば不点灯になります。これ

から危惧されているのは、政府、民間に加えて多くの自治体が一斉にLED化に走り出すときにメーカーの生産が間に合わなくなることです。世界的な発光ダイオードの不足、資材不足が起きるかもしれません。公共インフラ施設など、少しでも早くLED化に取り組まなければ大変な状況が来てしまいますよということが注意喚起されております。

それでお伺いします。まず、1つ目なのですが、先ほど私だけ頂いておりました資料によりますと、3施設が電気代がこの状況下で上がっているのですが、その理由をお伺いしたいのですが、南部交流センターが令和4年度32万1,000円、微々たるものなのですが、33万3,000円になっております。キロワット数は2,647キロワット、令和4年。それが、令和5年は4,097キロワットアワーになっているこの理由と、七郷小学校、これ多分、印刷ミスではないかなと思うのですが、七郷小学校、令和4年度が314万4,000円、それが令和5年度で347万4,000円、光熱水費の決算の数字を見ると294万5,000円なのに347万になってしまっているの、これ多分200と3の間違いなのか、ちょっとこれ確認させていただきます。

それと、オオムラサキの森活動センター、こちらが令和4年度が5万1,000円だったので、電氣量が536キロワット。それが、令和5年度倍になっていて1,067キロワットで6万2,540円というような状況になっておりますけれども、ちょっとこの内容をまず①としてお伺いしたいと思います。

そして、②としましては、令和5年度の決算において、先ほどLED化の進捗状況は伺ったのですが、残りの施設は今後どのように進めていかれるのかお考えを、スケジュールをお伺いしたいと思います。導入コストが高い場合など町としてどのように対応していくのか、計画をお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○狛守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、南部交流センター、七郷小学校、オオムラサキの森活動センター、電氣料が上がった理由ということでございます。

詳細な理由は分かりませんが、まず南部交流センターでございます。南部交流センターにつきましては、毎日使っているような施設ではございません。町の中でも利用頻度が少ない施設かなというふうに思います。そこで、4年度と5年度を比べたときに電氣量の使用が多くなったというのは、やはり利用者がそこは何か多かったのかなというふうに思われます。詳細は分かりませんが、まずそこが考えられると思います。

続きまして、七郷小学校、こちらを見ましたら、4年度と5年度の使用量は減っているのに金額が増えている。これ多分どちらか入力ミスかと思われます。大変失礼いたしました。

オオムラサキの森活動センターでございます。詳細は分かりませんが、5年度もすごく暑かった夏だと思っております。エアコン等のスポットクーラー等を持っていった関係等があったのかなと

いうふうに思いますので、やっぱり来館者ができるだけ、外は暑いですから、中に入ったときに少しでもということで電気料が増えたのかなというふうに考えております。

残りの施設の今後の計画でございます。全てについて計画ができていないわけではございませんが、一番多く使っている庁舎でございます。今現在、見積りを徴収しているところでございます。来年度すぐにやるのといってもちょっと答えは分かりませんが、町はゼロカーボンも宣言しておりますので、もちろんできるだけ早い時期に役場庁舎内もLED化して、少しでも二酸化炭素の排出量の削減、財政としては電気料金の削減にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、私から七郷小学校の令和5年度の電気代について修正させていただきます。

表のほうには「347万4,449円」と記載してしまいましたが、正しくは「247万4,449円」でございました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○狹守勝義委員長 馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透教育委員会生涯学習課長 私のほうから南部交流センターの関係をお答えいたします。

今、総務課長お答えしたように、やはり利用者の方が増えたということが一番の要因かと思われます。4年度につきましては、まだコロナ禍の影響が大分ありまして、5年度から各施設、利用者が増えているところがありますので、南部交流センターにつきましてもそういう理由かと考えられます。

以上です。

○狹守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 分かりました。これ再々質問になるから終わりにしてしまうのだよね。

まずは、LED化による電気代の削減ということで、先週、各会計からいろいろと質問させていただいたときに、LEDというのは約15年、6万時間もつのですよという答弁がございました。電気代も30%から50%削減される見込みがあると。また、メンテナンスも長期的に交換頻度が少なくなるために手間もかからないと、そういうことが期待されております。

それと、LEDは従来の照明器具に比べて消費電力が低く、CO₂排出量の削減に大きく寄与します。これは、町の先ほど総務課長もおっしゃったとおりゼロカーボンシティを宣言している町、そしてSDGsの達成に向けた取組にも貢献します。今後、国や県の補助金や助成金を活用することで初期投資、コストを抑えることができたり、またリースにすることによって、街灯はそういう手法でやらせていただいたわけですから、そういうことで軽減する手段ともなります。町長としましては、どのように今後取り組んでいかれるか、お伺いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

このLED化に関しては、もう全体としては当然進めていかなければならない、方向性はもう決まっているかなというふうに思います。ただ、あくまでも単純にぽんぽんというわけにはいきませんので、全体の学校再編等も当然ございます。様々な形の中で、その中で一番はっきりしているのがB&G財団のほうから補助をいただきながら、そちらのほうは先行してできるかなというふうにも思っておりますので、全体としては当然LED化を進めていく。

あとは、今回、橋本議員のほうから一般質問もありましたけれども、B&Gの体育施設を改めて私も見に行ったのですが、暗いのですよ、本当に。こんなに暗かったかな。逆に言うと、LED化がどんどん進む中で、だんだん我々の感覚としても目がそういうふうになってきているのかなというものがありましたけれども、あれでは本当に体育施設としてどうなのかなということもありますし、また環境の問題、それからいろいろな経費の問題、そういったことを総合的に考えると、当然LED化は進めていかなければいけないと思います。ただ、何をどの時点でというのは、ほかのいろいろな事業との兼ね合いがありますので、進められるというめどが立ったところには積極的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 次に、吉本秀二委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、私からは6点について伺いたいします。

まず、1点目ですけれども、総括収支についてです。令和5年度の意見書には実質単年度収支マイナス1億300万をとということで、このままでいくと単純計算で7年しかもたないことになると思います。嵐山町の財政調整基金の標準財政規模は4億7,500万円ですが、それをはるかに上回る7億5,300万円積みまれているのにもかかわらずご指摘いただいたことに、私は大変重いものと受け止めております。

この10年間を見てもみると、平成28年度から平成30年度まで3年連続で実質単年度収支が、1億7,000万、8,300万、1億5,000万とマイナスになっていました。令和元年から令和4年度にかけてプラスに転じました。堀江代表監査委員からは、コロナとの分析をいただいております。そして、令和5年度決算ではマイナスに転じ、今後の財政に懸念を示されているところであります。そこで、町の稼ぐ力と歳出削減に対するお考えを伺いたいと思います。

2点目です。ふるさと納税ですけれども、堀江代表監査委員からは、今後の町の財政を左右する稼ぐ力が重要で、税収に頼るのではなく、町が知恵を絞りいかにお金を稼ぎ出すかということによっておられます。また、昨年の決算審査の総括質疑で小林委員からふるさと納税について質疑があり、堀江代表監査委員からは、ふるさと納税も制度としてある以上、計算構造上プラス要因であるが、稼ぐ力は安定的自主財源であるとの考えを示され、企業会計的発想でなければと指摘されてい

ます。しかしながら、当面の稼ぐ力はふるさと納税であると考えております。1億2,400万、県内で20位という成果でした。以前には考えられない実績と思っていますが、1,780の都道府県市町村での実績を見ますと1,088番目であり、大きな格差があることも事実です。本質的な稼ぐ力としてではなくても、当面の有力な稼ぐ力としての位置づけで取り組む必要があると思っています。このままですと今年度決算を踏まえられて、このまま伸びていくとお考えであるか。また、1の矢、2の矢、3の矢と対策が必要であるとお考えか。また、人気の返礼品5品目を出していただきましたけれども、さらにグレードアップ化を図るよう製造元をお願いするような方法等はあるかについてお伺いしたいと思います。

3点目の障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画策定委託は440万円の事業です。業者に委託せざるを得ないものや職員の業務量からして委託したほうが費用対効果があるというものもあると思いますが、職員の手で策定することで職員のスキルも上がり、嵐山町としてのオリジナルなものも仕上がり、予算も外に出ない効果があります。以前にも災害廃棄物処理基本計画の策定で、これは職員でも策定ができると指摘させていただきました。また、本年は健康いきいき課で直で策定した計画もあります。

そこで、今、挙げました計画について、直でできるものかできないものか、あるいはできないとするとどういった障害があるのかについてお伺いしたいと思います。

4点目の企業奨励金事業ですが、2,757万2,000円の事業費です。個人や小規模企業であればこうした優遇措置も参考になると思いますが、やはり立地条件が誘致の最大の決め手で、企業奨励金が誘致の決定にそれほどの効果はないのではないかと思います。まして優遇措置での建て増しの効果に疑問を感じています。

1つ紹介させていただきます。滑川町にも企業支援条例があり、奨励金制度も設けています。1年目は固定資産税の100%以内、2年目は75%以内、3年目は50%以内になっています。奨励企業も土地の面積が3,000平方メートル以上、また投下資産額が2億円以上と、嵐山町よりは対象企業のハードルは高く、奨励度も低くなっています。令和5年度決算を受けて歳出削減での奨励の内容を見直す必要について、担当課の考えをお伺いいたします。

5点目の行政バスの運用ですが、令和5年度は431万6,695円です。一般利用者35回、行政61回でした。令和4年より一般で17回増、行政でマイナス2回、合計15回増で、当初予算より100万円の増額になっています。しかし、一般利用者はコロナ禍前の半分とのこと。コロナ禍前に戻ると、さらに200~300万ほど増額になってくると思いますが、費用対効果を考えるとこのままでいいのかという気持ちもあります。

これも滑川町の事例を紹介させていただきますが、滑川町の要綱ではキャンセル料の支払いを20%、30%、50%の3段階で設けております。また、任意団体には町が負担する運賃の2分の1の支払いと時間外使用料金30分につき1,000円を求めています。利用者に応分の負担を求めるのも町の

財政を考えたとき必要なことだと思います。令和5年度決算を踏まえ、財政削減の観点から、行政バスの使用基準を見直す考えについて伺います。

6点目、駅西公園事業の愛称看板138万6,000円についてです。現地調査で説明を受けまして、愛称名を募集して「らんまるパーク」と命名され、看板設置にも3社の入札により決定したものであるということで、命名も公募するなど工夫され、適正になされていることを確認させていただいたわけです。しかしながら、町民目線で見た場合の感覚として、この金額に対する疑問は拭えない思いがあります。歳出削減の視点で、この愛称看板の評価をお伺いいたします。

以上6点、お願いします。

○狛守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、萩原総務課長には1と2と5を、次に、太田福祉課長には3を、次に、小輪瀬企業支援課長には4を、最後に伊藤まちづくり整備課長には6を答弁求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項の1個目の総括収支についてお答えいたします。

主要な施策の説明書をお持ちの方、3ページをお開きください。こちらの(2)、総括収支の状況というところに記載されております。令和5年度の普通会計の総括収支につきましては、実質収支は4億4,004万5,000円のプラスとなりましたが、単年度収支はマイナス2,618万円、実質単年度収支がマイナス1億317万2,000円となっております。ということで、今回、回答をさせてもらうところでしたが、吉本委員さんのほうから稼ぐ力についてどういうふうに考えているのかということでございました。吉本委員さんが言うように、ふるさと納税につきましては、もちろん制度がありますので、積極的に町のPRをしてたくさんの寄附をいただきたいというふうにまず考えております。そして、今、花見台工業団地も拡張していますので、スムーズにまたいい企業さんが入っていただければというふうに思っています。

今後ですけれども、川島の産業団地、都市計画道路を造りながら産業団地を造っていて、また稼ぐ力というか、それによって固定資産税の増額につながりますし、そこで働く人、町民の雇用につながったり、また嵐山町に引っ越してきていただけるようになればすごくいいなというふうに思っております。

続きまして、質問事項2つ目のふるさと納税についてでございます。ふるさと納税につきましては、寄附件数が5,362件、寄附金が1億1,449万8,000円となり、令和4年度と比べ件数は2,172件の増、寄附金額は5,538万円の増となりました。令和5年度もポータルサイトや返礼品の追加を行ったところですが、寄附額の増加につながったことと考えておりますというふうに用意したのですが、この後、このまま伸びていくのか、取組状況はどうなのだいという質問があったかと思います。町の目標として、去年の自分たちに勝つのが担当の考え方です。同じにしていると、やはりそこそこの金額は寄附されると思うのですけれども、やっぱり新たな魅力的なものを他の市町村が出れば、

そちらのほうに移ってしまいますので、そのために今年度いろんな取組をしております。ポータルサイトを増やすというのはもちろんですが、まず4月になりましたときに、今年は去年に勝とうということでもっと担当と話をしたときに、何をしようかということがまず1点です。そのときに、5月のゴールデンウィークになると杉山城の来場者は多いよね、ただ来るだけで、パンフレットを持って行くだけで、多分町にプラスに何かあるのという、町の紹介になるだけでお金はないということで、では持っていくパンフレットの中に、ふるさと納税は、皆さんの寄附は杉山城の維持管理に活用していますよというのをうたいつつ、ぜひ町に寄附してくださいというチラシを入れようということで、まず入れさせてもらいました。

次に、千年の苑が始まる時に、来場者は来るけれども、ここにもチラシの中に、観光協会にお願いして、維持管理費等はふるさと納税も活用していますということで、またそこにも入れさせていただきます。今年が目玉ですが、まだ前年度決算ですが、今年度、新たに嵐山カントリークラブさんの年会費をふるさと納税でお願いということを9月から始めさせていただきました。嵐山カントリークラブさんの職員、町に協力的でございまして、メンバーの方に年会費をお願いするときに、ふるさと納税でも払えますよということの文も入れさせてもらいまして、年会費、すごく高い金額でございます。正会員につきましては、ふるさと納税で50万近く払わないと払えないような金額になっていますので、大口さんを取ろうということで入れさせてもらって、既に10件の方がふるさと納税、今現在、協力してもらっている形で、新たなものもそういうふうに職員の中でアイデアを出し合って、また町内の企業さんにも協力してもらって進めているところでございます。

取組については以上でございます。

続きまして、5番目の行政バスの運用についてでございます。行政バスにつきましては、行政関係の使用については使用料はいただいておりますが、それ以外の一般団体につきましては、運行経費の半分程度をいただき運用を行っている状況でございます。これが答弁でございますが、委員さんのほうから、基準の見直し、滑川町さんを例に、キャンセル料がありますよ、団体からは2分の1いただいておりますよ、基準の見直しは考えていませんかという質問でございました。町のほうも先ほど申しましたように、行政が使う場合は、もちろんお金は町が払っていますので、一般の団体が使う場合は半分程度をいただいております。こちらは滑川町の一般利用の2分の1と同様でございます。町のほうはキャンセル料はありませんが、今の基準のままお金的には同じですので、活用していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私の方からは、3番目の質問につきましてお答えいたします。

まず、職員独自でできるのかできないのか。これは、はっきりとは言えません、正直なところ。できる場合もあるでしょうが、今回なぜ委託にしたかというところでいきますと、委託に関しまし

ては全て業者のほうで、もちろん冊子そのものを作るのは全て業者であります、今回ほかの福祉計画等もそうなのですが、策定委員会におきまして専門的な知識を持つ町内の障害福祉の事業所さん含めて複数名の委員さんによってこの策定の内容については検討してまいりました。特に今回は第4期の嵐山町障害者計画、障害者計画は、障害基本法に基づくものでございます。それに障害福祉計画、障害児福祉計画、この2本につきましては、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法に基づきまして、いずれの計画につきましても国が一定の指針を出します。それに加えて障害児福祉計画については、県がその次の段階で、国の指針と埼玉県内の状況を鑑みて、国の指針を少し修正する等々がございます。具体的に言いますと、国連でも問題になっています施設の入所の関係ですとか、そういったものについては都道府県によって独自の解釈というのですか、そういったものがございまして、そういったものは我々職員が全て入手をしまして、委託をする業者のほうにはお示しをします。そういった中で、細かいデータ的なものは当然私どもしか知り得ませんので、そういったものを積み上げていく中で、よりよいものということで、委託の業者さんのほうにお願いしているのが実態でございます。

ただ今回、実はその前の4年度は地域福祉計画というのを策定したのですが、この5年度の策定に当たっては全国的に改正の年でございました、この障害の計画自体が、全国的に改訂の時期でございました。障害者計画については6年間の計画です。障害福祉計画、障害児福祉計画は3年ごとの計画でございます。これの3本がちょうど一斉に改正になる時期でしたので、全国的に委託の業者もなかなか難しかったというのが実態でございます。

加えて、なぜ難しかったかと言いますと、コロナ禍において、やはり職員、こういった調査関係をする会社のほうの社員さんもかなり減ってしまっているという状況で、なかなか難しかったところがあるのですけれども、やはり委託をしてよかったなという点は、その会社が持っているノウハウで他市町村の状況との比較、そういったものが進行中でできるところがまず1点あります。出来上がってから比較することは当然できるのですけれども、先ほど申し上げた指針に基づいて当然各市町村は計画値等々を策定しますが、やはりそれぞれの自治体の特色がございまして、そういった部分での比較というのは、実際にどこの市町村とはおっしゃいませんが、自分のところで委託を受けている中でいくと、こういったものを入れていきますよというようなことがお話があったりとか、それは嵐山にとっては必要ないことなので、それは省きましょうとか、そういったことの打合せもしながらできるという点ではかなり利点があるのかなと思っています。

加えて、やはり委託をしない場合の職員負担というのは相当のものになってくると思います。今この計画自体は福祉課の社会福祉担当が所管でやっていますが、日々の業務でやはりぎりぎりのところでやっていますので、それプラスアルファでいうと、予定をされている計画とはいえ、なかなか残業してやってくださいというところになってくると職員も疲弊しますし、この間、社会福祉担当のほうでは臨時福祉給付金等の事業も実施してございますので、そういった並行していく事業

を幾つも抱えている中で、なかなかこれを専属でやるということが難しいと考えますと、委託の方向性になってくるのではないかと。そういった意味では、冒頭申し上げたできない場合できる場合というのが、そのときの状況によっても変わってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、4番目のご質問につきましてお答えをいたします。

企業誘致条例につきましては、今さら申し上げることもないのですが、企業誘致を促進をして町内の産業振興、また雇用の機会、雇用の拡大を図るところを目的としております。当初、平成26年4月から10年間の期間を区切って集中的にこの企業誘致を図って効果を上げていくのだということで、期間を区切ったの条例となっております。その令和5年度末までに6件の優遇措置の指定を行っておりまして、大きな効果があつたかなというふうに担当課では思っております。

当初、10年間の集中的な取組ということで、嵐山の花見台工業団地は拡張地区なのですが、産業団地の事業期間そのものの延長に伴いまして、この条例の適用の条件であります事業開始というものが条例の周期を超過をしてしまったということから検討を行いまして、優遇措置を受けられる対象を花見台工業団地拡張地区に限って5年間の延長を行って、条例改正のほうを行っております。財政の歳出削減の観点というのは非常に大事だと思いますので、あくまで10年間の集中的な取組と、そこに事業期間が間に合わなかった花見台工業団地拡張地区だけを対象にして適用を行っていくという考えでございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、6番目に対してお答えさせていただきます。

新しい駅西公園は、対象である乳幼児の方やその保護者が楽しく遊びに来たくなるようにするために、都市公園条例における公園名とは別に公園の愛称を募集したところでございます。町内幼稚園や保育園にチラシを配布させていただいて、インターネットによる募集を行い、28名の方から応募があり、26名の愛称が提案されました。嵐丸ひろば及びレビの指導員の方々等に愛称検討委員会を開催させていただいて審査した結果、「らんまるパーク」とそこで決定させていただきましたこととでございます。

施工費につきましては、看板製作費、デザインを含む印刷費、据付工事費、基礎工事及び諸経費にて計上させていただいております。契約業者は、入札参加資格者名簿に土木工事業に登録されている町内業者8社による指名競争入札を実施されたものでございます。

なお、本事業は県の補助事業でございます。よって、県の土木の積算基準に基づいて適正に計上させていただいております。県の単価そのものを使っておりますし、県の単価にないものにつきましては3社から見積りを取って適正に計上させていただいているものと考えます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 町の財政力ということで、稼ぐ力と削減と、そういった歳出の削減ということで各職員、そしてまた議員もそういった方向で考えていけばいいかと思っておりますので、質疑をさせていただきます。

以上で終わります。

○狹守勝義委員長 会議の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

○狹守勝義委員長 会議を再開いたします。

次に、小林智委員、どうぞ。

○小林 智委員 議長の指名がありましたので、総括質疑、進めさせていただきたいと思います。

私からは、質問書をちょっと読みます。商工費、観光協会補助事業として嵐山町観光協会補助金1,510万円を支出しており、予算段階では財源を繰入金としているが、以下について伺います。

(1)、補助金の支出の財源、支出に当たっての手續と目的事業の管理。

(2)、5年度の千年の苑事業収支の状況。

(3)、千年の苑事業を中心とした町の観光協会への関与。5年度時点で観光協会の理事長を副町長が兼務していることから、同事業の主体とガバナンスをどう考えているか。

(4)、千年の苑事業に係るこれまでの補助金累計額、ただし町事業として直接支出したものを除いた金額等を伺いたいと思います。お願いいたします。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

まず、(1)につきましてでございます。嵐山町観光協会補助金の支出の財源につきましては、企業版ふるさと納税寄附金110万円、ふるさとづくり基金からの繰入金1,400万円となっております。補助金の支出に当たっての手續は、嵐山町観光協会事業費補助金交付要綱及び嵐山町補助金等の交付手續等に関する規則にのっとりまして、観光協会より補助申請を受領し、事業内容を確認の上、支出をしております。目的事業の管理につきましては、年度終了後に実績報告の提出を求め、事業が適切に実施されたか確認を行い、補助額の確定をしております。

続きまして、(2)でございます。令和5年度の千年の苑事業の収支についてご説明いたします。収入につきましては、受取助成金等753万7,449円、事業収益2,699万2,661円、合計3,453万110円となっております。支出につきましては、人件費233万1,054円、業務経費、消耗品などその他の経費といたしまして4,055万7,782円、合計4,227万9,570円となっております。収益より経費を差し引き

まして、差額が774万9,460円のマイナスとなっております。

続きまして、(3)でございます。観光協会につきましては、千年の苑事業をはじめ、多くの事業を実施をしていただいております。それぞれ観光を切り口とした地域経済の活性化や、町をPRすることによる町民のシビックプライドの醸成につながる事業と考えております。本来、行政が実施すべき事業の一部を観光協会が担っていることから、町は補助金の交付やイベント実施時等において職員が一部の業務を行う等の支援を行いつつ、一定の関与をしております。千年の苑事業の事業主体につきましては、あくまで観光協会となりますが、観光事業の目指す方向性は、町、観光協会ともに同じであります。観光協会の理事長を副町長が兼務している状況であっても、観光協会のガバナンスはしっかり効いており、問題はなかったと考えております。

続きまして、(4)でございます。千年の苑事業に係るこれまでの補助金累計額につきましては1億8,362万3,029円となっております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございます。一部、観光協会の執行体制に関わる質問も入っておるのであれなのですけれども、一応補助金支出団体という形で、その相手方という形で私のほうが質問を組み立てさせていただいて、観光協会の一部、内部には入りますけれども、質問させていただきたいと思います。

まず、支出した補助金の目的事業の管理というところで今お答えいただいたのですけれども、確かに要綱にのっとって、そのとおりの手続ということでやっているといます。要綱を読みますと、事業報告と収支予算書、これは必ず徴求するという形で精査していただいているのだと思うのですけれども、その中で今お答えいただいたのは、事業報告によって内容を確認しておって、特に問題ないというお話でした。ただ、この事業報告の内容がどの程度具体的に書かれているのかというところで、そこをどういうふうに行政の中の内部手続で、ここで補助金の支出の結果がこれで適正に管理されていると、具体的にどういう方法を取っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、周知につきましては、今回、赤字が出たということで、私、今回の質疑では、特に数字にはお答えはこだわりませんので、この辺につきましては赤字だったということだけ承知させていただきます。

それから、今回の質問の趣旨として、(3)に挙げた事業、ちょっと立ち入ったことになって本当に申し訳ないのですけれども、この辺をちょっとメリハリをつけるために明らかにすべきだなというふうに思っておりますので、これでもう一度この中身を確認させていただきます。

まず、行政の側で観光協会は、これ一般社団法人化したということがたしか2年か3年前だったですね。法人化していただいています。それは承知しております。その上で、観光協会は、行政側

としては、さっき質問もありましたけれども、民間団体と認識しているのか、それとも1つの独立した法人としてちゃんと認識しているのか、その辺のことをまずお答えいただきたいなと思います。一般社団法人につきましては、私も不勉強であれなのですけれども、非営利のものとそうではないものがあると。非営利のものだといろいろ税制上の問題もまた複雑になってくるというような話があるというふうに聞いています。嵐山町観光協会はどちらのタイプの社団法人なのか、これについてお伺いしたいと思います。

それから、千年の苑事業は、もともとの立てつけが、あそこは農地になっています。農地なので、これを観光協会さんが直接携わることの対策といえますか、そういったことをどういうふうに行われているのかということをお聞かせいただきたいと思います。こちらは、農政課さんも来ていただいたのは、農業事業として行っていると思いますが、農政の面から千年の苑事業をどう見ているかといって、どういうふうにその先行きの展開を考えているのか。これは5年度の決算ですから、5年度の決算を踏まえての話ですけれども、考えていらっしゃるのかちょっとお聞かせいただけたらと思います。

3つ目、その次が、これ観光協会さんに関わることなのですから、協会さんの、たしか決算委員会の中の質問の中でも、決算書があったら議会のほうに見せていただけますかという質問があって、それはできますよというお話があったと思います。私も観光協会の運営の状況をどこで調べればいいのかということで、いろいろ苦労しているのですけれども、ホームページを見てもなかなか出てこない。一般社団法人になったので、これは決算公告というのは義務なのではないかなと思っているのですけれども、その辺はどうお考えで、どういうふうに公告をされているのか、お知りだったら、観光協会のことですから、行政の側で把握していたら教えてください。

それから、比企郡市内で社団法人化、一社化している観光協会がおありでしたら、ちょっと教えていただければと思います。1つは、私、把握しています。東松山市が一般社団法人になっています。ここのホームページを見ると事業内容、役員構成、決算状況、過去の履歴から全て明らかになっています。こういった形で決算公告を含めて公開していくのが一般的かなと思いますので、こういうことをもって嵐山町観光協会さんも公示してくれるとありがたいなというところで、町としてそういう指導等もできるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、現在の協会の運営体制、差し障りがあつたらちょっとお答えいただかなくても結構なのですが、業務の執行体制で一般社団法人化で議会にも説明がありました。たしか理事が4名ないし5名だったと思うのです。それが理事会を組織して、理事長が1名出てくると。この中で、現実に常駐して常務されている方がいらっしゃるかどうか教えていただけたらと思います。

それと、次、DMOとの関連をご質問させていただいた方もあるのですけれども、改めてDMO、たしか申請をしてから3年以内と。これはこちらから準備する団体はいただいているので、DMOまでにたしか3年間の猶予があるように聞いていますけれども、これは簡単で結構でありますので、

どの時点でどういうことになりますよということを教えていただけたらと思います。DMO認可後、観光協会はどういう形を取っていくのか、これについて教えていただけたらと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、事業報告のどのような報告をいただいているかということですが、逐一それぞれ観光協会で行っている事業の、例えばラベンダーまつりであれば入場者数ですとか、ほかの摘み取り体験の人数、あとは広報活動としてプレスリリースの状況ですとか、割と細かく報告をいただいているところでございます。

次、一般社団法人の営利、非営利というところでお尋ねなのですが、ご案内のとおり嵐山町観光協会、一般社団法人でございます。法的には非営利法人という扱いになるということでございます。ただ、この非営利という扱いは利益を上げてはいけない、公益的な事業しかやってはいけないという意味ではございませんで、利益が仮に上がったときには配当を出してはいけないと、そういう意味合いの非営利というところでございます。

それから、千年の苑の圃場が農地だというところでの観光協会が実施されている根拠なのですが、令和2年度に観光協会、定款のほうを改訂を、変更を行いまして、農地に係る事業、農業も観光協会の事業として実施ができるという立てつけになっております。

それから、決算内容の事業報告のやり方です。小林委員おっしゃるとおり、東松山市につきましては、観光協会につきましては嵐山と同じ社でございまして、その公開の方法につきましては、ホームページのほうで公開という形になっております。嵐山町の観光協会につきましては、社員の皆様にはつまびらかに決算内容のお知らせをしているところではあるのですが、ホームページに公開する等は実施がまだされておられません。なるべく皆さんに公開をしていくという方向性のほうがよろしいかと思うのですが、実施の可否につきましては、観光協会と協議をさせていただきたいと思います。

あとは、観光協会の運営です。小林委員おっしゃるとおり理事4名で運営をされているというところで、そのとおりでございます。ただ、常務理事というものはこの中におりませんで、実際の運営につきましては、理事長を中心に理事4名の合議といいますか意思決定を行いまして、業務につきましては、事務局長を中心としまして事務局のほうで回しているという状況でございます。

続きまして、DMOの関係でございますけれども、候補法人になってから3年以内に本申請というところでございます。候補法人の登録申請を行って、確か来年の中頃ぐらいで3年、来年度の中盤ぐらいで3年という期間が来るというふうに認識をしております。来年度は、やはりこれまで補助金等もいただきながら、町内の経済を回す、町をPRするというところで、一生懸命事業をやってきていただいておりますので、候補法人ではなくて本格的なDMOになれるように申請を3年以

内にやっていくべきなのではと担当課では考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

先ほど企業支援課長のほうから、観光協会の定款の中に農業部門が追加されたということで、農業もできる団体となっております。私も答弁の中で、過去に何回か答弁した中で、農林公社に中間管理でもって多くの農地を借りております。そうした中で、農政課といたしましては、農地を集積している以上、ほかの農家と同じで農業経営を行う1つの経営体として考えています。特に千年の苑は南部土地改良区のエリアにありますので、そうした中の活動においては、南部土地改良区、92ヘクタールほど圃場がありまして、その中の千年の苑の10ヘクタールのうち約7ヘクタールを正式に集積しております。残りの3.5ヘクタールほどは麦を作っていますので、こちらのほうは観光協会の理事でもあるらんざん営農で貸し借りを行っています。

さらに、千年の苑事業のエリア以外でも、実は観光協会が直近ですが、学校橋の付近の菜の花、畑がありまして、ホームページのトップ画にもなっています。大変嵐山を象徴する絵となっておりますが、そこも今までは農家の所有者と地元の農業者の協力を得ながら、観光協会とそういった取組の中で、毎年きれいな菜の花を咲かせておりました。実はそこが遊休農地対策としても一役買っていて、6年度になりますが、今回正式に0.7ヘクタールを観光協会に正式に借りまして、毎年春に菜の花を咲かせるという事業も、言ってみれば経営拡大を正式にしたとなっております。そうしたことから、南部土地改良区の中で、もう観光協会は経営体の一部として非常に期待される場所なのです。特に決算審査の中でも多面的機能の中で、南部土地改良区の南部環境保全会のほうにも観光協会は入っていて、一緒に千年の苑付近の除草作業等を行っております。

そうしたことから、今後においては、現在、地域計画というものを策定しておるのですが、非常にこの地域計画というのは、これからの農業10年間を見据えた計画になっております。その中で、担い手というものを正式に位置づけることで、今後スムーズな農地の賃貸借ができるようになっております。多くの農業者がこの担い手というものに地域計画の中で決められておるのですが、今後、今年度末にはできる地域計画においては、南部の貴重な経営体の一つとして位置づけられる予定でございます。そうしたことにおいて観光協会、いわゆる千年の苑事業が継続して行われることができますので、そういったことに支援しながら期待するものであります。

以上です。

○狹守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 1点だけちょっと答弁の中で確認させていただきたい。よろしいですか。

○狹守勝義委員長 はい。

○小林 智委員 先ほど一般社団法人の中の2通りあってというお話でご説明いただいたのですけれ

ども、非営利型法人についての説明をいただいて、結局、嵐山町観光協会はこちらを選択しているという理解なのでしょうか。

○狹守勝義委員長 小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

もう選択を非営利、営利、どちらかを選ぶというよりは、法律で一社については非営利法人という位置づけになっておりますので、もう一社になった時点で非営利法人という位置づけになるのかと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 これ3回目。確認で、ああそうか。はい、どうぞ。

○小林 智委員 これで質疑は結構なのですけれども、非営利型法人を選択して、これ多分、税務処理が変わってくるのではないかなと思って、さっきお話があったとおり、補助金を受けた場合の補助金の扱いであるとか、さっき回答いただきましたけれども、例えば収益が出た場合にそれを配当することができないとか、そういうことが関わってくると、ほかの方が質問された中で、かつては駐車場代金の収益があって、それを町に還元したという事例があったときに、これは今度、そういうことができないとなる可能性もあるのではないかとちょっと危惧しております。もう回答は結構です。これ多分、その先についてのお考えでしょうから、そういうこともあるのかなというので、この辺を整理されたいかがかなと思います。

さらに、千年の苑事業につきましては、さっきから話題になっている稼ぐ力の大きな柱の一つであったと思いますので、これに期待することは私も一議員として大変期待しておりますし、立派に独り立ちできる事業になっていただきたいなと思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わりにします。

○狹守勝義委員長 次に、藤野和美委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうからは2点でございます。

最初は、子育て支援策、令和5年度の子育て支援策の重点、5年度はどのような形の考えでそれをやられたかと。そして、その成果についてどうかということでございます。

2つ目は、令和5年度の学校の施設等修繕、遊具も当然含んでいるわけですが、その取組とその成果についてお聞かせください。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから1番目、令和5年度の子育て支援施策の重点とその成果についてお答えいたします。

令和5年度におきましても、児童手当あるいは医療費等の通常、町が実施する施策は適正に行っておりまして、その中でも5年度新規というか重点的というところでは、子ども家庭支援センターにおける不登校支援を新たに開始をしたところではございます。こちらにつきましては、各学校と連携をしまして、様々な理由で学校に行くことができない児童生徒の居場所として活用しております。

また、令和5年度こども家庭庁の設立に伴いまして、子育て施策が大きな転換期ということでありました。児童福祉法の改正、あるいは母子保健法の改正等々ございまして、令和6年度以降は各自治体の子育て世代包括支援センター、それということではなく、もう生まれてから学校に入るまでの就学前と就学後のすみ分けをなくして、ちょっと類似な呼び方になりますが、こども家庭センターの設置が急務ですよと法律上もう示されました。これに伴いまして、嵐山町では新たな施設整備をするわけではございませんが、令和6年度のこども家庭センターの設置に向けまして、現行の福祉課とそれから健康いきいき課におきまして、6年度の設置に対しまして、5年度中でどういった組織でそのセンターを設置していくかなどを検討し、6年度当初にもうその設置を広く県のほうにも報告ができたところでございます。

そういった意味では、既存の事業はそれぞれ重点的に実施してございまして、6年度になりますが、センターを設置しての子育て支援等々につきましても、少しずつでありますけれども充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、2つ目の質問、学校施設等の修繕につきましてお答えいたします。

小中学校、幼稚園等の修繕につきましては、児童生徒、園児の安全確保を第一に必要な修繕を実施してまいりました。成果といたしましては、財源が厳しい状況ではございますが、安全性や教育活動への影響などを考慮しながら、必要な修繕を実施いたしましたことで事故等の発生がなかったこと、これが成果と捉えております。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 子育て支援、これについては、子ども家庭センターですか、それに向けてということで、形でやってこられたと思うのです。当然この中にも考え方が含まれていると思う。1つは、やはりゼロから2歳児への支援、3歳児以降は幼稚園、保育園の無償化ということでやられてきました。しかし、ゼロから2歳児、非常に大変なときですよ。その支援というのが課題になっているということは、これまでも指摘してきたわけではございますけれども、令和5年度は、このゼロから2歳児についての支援というのは具体的にどういうふうに行われたのか、ちょっとそれをお聞き

しておきます。

それから、学校施設のほうです。小学校のほうの予算も4年度に比べて約700万ぐらいアップ。ただ、中学校のほうは逆に300万ぐらいですか、減っているということがあるわけなのです。これは、各学校からの要望等が当然あつてのことだと思うのですが、その要望に対して実現できた割合というか、どのぐらいこれはできたのかということです。

もう一つは、これ考え方でもあるのですが、以前は学校再編があることによって施設の修繕というのが遅れぎみというのは、前教育長もそのようなことがあったという趣旨の答弁はされたことがあったのですが、佐久間町政になってから学校再編があつても、現在の学校の中で児童生徒が困らないというか、まだやっていくということで方針が変わってきたわけです。その考え方に基づいて令和5年度もやってきたのかどうか、それについて一応念のためお聞きしておきます。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 委員おっしゃるとおりゼロ、1、2歳、大変、各年度ごとに浮き沈みというか、グラフ上は右肩上がりだけではないのですけれども、いわゆる未就園児、そういった方はどこかと申しますと、例えば嵐丸ひろばの利用だったり、あるいは健康増進センター2階のレビの利用であつたりという中で、嵐丸ひろばに関して言いますと、令和5年度の延べの利用者数は5,309人、組数でいきますと2,350組です。これは、令和4年度とほぼ同数でございますが、やはり駅舎というところもありまして、場所的には利用しやすいところという感じではあるかなと思います。また、嵐丸ひろばにつきましても、昨年度途中ですけれども、お昼時間の開放を少し実施したりとか、あとレビに関しましても、まだ予約制ではあるのですが、レビのある日の午後についても施設開放をして、保育士は特に携わりはしませんが、施設を利用していただくことについては、少し時間を延長したりとかいう形で対応させていただきました。そういった中では一定の対応ができているかなと思います。

また、6年度に関しましては、実態が少し変わってきた部分もありますので、一時預かり事業なんかも実施をしておりますが、5年度中に関しましては、そういった状況で広く受入れができていないのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、各学校の修繕につきましてお答えさせていただきます。

学校からの要望に対して実施できた割合ということでございましたが、こちらにつきましては、なかなか割合で何%ぐらいできたというふうには捉えにくいものがございますが、学校から出た修

繕につきまして必要なものにつきましては、予算の範囲内で順次実施しているものと捉えております。

また、修繕料が減ったという面でございますが、それにつきましては、修繕料ということではなく一部工事として行っているものもございますので、そういったものも含めますとかなり修繕工事ができたものと捉えております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

学校の統合と、それから学校の修繕の関係でございますが、委員のご指摘のとおり、やはり統合がこの先にあったとしても、現在学校にいる子どもたち、ここをしっかりと教育環境を確保していくことということは、とても重要なことだと思っております。十二分な整備ができるかどうかということは申し上げられませんが、必要な工事というものは進めていって、今の子どもたちの教育環境は維持してまいりたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

最後に、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目は、教員の病気や長期休業がどのくらいあったのか伺いたいと思います。

それから、令和5年3月時点での教員が何人不足していたのか伺いたいと思います。

次に、決算審査意見書、先ほど吉本委員もお伺いしておりましたが、実質単年度収支が、これ1億3,000万円とか書いてしまいましたが、300万円のマイナスであるとあったわけです。この受けと止めについて伺いたいと思います。

次に、平和事業についてです。令和5年はどのような意図を持って取り組んだ企画だったのか。また、今後の企画についても同じような考えなのか伺いたいと思います。

最後に、航空写真撮影業務委託を広域で実施する考えはないのか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 順次答弁を求めます。

初めに、高橋教育総務課長には1を、次に、萩原総務課長には2と3を、最後に、岡野税務課長には4を答弁願います。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育委員会教育総務課長 それでは、1つ目の質問につきましてお答えさせていただきます。

教員の病気休業につきまして、病気による長期休業をした教員はおりませんでした。

続いて、令和5年3月時点での教員の不足でございますが、教員の不足はございませんでした。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 2つ目の質問についてお答えします。

令和5年度の実質単年度収支は1億317万2,000円のマイナスとなりました。令和5年度の財政状況は、公債費の増加や特別会計への繰出金の増加等により、令和4年度と比較すると財政状況は厳しかったと認識しております。

続きまして、3番目の質問についてお答えします。令和5年度は、戦争の悲惨さや平和の尊さを広く町民に啓発し、次代を担う子どもたちにも伝えていくために、広島平和記念資料館から取り寄せたヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスターのパネルの展示をいたしました。嵐山町が加盟している平和首長会議の目的では、核兵器の廃絶を強く訴えていることもあり、今後も核兵器の悲惨さや啓発できる資料の展示を考えていきます。戦後80年に当たっては、国や県等の動向を見据えながら、企画のお話をいただいた場合には積極的に連携させていただきたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうから4番目の質問につきましてお答えをいたします。

以前に大野委員、今回、川口委員からもご提案いただきました広域化ですけれども、予算が予定どおり取れるかどうかと、他市町村と足並みがそろわないリスクもあるかと思いますが、ほかの方法も模索しながら、経費節減を念頭に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。教員の病気長期休業はなかったわけですか。分かりました。ないのであれば、これは結構なことですので。

教員の不足なのですけれども、前に教育長は、昨年聞いたときに、昨年の9月だったかな、決算のときに当時の状況をお話しされていて、何人かいますよということをおっしゃっていた。私は令和5年を聞いたわけではなかったのですけれども、お答えになっていたわけです。それは改善されたということでよいのか、その1点を伺いたいと思います。

赤字の問題なのですけれども、この赤字に対して、実情を話されただけで済む問題なんかと思うのですけれども。その前に、ラベンダー、稼ぐ力の話で、先ほど小林委員が聞いて、赤字だったということをおっしゃっていたわけです。私も先日の決算のときに、ここではないのですけれども、聞いたときに、ラベンダーのこともお答えされたときに、赤字だったとたしかおっしゃっていたので、議会だよりを見返してみたら黒字なのです。その差というか誤差というか、全然違いますので、どういうことなのか。違う点、訂正があるならきちんとやってもらいたいと思います。

○狹守勝義委員長 今のはこの質疑には関係ないですね。

○川口浩史委員 関係ないです。ただ、執行部として訂正する必要があるのではないかということで

申し上げているだけです。それは答弁は結構です。

これから嵐山町は学校建設という莫大なお金がかかる事業を始めようとするわけです。こういう赤字の中で、果たして財源が確保できるのだろうかということを私は一番心配するわけです。その点は大丈夫なのかと、この赤字の中で。いかがでしょうか。

それから稼ぐ力、稼ぐ力は、さっきのラベンダーではないですけれども、よく精査もしないで私は始めてしまったなど、本当につくづく思うのです。その結果、赤字だということにつながっている。もう今年ははっきりと赤字だということで。昨年も、先ほどの答弁では赤字だということですから、やっぱりこういう稼ぐ力というのは、本当に稼げるかというところを見極めて私はやらないといけなと思うのです。その点のお考えを伺いたいと思います。

平和事業ですけれども、国は県の企画を見ていたということではあります、やはり80年という節目の年に来年当たるわけですから、そして国際的には紛争が、ウクライナやガザなどでも起きていて、さらにまた拡大をしているわけです。そういう中でこの日本もあるわけですので、本当に平和の尊さを町民に知ってもらう企画を私はやっていってほしいなと思うのです。

ちょっと調べたら、直接的な関係がどうあるのかは別にして、コンサートや講演はありますよね、誰かふさわしい人が講演をしてもらうということは。あるいは広島、長崎への児童生徒の派遣、生徒がいいと思うのですけれども、派遣、そういったものを来年は企画したらどうだろうかというふうに思いますし、嵐山町でも戦争遺跡がありますので、その保存にちょっと力を入れていったらどうだろうかというふうにも思います。その辺のお考えを伺いたいと思います。

航空写真の関係では、衛星写真が36万円で、航空写真が540万円だったということです。もう10倍どころではない金額に膨らんでいるわけですから、これをどう抑えていくか、抑えていくかというか、広域でやっていくことで私は莫大な金額を、莫大というか、削減はできるとは思っていないのですけれども、やはり削減させていく努力は必要だなと。これに限らず、広域でやれるものはやっていったほうがいいなと思うのです。当然相手があることですから一朝一夕にはいかないと思いますが、その努力はしていただきたいと思います。

同じような答弁になってしまうかな。一応聞いておきたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

昨年度の関係でございますが、昨年度の年度の途中で、出産、育児に関する休暇、休職に入る職員がおりまして、その職員の代員がすぐに見つけることができず、その職員の配置ができるまでの間、一時的に定数が欠けることがございました。しかし、その後、教員を配置することができましたので、そのことが解決ができました。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 実質単年度収支が平成30年度以来マイナスとなったわけですが、そのときの状況とは大分違うというふうに考えております。そのときの状況、平成30年度のときの状況ですが、基金全体の残額も1億円を超える減収となっており、収支がマイナスで、さらに基金、貯金、こちらでもマイナスの状況でございました。令和5年度、今、決算の状況ですけれども、実質単年度収支はマイナスとなっておりますが、基金全体の残額は2億円程度のプラスとなっており、収支がマイナスでも基金、貯金はプラスの状況で、以前のマイナスだったときの状況と比べると財政は健全性は保たれているというふうに考えております。単年度収支はマイナスですけれども、貯金というか基金を合わせると2億円ぐらいのプラスになっているということで、今後、学校建設を考えるのも厳しい状況ですけれども、今と同じような財政運営をしていけば学校建設のほうに問題ないというふうに考えております。

続きまして、補助金、ラベンダーの関係で……

〔「それはいい」と言う人あり〕

○萩原政則総務課長 分かりました。

続きまして、平和事業の関係でございます。来年80周年を迎えるということで、町独自で企画を考えてほしいということでございます。まだ来年度ですから予算化していないわけですが、ここ毎年パネル展を行っていますが、また80周年ということもありまして、ちょっと変わった企画を考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○狹守勝義委員長 岡野政務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

川口委員さんのほうから広域化と衛星画像についてご提案をいただいております。私どもで考えておりましたのは、去年令和5年に航空写真のほうを撮影しましたので、例えばですけれども、3年後の令和8年は衛星画像にするですとか、もうちょっと期間を短くして撮るですとか、そういう形にすれば、航空写真については550万程度かかっておりましたけれども、衛星画像であれば50万円程度で調達ができるのかなというふうに考えていますので、その辺も含めまして今後また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 赤字の財政の問題なのですが、基金が黒字だと。2億あるから健全性が保たれているということですが、これは理由にならないです。全体で収支がどうかというところが大事ですから、答弁としては不十分だなというふうには思います。

どうですか、堀江代表監査に伺いたいのですが、こういう財政状況の中で、学校という大変お金

がかかる事業というのは、やって大丈夫だというふうに監査としてお考えかどうか伺いたいと思います。

それと、航空写真なのですが、そうすると3年後には衛星写真のほうに切替えたいということで、ただ衛星写真は精度があまりよくないという説明だったわけです。航空写真のほうがいいと。悪くても大丈夫だというお考えで答えになったのですか、大丈夫だということでもいいのかどうか伺いたいのと、やはり広域化というのを、広域化は適切な言葉かどうかは別にして、他町村とやっばり力を合わせて、あまり財政力の強くない者同士がどう今後乗り切っていくかということでは、互いに協力し合うということは、私は大事だと思うのです。その考えはないのか。これ課長だと難しいのですか、町長か副町長か、どっちかに伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 では、お答えいたします。

今年度、実質単年度収支約1億のマイナスということで、この辺に関しては、これはご承知のとおり、今まで単年度収支では現金が幾ら収入と支出の差があるかと。実質単年度収支というのは、一応支出にはなっているけれども、財調という形で、要するに一般家庭で言えば定期預金です。定期預金として支出されているわけです、その家庭で。キャッシュ、手持ちの現金のどうのこうのというのが単年度収支。そこに定期預金、支出になってしまっているけれども、要するにいつまでたっていないよと。その財調の金額を足すと、基本的にいわゆるキャッシュ、定期預金も含めてキャッシュという、企業会計で言えば現金及び現金同等物ということになります。

今回、マイナスになったというのは、財調が約2億の積立てで、取崩しが2億9,000なのです。この取崩しに関しては、収入に今期なっているけれども、今年稼いだ収入ではないと。去年以前の残、それを取り崩したと。だから、決算上は収入にはなっているけれども、今年度の稼ぎではないので差し引きますよと。つまり、財調の積立金は足すのだけれども、取崩しは引くわけです。その引くほうが9,000万ぐらい多くなったわけです。これは、いろんな学者さんの話を論文とか見ると、実質単年度収支が3年連続マイナスになるのはまずいけれども、定期的にマイナスになるのは、これはしょうがないと。それはどういうことかということ、課長さんがおっしゃったように、特別な支出がある年もあるわけです。あるいは設備投資もあるわけです。ですから、そのときには当然マイナスにはなる。マイナスになるときに資源は何か、原資は何かといったら今の財調、それから前年以前の繰越金、それからあとは公債費です。この3つしかないわけです。

嵐山町の場合は、ほかの市町村と同じように、返済はほかの市町村も全部できています、間違いなく。別の指標で見れば。ただ、積立金、建設の積立金とか、今回2億やっています。去年もそうだけれども。こういうものを積立てに関しては原資はどこかということ、全部公債費なのです。これは、どこの市町村もそうです。つまり、返済まではできるけれども、こういう特殊な積立金あるい

は財調に関しては、全部とは言わないけれども、自分たち嵐山町だったら嵐山町で稼ぎ出したお金で返済はできていると。次のその残りで積立金がどの程度できているか。全部が全部、自前のお金でできていないというのが実情です、この7、8町村。

それから、不交付団体があります、普通交付税の不交付団体、これ4つぐらいありますけれども、これ全部同じです。やっぱり足りない分を借入金で。ただ、どこが違うかと言ったら、国から普通交付税をもらっていないだけです。もらっていないとかなり厳しいのです。川口委員の質問に答えられているかどうか分からないけれども、私は返済が現状ではできていて、ある見方をすると、まだ2億ぐらいは返済原資に回せるのではないかなと思っています。ただ、それはどこからお金が来ているかという、これは公債費です、借入力でやらざるを得ない。問題は、借入れの残がどんどん増えていくと、当然のごとく借金地獄になるわけです。今、嵐山町、数年見ていますけれども、どんどん地方債の残高が下がってきています。ということは返済のほうが多いということです。したがって、まだ私はいけるのではないかと。それから、町長さんをはじめ、いきなり公債費を発生すると大変なので、5年かけて毎年2億ずつ積立てをしていきたいと思います。建設積立金もこれで6億ぐらいしているわけです。あと2年たてば10億。そうすると返済、今いろいろ資材が高騰していますから、当初の金額とちょっと違うかも分からないけれども、大体6,000万ぐらいの返済でいけるだろうと。そうすると1億、2億ぐらいは借入金の金額が増えるかもしれないけれども、十分それで嵐山町は払っていけるだろうというふうには思っています。

だから、皆さんも申し訳ないのですけれども、返済額ありますよね。返済額と新たに発生させる金額で、今回、返済額が公債費という形で大体7億なのです、7億。地方債が2億です。だから返済のほうが多いわけです。そうですよね。公債費というのは返済額ですから。地方債というのは新たに借り入れている金額。返済のほうが多い。つまり、地方債の残高はどんどん減ってきているわけです。だから、これから返済、学校の関係は大丈夫ですけれども、借入金が増えることは間違いないので、返済できるのかどうか、残が増えていないのかどうか。それは、増えてもしようがないときもあります。でも、将来のために増やすわけですから、その辺を各議員の方が吟味していただいて、いわゆる自治体の支払い能力というのはどういうものか。私はフローとストックだと思っています。これから10月に県の監査の、今、代表監査委員会の会長を務めさせてもらっています。順番で嵐山町がなっていますけれども、そこでフローとストックの自治体の安全性ということを今度はテーマに、大学の先生か何かがやってくさるということで、それも今度、皆さんにお見せしたいと思うのです。そうすると、フローとストックはどう考えるべきかご理解していただけたと思います。

ちょっと長くなりました。いずれにしても、私は大丈夫だと思っています。ただし、借入金は増えます。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、税務関係のことでよろしいですか。写真の関係ですね。

○狹守勝義委員長 広域化。

○佐久間孝光町長 広域のね。お答えさせていただきます。

先ほど岡野税務課長のほうからもお話がありましたように、写真で撮ると非常に解析度がやっぱりいいわけです。今、川口委員がおっしゃったように、広域でやるということができれば、一番それはとてもいい感じかな、方向性かなというふうに私も思っています。ただ、これはほかの町村との調整というのが非常にやっぱり時間がかかったり、思惑がちょこっと違ったり、かえってスピーディーな業務の推進、そういうものに支障が出る可能性もあるということも聞いております。衛星のその写真に関しては解析度に関して、委員おっしゃったとおり少し落ちるのだというふうに聞いています。ただし、何年かに一度、航空写真をきちんと撮って、その予備として、補佐としてその間に衛星写真を入れることによって、そこのところを修正をしていく、しっかりとやっていく。そしてまた何年間に1回、航空写真を撮るということで十分やっていけると。そうすることによって費用的にはぐんと下がりますし、ほかの町村との調整というのでしょうか、そういうこともなくなるので、当面はそういった方向性でちょっと検討して実施をしてみたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和5年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○狹守勝義委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎散会の宣告

○狹守勝義委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時55分)

決算審査特別委員会

10月1日（火）午前9時30分開議

- 議題1 「認定第2号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 令和5年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 令和5年度嵐山町下水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「議案第46号 令和5年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」
- 7 「議案第47号 令和5年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○出席委員（１１名）

１番	佐藤弘美	委員	２番	竹内隆哲	委員
３番	橋本将	委員	４番	宮本大裕	委員
５番	小林智	委員	６番	藤野和美	委員
７番	吉本秀二	委員	８番	畠山美幸	委員
９番	川口浩史	委員	１０番	渋谷登美子	委員
１１番	伏守勝義	委員			

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森一人	議長	青柳賢治	議員
-----	----	------	----

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
岡野富春	税務課長
小松英喜	税務課課税担当副課長
都築葉子	税務課収納対策室長
賛田秀男	町民課長
吉田信子	町民課保険・年金担当副課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
吉川壮司	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
川上力	長寿生きがい課包括支援担当副課長
清水延昭	上下水道課長
清水聡行	上下水道課下水道担当副課長
永嶋稔	上下水道課水道施設担当副課長
久保かおり	上下水道課水道管理担当主席主査
藤原実	上下水道課水道管理担当主査

◎開議の宣告

○狹守勝義委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○狹守勝義委員長 ここで、報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 認定第2号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、畠山委員から質疑をどうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、おはようございます。よろしくお願いいたします。

主要な施策の179ページの6款2項1目のところに特定健診があるわけですが、その7、報償費のポツの3個目、特定健診連続受診者報償品32万円とありますが、何年連続で、何人の方が、報償品の内容はということで質問させていただきます。

そして、特定健診の受診率は幾つだったのか教えていただきたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、何年連続かということですが、3年連続の方、対象者は、令和5年度は640人、報償品の内容ですが、500円の地域商品券となっております。

続きまして、特定健診受診率ですが、まだ令和5年度の最終結果が出ておりませんので、8月末時点での受診率になりますが、37.1%、前年度の同時期と比較しますと3.8%ダウンという形となっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうからは3点です。

主要施策の169ページ、保険税の状況についてどういうふうに評価しているのか。それから、収納率の課題、令和5年度の課題についてお聞かせください。

それから、172ページ、一般会計繰入金のところがありますけれども、一般会計繰入金について、県からの是正等の指導があったのかどうか、それをちょっと確認をさせてください。

それから、今、ちょうど畠山委員からの関連がありましたけれども、特定健診の事業費が前年比減額しております。その理由についてお聞かせください。

以上です。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

保険税の状況について、収納率の課題についてお答えいたします。藤野委員さんもお存じのとおり、課題といたしましては、非正規雇用など低所得者の割合が増え、無職の方や高齢層の増加によるものなど収納率低下の要因の一つと考えられております。しかしながら、税の公平性並びに国民健康保険の運用に支障のないよう、収納率を向上させるよう対応策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 私から一般会計繰入金についてお答えいたします。

現在、県からの指導はございませんが、一般会計繰入金につきましては、今回この後お願いいたします補正予算の中で約3,300万の積立てをし、残高合計が約1億5,000万円となります。ただ、今年度の取崩し額の予定額が約9,000万になりますので、最終的に残高は約6,000万円となります。令和7年度の予算編成の中で、これから県のほうから納付金の金額が示され、また標準保険税率が示されましたら、国保運営協議会の中で検討いたしまして、繰入れが必要な場合は、県の指導を受けていきたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 特定健診の事業費の前年比減額の理由ということですが、前年比から約200万円ほど減少しておりますが、主に減少した理由としましては、委託料の減少かと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 まず、1点目の収納率の問題なのですが、収納率を上げるという、とても努力をいろいろやっているかと思うのですけれども、一方では、非常に困窮されている方に対して、これは徴収法の中できっちりと決められておりますけれども、それについて、それを遵守してこれを執行しているのかどうか、それを確認をさせていただきます。

2番目、一般会計繰入金、これは前から法定外繰入れとか法定内繰入れというのがありまして、いろんな仕組みがこの間変わってきて、その言葉自体も認識しにくいというか、非常に変わってきているわけなのですけれども、基本的に国保財政というのは、いろんな国の制度を含めて非常に厳しい、苦しい仕組みでも一方ではあるわけです。そうすると困窮世帯、収入の少ない方々が、どうしてもその大勢その中にいっちゃうということで、不安定な要素を当然持っているわけですが、それでも、その辺がこの一般会計の繰入れしながらこれを運営しているわけですが、それが今後、それに対して県からのいわゆる是正というか抑制の方向できているのかどうか、認識だけでも、ちょっと確認させてください。

以上です。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

生活困窮状況等も踏まえながら財産調査とか納付計画、あと納税相談を行って、滞納世帯の積極的な状況把握に努めておりまして、それによって適切な執行停止や不納欠損などを行っていきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 先ほど申し上げましたのは法定外繰入れのことだったのですが、今度令和9年に準統一ということなのですけれども、それまでに市町村が、今、実際は法定外繰入れやしているところが多いのですけれども、あまりにも税率が上がってしまうようなことがあれば、令和8年度に何かそういう対応をするというようなことは、県のほうが言っていました。ただ、それが実際に何をするというのは分からないのですけれども、そのようなことは聞いております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 1点、今の繰入れの件なのですけれども、前のときに、嵐山町は法定外繰入れはしていないと、みんな法定内なのだという、前、答弁があったのです。それについては、一応確認ですけれども、どうでしょうか。

○狛守勝義委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 令和3年度から法定外繰入れはしておりません。今、現在もしていません。ただ、これからはちょっと分からないのですけれども、今のところはしていません。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、124番の関係ですけれども、主要施策の179ページ、畠山委員の質問で答えていただいたのですけれども、受診率が3.8%のダウンということですが、このダウンの要因というのは教えていただけますか。

それと、町内の各病院で特定健診の受入れ枠というのは決まっているのかどうなのか教えていただけますか。というのは、もう定員がいっぱいで受診できませんというので断られたということで何件か苦情もありましたので、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

それと、134番の主要施策の169ページ、保険税の状況ですが、収納状況。これは、一般被保険者の現年課税分、滞納繰越分、それと収入未済額の件数を教えていただきたいと思います。

それと、135番、これは主要施策の170ページ、保険税の状況の滞納繰越分、一般被保険者、15条、18条による不納欠損額の理由と理由別の件数、お分かりになりましたらお願いします。

それと、136番の主要施策の170番、これにつきましては、滞納繰越分の一般被保険者の短期被保険者証の発行人数、それと短期が終了した後の再発行というのは何件もあるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 それでは、順次お答えいたします。

まず、特定健診の受診率が下がった理由ですが、前年度までは業者委託でしたので、それで数種類のタイプ別の受診勧奨とか実施できたのですけれども、令和5年度は委託ではなく、担当課の職員による勧奨になってしまいましたので、それが原因かと考えております。

続きまして、病院の枠は決まっているのかということですが、そちらのほうは受診できなかったということは聞いておりませんので、枠のほうはないかと思います。

私のほうで、あと短期証の件ですけれども、令和5年度末の短期証の発行世帯数ですが、69世帯の87人でございます。短期証につきましては3か月を期間としておりますので、3か月たつ、その切れる前にまたご通知をして、来ていただいて、相談機会のほうを設けている形になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えいたします。

国民健康保険税、現年度分及び滞納繰越分の収入未済額の件数についてお答えいたします。現年分につきましては、延べ件数736件です。滞納繰越分につきましては、延べ件数1,151件です。以上です。

続きまして、不納欠損にした主な理由についてお答えいたします。こちらは、3つの内容により

不納欠損にしておりますが、第15条の7第4項に該当というものが昨年より増えております。こちらについて説明させていただきます。

まず、こちらが339万613円欠損いたしまして、前年度比で63.1%の増となっております。主な内容としては、財産調査の結果、差し押さえる財産等がない方が7名で、329万7,213円、生活保護受給者1名、8万4,900円、海外転出1件8,500円となっております。

続きまして、第18条に該当というものが、こちらも昨年より増えております。こちらが117万3,400円欠損いたしまして、前年度比で31.8%の増となっております。主な内容としては、財産調査の結果、差し押さえる財産等がない方が6名で53万2,000円、本人死亡により相続人不明や本人が不明の場合3名、15万9,200円、生活保護受給者が1名、10万7,100円、高齢のため収入がない方が2名、37万5,100円。

以上でございます。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 134番関係は結構です。差押え等があったかどうか、これだけ教えていただけますか。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 一般会計と同じように差押えをさせていただいて、件数で言いますと、ちょっと正確なこちらのほう出しておりませんで申し訳ございませんが、後ほど、もしあれでしたら調べてお知らせいたします。すみません。

○狛守勝義委員長 続きまして、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私のほうからは、167ページ、最上段の表の中で、被保険者の年代別の人数をお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

まず、10代、188人、20代、164人、30代、218人、40代、301人、50代、425人、60代、977人、70代、1,184人、合計3,457名となっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 ありがとうございます。これをお聞きしたのは、国保特有の課題もあろうかと思うのですが、国保全体の中でも嵐山町の特徴もあるのではないかと思います。その辺の捉え方というのはどういうふうに捉えているのか。もちろん高齢者が圧倒的に多いということなのでしょうけれども、他町村とか都心部とか、そういうのと比較してどうかという、その辺の特徴的なものを捉えていらしたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

今、申し上げましたとおり、年齢が高くなっているにつれまして、やはり半分以上が60代、70代の方が被保険者というのが嵐山町の現状となっております。都心部ということですが、ちょっとそこまでは見てないので申し訳ございませんが、やはり年齢的なもので、高齢者の方が多くなってきておりますので、それに伴って医療費のほうも高齢の方が高い医療費、入院とかで高額になってまいりますと、そのところで、その年の高額な医療費がぼんと上がってしまったりとかというのもございますので、そういった、ここ何年かはあまり500万以上の高額なものについては、嵐山のほうはないのですけれども、やはり100万以上の入院関係のほうは徐々には増えておりますので、そういった傾向で、やはり年齢のものと入院の件数ですとか、そういったものも比例してくるのかなとは考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 不納欠損については結構です。

収入未済なのですけれども、この特徴の件、マイナス1万1,500円というこの件ですけれども、ご説明いただけますでしょうか。

それから、普通徴収の方が多くいらっしゃるわけですね。どんな状況なのか伺いたいのと、率直に言って不納欠損の予備軍になっているというふうに見ていいのか、伺いたいと思います。

次に、検診についてなのですけれども、病気予防にどれほどなっているか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 特別徴収のマイナス1万1,500円につきましては、こちらは還付ということで、調定をまず誤っていたということで、こちらのほう……ちょっとお待ちください。

○狛守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、収入未済額の特別徴収のマイナスの1万1,500円ですけれども、特別徴収は未納というか必ず納付がされるものでして、還付未済が収入未済の隣に1万1,500円とあるかと思うのですけれども、還付未済があったために収入未済額がマイナスという表示にさせてもらっているところがございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

どれほどの病気の予防になっているかということですが、特定健診の受診者と未受診者の方の生活習慣病等の1人当たりの医療費で見ますと、健診受診者の方は1,974円、未受診者の方は1万2,824円と1万円ほど差が生じておりますので、様々な健診を受診することは、やはり予防の効果と

なっているものと考えております。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、答弁漏れがありますよね。

○川口浩史委員 答弁漏れがある。

○狛守勝義委員長 先ほど普通徴収の状況で、その状況の中で不納欠損の予備群になっているかどうかという質問があったと思うのですが、それが答えられていないですよね。

○狛守勝義委員長 都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えします。

不納欠損になっているかどうかということなのですが、こちらのほう、収入未済額の中で今後不納欠損になるかというのは、また調査しながらなと思いますので、こちらのほうの中で不納欠損になるということとはございません。今後、財産調査等を行いながら、この収入未済額の中の調査をしながら、今後不納欠損になるかどうかというのになりますので。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 その件なのですが、その件の前に特徴のほうの、そうするとこの金額というのは、マイナスというのは多く入っているということですよね。どういう形に処理されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、普通徴収のほうの件なのですが、不納欠損の予備群では単純ではないですよという答弁のような感じなのですが、これから努力されていくのだと思うのです。払えそうな方に対しては払ってもらえるように。でも、ここのところが一番多いわけですよね、普通徴収の。皆さん、この方たちも大変だと思うのです。通常どの程度がこれから不納欠損に回ってしまうのか、それは一概には言えないですか。2つ目があるので。その点を伺いたいと思います。

それから、そうですか、健診の金額こんなに違ってしまうのですか、後の受診の関係では。驚きました。そうするといろんな検診ありますけれども、先ほどの特定健診の件ですよね、特定健診だけですよね。ですから、ほかの検診もあるわけですから、できるだけ健診を受けてもらったほうがいいわけですよね。私が一番聞きたいのは、聞きたいというか、今、人間ドック、脳ドックとありますけれども、循環器などのドックも今後は必要ではないかなと思うのですけれども、考え方だけ伺えればと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 お答えします。

特別徴収の還付の関係なのですが、こちらのほうは、還付処理はすぐにされていますので、本人のほうにお返ししています。

あと、その次の不納欠損等の関係でということで、やはり生活保護者さんとか、あと海外転出とか、そういうもう徴収が今後取れないような方に対しては、やはりそういう不納欠損等の手続等いろいろしていかないと、なるかと思います。

あと、今まだ調査中なのですが、本人が死亡とかあと行方不明で、一応戸籍謄本とかいろんなのを調査をしているのですが、やはり不明とかそういう方もおりますので、そういう方を不納欠損等をしていくような状況になるかと思います。あとは、低所得者の方とも一応毎年お話とか納税相談等の話をしながら、やはりそういう方に納付能力がない場合は、そういう形をさせていただくような形になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

事業実施担当課の健康いきいき課と一緒に、今後のためにも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○川口浩史委員 普通徴収の収入未済の方が不納欠損に行く率というのは分らないですか。

○狛守勝義委員長 岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 答えいたします。

今後のお話になるかと思うので、調査等をして、納めていただける方には納めてもらって、納められないような場合には処分停止になるかと思うのですが、その後の話になりますので、今の段階ではちょっと分からないところでございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の167ページですけれども、被保険者世帯数の状況のうちの就学児と、それから18歳未満の子の総数を伺います。

それと、168ページの国民健康保険税のうちの18歳以下の子どもの均等割の減免人数と金額を伺います。

170ページ、特別徴収の人数を伺います。

それと、172ページ、国庫負担金、県支出金、保険基盤安定負担金の件数、未就学児均等割保険税負担金の件数で、これは軽減の件数になるのですか、を伺います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

就学児及び18歳未満の総数ということですが、6歳から18歳未満の人数は137人でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 小松副課長。

○小松英喜税務課税担当副課長 初めに、18歳以下の子ども均等割の減免人数、金額についてお答えいたします。

こちらは、18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯の第3子以降の子どもが減免対象となり、均等割額を全額免除するものでございます。令和5年度末時点の減免人数は23名で、減免額は54万7,200円でございます。

続きまして、特別徴収の人数についてお答えいたします。令和5年度末時点の国民健康保険税の特別徴収の件数は、667世帯でございます。

最後になりますが、私からは保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金の軽減件数についてお答えいたします。それぞれの負担金に係る数値となる国民健康保険税における令和5年度末時点での軽減数を申し上げます。

まず、保険基盤安定負担金につきましては、法令により定められた所得基準を下回る世帯の均等割額を7割、5割、2割軽減する制度が関係いたしますので、その件数を申し上げます。7割軽減、589世帯、733名、5割軽減、343世帯、547名、2割軽減、299世帯、464名、合計で1,231世帯、1,744名でございます。

続きまして、未就学児均等割保険税負担金につきましては、世帯に未就学児がおられる場合に、当該未就学児の均等割額を5割軽減する制度が関係いたしますので、その件数を申し上げます。27世帯、32名でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 あと、国庫負担金、県支出金の。よろしいですか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 歳入のほうを最初に書いていたので、こっちに来ているというだけの話なので。

それで、まずこの167ページによりますと、そうすると半数以上の世帯が、半数になりますか、国庫の減免措置を受けているというふうな計算でよろしいのでしょうか。普通に世帯の徴収金額を年代別それぞれが、国民健康保険税を求められている金額の方は半数、50%ぐらいと考えていいのかどうか伺いたいと思います。

その次に、特別徴収を受けている方が、世帯数が667世帯なので、65歳以上が、1,865世帯が特別徴収と考えますと、そうすると1,000世帯になるのですか、もっと年金徴収の方は70歳以上と考えるのか65歳以上と考えるのか、そこら辺の考え方が分からないのですけれども、今75歳からも年金が引下げになってくるから、具体的に言うと、65歳以上の方で年金徴収をされている方が667世帯で、前期高齢者が1,865世帯なので、1,200世帯は年金を受領していない世帯というのですか、うまく表現できないのですが、その点の判断の仕方をどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 お答えいたします。

ちょっと順番が前後してしまいますが、まず特別徴収の関係なのですけれども、年金受給者の判断ということでございますが、今回667世帯ということでお答えいたしましたものは、特別徴収というのが年金から引かれるものでございますが、年金受給者、おっしゃるように65歳から年金もらえる方も発生いたしますが、年代別だったりそういったもので把握はできておりませんで、確定申告だったりで税務課が把握している年金収入がある方で特別徴収、年金天引きができる条件がそろって特別徴収できている方の世帯数が667世帯ということで報告したところなのですけれども、詳細については把握できておりません。

続いて、18歳以下の関係なのですけれども、こちら国保加入者全体に占める割合は、税務課が把握しております令和5年度末の課税世帯実績が2,777世帯あるのですけれども、そのうち多子減免、18歳以下の子ども均等割のことを多子減免、子どもさんが多い減免と呼んでいるのですけれども、この多子減免については、その2,777世帯のうちの16世帯、23名ということで、全体に占める割合といたしましては、0.58%と少ないものになっております。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 確認なののですけれども、第1子、第2子は半額免除ですよね。そして、それから第3子以降が全面的に減免で、第1子、第2子は半額免除ということですよ。違うのか。全額免除。取るということ。

〔「取る」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 取る。そうすると、その第1子、第2子の方がいらっしゃる家庭というのがどのくらいの割合になるのですか。書いておかなかったからいけなかったかな。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

小松副課長。

○小松英喜税務課課税担当副課長 第1子、第2子、第3子、この多子減免に該当に絡む第1子、第2子がいらっしゃる世帯については、大変申し訳ないのですけれども、ちょっと今回把握できておりません。申し訳ありません。

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を

採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時10分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 認定第3号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、吉本委員から質疑をどうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、主要施策の186ページになります。保険料の状況、収納状況です。普通徴収の現年度分、それと過年度滞納分、収入未済額の実件数をお願いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

まず、現年度分、84件、21名、過年度滞納分、45件、7名でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 お分かりになるかどうかは分かりませんが、この普通徴収になっている事由別というのは出ているものですか。普通徴収になっている理由というか、理由別の件数とかそういったものは出ているものですか。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

主な普通徴収に変わる理由としましては、やはり前年度の所得と大きく変わる方、前年度まで特別徴収だったのが、その収入の増減によりまして特別徴収ができなくなって普通徴収に変わっていくような形が多くなっております。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 不納欠損と収入未済の理由は、件数しか聞いていないですね。理由をちょっと伺いたと思います。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、不納欠損でございますが、昨年度と同じ方になりまして、一人の方は全く接触ができずに反応がない方になってございます。もう一人の方は、税金全般を分納してございますので、その分納額が少額なため、なかなか後期の課税額のほうに追いついていないというような状況になってございます。

続きまして、収入未済額についてですが、先ほども申し上げましたが、昨年度まで特別徴収だった方が、税額の増減で普通徴収に変わりまして、納め忘れている方というのが多いことが主な理由なのですけれども、令和5年度に関しましては、前年度と比較しますと約倍になってございますのは、昨年度、年度末にぎりぎりまで修正申告をされた方がおりまして、その方の収納が年度末までに間に合わなかったのが、今回収入未済となってしまった額が100万円ほど多くなっているのが現状でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 収入未済なのですけれども、先ほどの国保のところ、還付未済があったところが収入未済のところにマイナスがついていたわけです。今回これがないというのは、もう本人に返されているからないというふうに理解してよいのか、伺いたと思います。

それから、普通徴収の方が約倍増えているということで、私もちょっとこれ金額を見て驚いたのですけれども、なるほど、ぎりぎりのところだったので間に合わなかったと。そうですか。そうすると、現時点ではかなり、一昨年と同じぐらいのところまで入金というか入っているという理解でよろしいのでしょうか。確認です。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

特別徴収のほうのゼロというのは、やはり収入未済のほうは皆さん納め忘れがなくなっているからゼロという形で、ここの結果は……すみません……

〔「還付未済のほうの、それが」と言う人あり〕

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 失礼いたしました。還付未済のほうの理由でございますが、特別徴収の方は年金からも引かれていますので、死亡手続、亡くなった方の手続がまだされていない方というのが多数ございますので、それが還付未済の額で上がってございます。

あと、普通徴収の収入未済のほうですが、その後、年度切り替わりまして修正申告された方につ

きましては収納していただきましたので、それを引きますと昨年度と同じぐらの金額等になってございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 還付未済がここに金額37万6,000円と出ているわけです。先ほどの国保は、同じ金額が収入未済のほうにも出ていたわけです。これは、本人に返していなかったからだという理由だったわけなのですが、こちらは本人に返しているのですから収入未済のほうはゼロになっているわけなのですか、そこをお願いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

この時点で特別徴収のところにございます収入未済につきましては、年度末までに本人のところに返すことができなかった部分の金額になってございますので、その後、年度を越えましても、遺族の方からとか手続等がございましたらその分は返すふうな形になってございますので、今現在の年度末の時点での金額ということでご承知いただければと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 186ページですけれども、保険料の収入状況のうちの特別徴収と普通徴収の人数を伺います。今聞いていると、普通徴収に回る方というのは、年金のほかに財産が増えた方というふうに考えたほうがいいのかどうか。

もう一つ、186ページですけれども、保険料軽減人数は2,129人で64%が軽減対象ですけれども、軽減されない方が36%になるわけですが、所得の状況はどのような感じになっているのか伺いたしたいと思います。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

まず、特別徴収の人数ですが2,405人、普通徴収の人数が883人となってございます。どんな方が普通徴収のほうにということで、収入が高くなったからということの質問でございますが、前年度の収入、土地等を売って一時的に収入が高くなって、それでそのときに特別徴収になっていたものが、次の年は一時的な収入がなくなった場合は、やはり今度は年金の額が、特別徴収のときに期別で分けて課税されていた部分が高い部分になってございますので、そうすると翌年の仮徴収のときには、上半期でその分が全部引かれてしまうような形になってしまいますので、そうすると後半部分で、今度それが特別徴収ができずに普通徴収に戻ってしまうという方が主な方かと考えております。

続きまして、保険料の軽減されない方の所得ということですが、保険料につきましては、同じ世帯の被保険者の方と世帯主の総所得の合計で判定してございますので、世帯主が高齢者でない場合もございます。一概に軽減されない方の所得というのは、今現在ちょっと把握できてはございません。ただし、軽減のかからない所得が幾らなのかと申しますと、被保険者1人世帯の場合で申し上げますと、判定基準が97万5,000円以上の所得の方、年金収入で見ますと222万5,000円以上の方は、軽減がかからない状況となっております。

以上です。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、後期高齢者というのは保険料は世帯ごとですか。おかしいな。保険料は世帯ごとではなくて本人ごとではないかと思うのですけれども、そのうちの世帯者のうちに扶養になっていると、その部分が世帯の保険料に加算されるというか、あれっ、私の認識と違ってあるなと今考えたのですけれども、どのような感じになるのですか。おかしいな。

○狹守勝義委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

夫婦、年金をもらっている方のご世帯だったらよろしいのですけれども、例えばの話ですが、世帯主がお子様で、お父様、お母様どちらかが扶養にというふうな場合ですと、一応その軽減の計算方法としましては、同一世帯の中の被保険者及び世帯主の所得の総金額で判定するような形になってございますので、そうしますと、極端な例で申し上げますと、高齢者の方がもう年金収入で全然所得がない、ゼロ円の方の場合で、子どもさんが世帯主で収入があるという形になりますと、その子どもさんの収入がそこそこある場合には、軽減がかからない世帯になってしまいますので、そうしますと一概に、では所得がないから軽減がかかるというふうには言えずに、所得がなくても、お子さんが世帯主で所得があるために軽減がかからない世帯になってしまいますので、だからちょっと一概に所得のほうで幾らか、では、極端な話、そういう方がいっぱいいる場合には、所得はないけれども、皆さん軽減がかかっていない世帯になってしまうというのが、ちょっと一つの極端な例で申し上げますとそういった例がございますので、一概に所得が少ない、軽減がかかる世帯はとなりますと、一般的に今、皆さんがイメージされるのは、ご夫婦で年金もらっていらっしゃる方か1人世帯とか、そういったイメージがあるかと思いますが、そうではなく、後期高齢ではない方の世帯主の場合には軽減がかからない場合のほうが多い場合がございますので、そういった例もありますということを申し上げたいと思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件
を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時35分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、先ほど答弁漏れがありました税務課から答弁の申出を受けていますので、許可したいと思います。

都築収納対策室長。

○都築葉子税務課収納対策室長 先ほどは申し訳ございませんでした。

国保税の差押えの件数と金額についてですが、件数が10件で、金額のほうが100万655円になります。

以上です。

○狹守勝義委員長 それでは、引き続き会議を開きたいと思います。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 認定第4号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件
を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、藤野委員から質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうからは3点です。

主要施策の195ページ、ここにサービスの未利用者数が出ております。これについての課題についてお聞かせください。

それから、同じく196ページ、歳入の状況について、国庫支出金及び県支出金の前年比減額の理由は。

それから、主要施策の213ページ、一般会計繰出金、前年比増額の理由は。

以上です。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

簾藤長寿生がいき課長。

○簾藤久史長寿生がいき課長 答えいたします。

まず、1点目ですが、介護認定を受けたのにもかかわらず介護サービスを利用しない方が222名おりますが、この中には、当面介護サービスを利用する予定はないが、いざという時のために取りあえず認定を受けておこうという方、また病院から勧められたので、サービスを利用する予定はないけれども認定を受けておこうと、こういう方も含まれております。認定を受けて介護サービスを利用したいのに利用できない、そういう声は今のところ町に届いておりませんので、現状では大きな課題はないと考えております。

2点目になります。主要な施策の198ページをお願いいたします。2つ目の2款1項1目の国の介護給付費負担金になります。約2億6,100万円の歳入となっております。令和4年度が約2億9,000万円なので、約2,900万円の減です。県の介護給付費負担金は、右の199ページ一番下、4款1項1目で約2億2,000万円になります。令和4年度が約2億4,500万円でしたので、2,600万円の減となっております。実は、介護給付費負担金なのですが、算定方法が独特でありまして、町からの申請に基づくものではございません。国が計算して一方的に金額が決まります。今回の決算の令和5年度の場合になりますが、令和3年度の実績額と過年度の伸び率から国が計算して決定されるものでございます。県の介護給付費負担金も国に準じて、同じような算定方法で決まります。町の予算につきましては、介護保険事業計画に基づき歳出を見込み、そこから国、県、町等の負担割合に応じた金額を歳入として計上しております。国、県の内示が3月末になっているため、どうしても町の歳入予算との乖離が生じてしまいます。それで、差額につきましては、翌年度に精算という形を行っております。

すみません、195ページにお戻りください。主要な施策195ページをお願いいたします。2番、決算の概要でございます。この表の5番、翌年度精算金を御覧ください。令和4年度は約1億3,500万円でした。歳入が減ったことにより令和5年度の精算金は約3,000万円に減っております。

続きまして、3点目につきましてお答えいたします。一般会計繰出金は、令和4年度に一般会計から介護保険特別会計に町の負担分として繰入れした金額を、令和4年度の実績に基づき後年度精算で令和5年度に一般会計に戻した金額となっております。令和4年度は、新型コロナウイルスの影響で介護サービスの利用が見込みよりも少なかったために前年度より精算金が増えました。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、サービス未利用者のところでは、利用したいのに利用できないという声

がないということだったですね。ただ私が、私の周りも含めて見てみますと、本来利用したほうが、家庭の方も楽になるというケースも見受けられるのです。その方が利用していないとかというケースはちょっとあります。やはり本来的にサービスを利用することによって、いろんな形で、家庭の中の介護で苦しんでいる、大変になっているというケースも救われると思うのです。ですから、その辺のいわゆるその広報というのかお勧めというのか、その辺を5年度については、そういう取組があったのかどうかについてお聞きいたします。

では、それだけでいいです。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

広報という面でございますが、3年に1度にはなるのですが、まず介護保険制度を知っていただくということを含めまして、今回第9期の計画、令和6年度から令和8年度の3年間の計画を立てましたので、その概略版のパンフレットといたしまして、広報7月号に全世帯に差し込みをいたしまして、町民全世帯の方にまず介護保険制度を知っていただくということで、それを目的としてパンフレットを配布しております。それと、窓口のほうにという面では、地域包括支援センターで広報に毎月1ページの欄を設けておりますので、その中で年1回とか2回になりますが、相談窓口はここですと、お困り事がありましたら相談に来てくださいという形で周知をしておりますので、窓口にご相談にお見えになった方には、より詳しいパンフレットで親切丁寧に説明をしておりますので、そういった対応は広報という面でしております。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、2点お願いします。

1点目は、主要な施策の197ページ、保険料の状況、収納状況で、普通徴収（現年度分、滞納繰越分）収入未済額の件数と理由。

それと2点目が、主要施策の同じく197ページ、普通徴収、過年度滞納分、不納欠損額の実件数42件の徴収できなかった理由をお願いします。

○狛守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えします。

まず、普通徴収、収入未済額の実件数と理由についてお答えいたします。まず、実件数ですが、現年度分、令和5年度分です。こちらが44人、241件です。過年度分が44人、222件です。理由ですが、令和5年度分の滞納介護保険料44名の状況において、分かる範囲内で個々のケースを確認したものを申し上げます。死亡が1名、転出等が5名であります。また、所得が低いと納入が難しいと思われる方が7名です。そして、介護保険料の所得段階において、本人が住民税課税である第6段階以上に該当する方が14名でした。こちらは、介護保険の十分なご理解をいただくことが難しい

方であると言えます。

続きまして、139番のご質問、不納欠損額の実件数42件の徴収できなかった理由をお答えします。まずこちら、死亡により徴収ができなかったものが7件、転出により徴収できなかったものが2件でした。残りの33件は、督促状、催告書、未納のお知らせなどの送付など、これらによる再三のお願いにもかかわらず、納付には至らなかったものであります。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、普通徴収と特別徴収、それぞれの人員は分かりますか。

○狛守勝義委員長 その1点でよろしいですか。

では、答弁を求めます。

吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、普通徴収と特別徴収の人員についてお答えいたします。

滞納者に関しては、こちらは全て普通徴収になっております。

以上です。

○狛守勝義委員長 吉本委員、どうぞ。

○吉本秀二委員 普通徴収になっている理由を教えてくださいと思いますけれども。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

介護保険料の納入方法は、先ほど町民課の後期高齢で吉田副課長がご答弁申し上げましたように、年金天引きの特別徴収とご自身で納めていただく普通徴収の2種類ございまして、条件的には同じでございまして、先ほど吉田副課長が答弁しましたが、例えば土地の譲渡、売ったことによって一時的に急激に収入が増えたとかそういったことは、今まで特別徴収であった場合でも一時的に普通徴収に切り替わってしまいますので、そういった方がまれに滞納になってしまうこともございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 212ページの認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の中で、ここには消耗品と通信運搬費が書いてありますけれども、そうではなくて、何か所でどこの地域で行ったのか。また、実績について伺います。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

まず、この実施回数ということなのですが、認知症の講座ということではよろしいのでしょうか。

○狛守勝義委員長 どうぞ。

○畠山美幸委員 講座というか、キャラバン・メイトさんが来て、認知症サポーターの講座というのかな、その回数と地域をお伺いします。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

認知症サポーター養成講座なのですけれども、令和5年度におきまして4か所実施しております。場所は、志賀2区自治会館、それから玉ノ岡中学校、それから北部交流センター、それから菅谷中学校の以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしますと、地域では2か所、志賀2区と北部交流センターと、中学校で玉中と菅中と、学校でやっているということは、生徒さんを対象に講座をやっていたのか、あと学年は全員だったのか、お聞きしたいと思います。トータルで何人ぐらいの方がオレンジリングをもらうような状況になったのかお伺いします。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えいたします。

菅谷中学校、玉ノ岡中学校、それぞれ中学校3年生が対象になっております。先ほど地区で4か所というふうに申し上げましたが、まず志賀2区自治会館のほうでは、住民の方を対象に18人参加されています。それから、玉ノ岡中学校3年生46人、それから北部交流センターでは、脳の健康教室というのを行ってまして、その受講生19人に講座を開催しております。最後に、菅谷中学校3年生が62人でございます。合わせて145人の方が受講されまして、このオレンジリング、それからサポーターを修了しましたという、こういうカードというのですか、その認定証をお渡ししました。以上です。

○狛守勝義委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 町内においてキャラバン・メイトさんになっている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○狛守勝義委員長 川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 キャラバン・メイトの数は、今8人でございます。以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目が介護保険料についてなのですが、鳩山町は低く抑えられていますので評価されているわけですね。本町との違いについて伺いたいと思います。

2点目ですけれども、先ほどの吉本委員の答弁に、課税者14人の方が払ってもらっていないということであったわけですが、この方は、そうするとずっともう払っていないわけなのですか。まず、そこを確認させていただきたいと思います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

川上副課長。

○川上 力長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうで、まず196ページ、介護保険料、鳩山町は低く評価されている。本町との違いは何かについてお答えさせていただきます。

令和3年から5年の介護保険料について、嵐山町の基礎月額額は5,000円です。鳩山町につきましては3,800円、これは埼玉県内でも最も安い額となっています。県内平均は5,480円ですので、鳩山町が大幅に低いことが分かります。

さて、ここで本日お配りしている資料を御覧いただきたいと思います。ナンバー188、渋谷委員の質問で資料の提示を求められていたものでございます。よろしいですか。まず、高齢化率の比較ですが、令和6年1月1日現在で、嵐山町が34.8%、鳩山町が46.8%と、嵐山町と比べても高齢化率が高いことが分かります。両町とも埼玉県内で高い高齢化率であり、県平均が26.9%ですので、高齢化が進んでいます。また、養介護、養支援認定率については、令和6年3月末現在で、嵐山町が16.6%、鳩山町が12.8%となり、鳩山町の高齢化率が高いにもかかわらず認定率は抑えられています。

では、なぜ認定率が低いのか、介護保険料が安いのかということですが、鳩山町で行われている各種健康づくりへの取組の結果が認定率を下けているものと考えられます。この取組は一朝一夕では結果が出ません。長年の事業の積み重ねによって成果が表れたと考えます。

以上です。

○狹守勝義委員長 篠藤長寿生きがい課長。

○篠藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

14名の方がずっと払っていなかったかというご質問ですが、そうとは限りません。第1号被保険者として課税になって、特別徴収が始まるまでの間のみお支払いになっていないと。特別徴収が始まってしまえば自動的に天引きされてしまいますので、その間の未納という方もいらっしゃると思います。

以上です。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 鳩山町健康づくり、これがずっと続けてきた結果、保険料が鳩山町は低く抑えられているという、こういう答弁ですよね。そうすると、嵐山町も健康づくり、まだその途中というかなのでしょうけれども、サービス内容の違いというのはあるのですか。

それと、嵐山が健康づくり、今どの程度やっているのか、鳩山町に追いつくまでにどの程度まだかかるかという見通しについて伺いたいと思います。

課税者の14人の関係なのですが、そうですか、特徴が始まるまでの間、特徴になれば強制的に取り立てるといふか収納されるわけですから分かるのですけれども、そうですか、それまでの間が、理解してもらえないので払ってもらえないということなのですか。なるほど。ここはちょっと難し

い問題だね。どういうふうに理解してもらうか。1枚の紙を配ったぐらいでは駄目だと思いますので、皆さんの努力が必要だなと思うのですけれども、その決意というか意気込みというか、伺えればと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、1点目の鳩山町とのサービスの内容の違いという面でございますが、特にサービスの違いはございません。サービスの違いというよりかは、ちょっと言い方は難しいのですが、鳩山は非常に事業に対する参加者、参加率が非常に高いです。嵐山と同じような事業もちろんやっているのですけれども、それに対して、嵐山町では1桁の参加者であっても、鳩山町は同じような事業でも何十人とかそういった参加がございまして、健康づくりに対して、より鳩山町のほうが意識が高い方が多いように感じております。

それで、嵐山町の状況ということなのですが、例えばぷらっと嵐トレという、嵐丸くん体操をやったり、おもいを使った百歳体操をやっている事業なのですが、始まった当初は、6か所はぼんぼんとできて、令和2年度ぐらいまでには各地区で、川島とか志賀2区とか、そういったところへ6か所できたのですけれども、そこからコロナが始まったりそういったものもあったので、なかなかそこからは増えていかなかったのですが、その後、千手堂2区、あと大根将で1か所という形で増えまして、またさらに鎌形、あと川島は人数が増えてきたのもう一か所増えたりという状況で、少しずつではありますが、身近な場所で介護予防の教室ができるような体制を整えておりますので、地味な活動ではあるのですけれども、地域にそういった活動を広げていきたいというふうに今後も考えております。

また、今年度は古里地区、今まで北部では1か所もなかったのですが、古里地区でもぷらっと嵐トレを立ち上げようとして、今、一生懸命動いている状況ですので、今後もそういった活動を継続していきたいと思います。

すみません、これで決意になったでしょうか。

もう一点、未納の状況でございますが、順番逆ですみません。なかなかご理解いただけない方が、どうしてもある程度の方はいらっしゃるのですが、税務課のほうに、窓口に見えた際に連携をしておりますので、個別に案内をしていただいて、介護保険の重要性、助け合いということを丁寧にご説明申し上げて、一部の方は分納でということでご理解をいただいている方もございます。そういった活動を今後も継続して行って、少しでも未納の方を減らして、介護保険制度が公平な制度になるように努力をしていきたいと思います。

以上です。

○狛守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 私も、サービス内容は7、8年前かな、ちょっと比べてみたことがあるのですけれども、そんなにというか、嵐山も違いはないなと思ったのです。やっぱり参加者の人数、おっしゃったように人数の違いなのだろうなと。そのときは人数は分からなかったのですけれども、そこが違うのだろうなとは思っていました。今はっきりとおっしゃっていただいたので、やはりそこかということで、どうやって町民に意識づけしていくかというのが、保険料の軽減に、値上げを抑えていくことになっていくわけですので、そこが課題だなと思うのです。鳩山町から、行って学んだりとかというのはしているのですか。どのように意識づけをしてきたのかということ、今後どういうふうに町民に働きかけていこうかという、何かあれば伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 篠藤長寿生きがい課長。

○篠藤久史長寿生きがい課長 川口委員さんがおっしゃるように、参加者を増やすのは非常に難しい課題でして、我々も苦慮をしているところなのですが、今回ご質問、今日の方でご質問いただいたので、担当のほうから鳩山町に状況を詳しくお聞きした経緯もございますので、また鳩山町の地域包括支援センターも同じ包括同士でつながっておりますので、まず電話で内容をお聞きした程度で、細部までは勉強できていないので、比企郡では吉見町と鳩山町が介護予防のほうが進んでいるというふうに私も認識しておりますので、先に進んでいるところを参考によく勉強して、少しでも介護予防の意識を持つ方が増えていただいて、参加者が増えるような形に持っていければと考えております。

以上です。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 195ページなのですが、施設介護利用者が23名の増加です。理由を伺いたいと思うのです。これは、利用人数の枠が増えたかどうかということです。

それから、194ページ、先ほどなかなか面白いというか、いつもこうやって見ていただいているのですけれども、いろいろな見解も伺ったのですが、一つは東秩父村です。高齢化率が47.4%ですけれども、認定率が0.1%減になっているのですが、これは死亡者が増えてきたから人口縮小によってこうなってきたのかということが一つ伺いたいのと、あと全国的なレベルで考えると、嵐山町を介護保険の担当課としてはどのように評価するか伺いたいと思います。

○狹守勝義委員長 吉川副課長。

○吉川壮司長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 ではまず、施設介護利用者23名の増加理由についてお答えいたします。

主要な施策194ページを御覧ください。下にあります(8)、施設介護サービス受給者数の一覧表を御覧ください。介護老人福祉施設、特別養護老人ホームのことですが、令和5年度の受給者数は134人でした。前年度は122人でしたので、12人の増です。次に、介護老人保健施設、老健とされていますが、こちらは45人、前年度は35人でしたので10人の増、そして介護医療員が1人でした。

前年度はゼロ人でしたので、1人の増です。合わせて23人の増加でした。

この23人の増加理由ですが、入所を希望していた方が入所できたことが一番大きな要因だと考えられます。また、令和5年4月、越生町に新規で100名定員の特別養護老人ホームが開設されました。そこに嵐山町から8名の方が入所されたことも施設介護サービス利用者が増加した理由の一つとなっております。

○狛守勝義委員長 篠藤長寿生きがい課長。

○篠藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、東秩父村の状況ですが、0.1減ったというようなことですが、すみません、東秩父村の状況については分析ができておりません。

それと、2点目の全国的にどう評価するかという点でございますが、お配りした資料を見ますと、全国よりも埼玉県よりも嵐山町は低い状況ではありますが、だんだん、だんだん認定を受ける方が増えております。一般的な話なのですが、例えばニュースなんかで、介護申請をしたのだけれども、窓口で申請をちょっと待ってというか、そういうようなことも、私もネットニュースなんかで見たことはあるのですが、先ほど答弁した中にもあるのですが、今、窓口にお見えになる住民の方から、サービスを使う予定はないのだけれども、取りあえず申請しておきたい。サービスを使わないのだけれども、病院から勧められたから申請だけはしておこうという方がお見えになることがあるのですけれども、そういった方も嵐山町では、ご希望すれば全て申請は受け付けております。そういった面も若干認定率を上げる状況になっているのかなというふうに感じております。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 越生町に100人の特養が増えたということですね。そうすると、私はもう介護施設というか老健のような形のものは、施設としてあまり建設されないのかなというふうに考えていたのですが、それもまだ枠が広がっていくという可能性があるというふうに予測していいということでしょうか。

○狛守勝義委員長 篠藤長寿生きがい課長。

○篠藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

特別養護老人ホームにつきましては県の認可になっておりまして、嵐山町は川越比企という形で、川越とか越生とかその辺を含めた状況で県のほうは計画をしております。そこで、どういったことで特養の新設とか決まっていくという流れなのですけれども、今回、令和6年から8年で第9期の計画を立てました。その計画を全市町村から県が吸い上げまして、どの程度の介護サービスの需要がこれからあるか、特養の入所人数がどのくらいあるかということをもとにまず全県で把握して、さらに川越の比企圏内で把握をしております。そこで県のほうで川越比企圏内に今回の計画では、この9期の計画においても何か所、別途幾つとか、新設を認める方針であるというような形で、まず県の

ほうで計画を立てております。そこで、最終的に応募があった事業者があれば特養の新設が、申請をして、条件を満たせば認められるわけなのですが、そういった状況で決まっていますので、嵐山町のほうで特養の方が十分間に合っておりましても、川越比企管内で特養の新設がありますので、嵐山はいっぱいなのだけれども、ある事業者は嵐山に特養を造りたいとか、当然そういった場合もございますので、そういったことを踏まえて施設の新規というのは決まっています。すみません、説明が下手で申し訳ございません。

以上です。

○狛守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 介護保険で言いますと、ヘルパーさんの料金が下がってくることが非常に問題になっていますが、それとは別に、それがあるからこそ介護保険の施設のほうに国が予算を使うというふうな可能性もあるというふうに考えていいのでしょうか。これはちょっと分からないな。

○狛守勝義委員長 簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 お答えいたします。

確かに渋谷委員さんおっしゃるように、今回の報酬改定によりましてヘルパーさんの単価は下がりました。ただ、国の説明によりますと、いろんな加算が整理されて、増えた加算もありますので、その辺を精査というか、色々な条件を、特に事業所が条件を満たすことによって加算をもらえれば増えるという説明を国からはされておりますので、その辺はまだ始まったばかりなので何とも言えないのですが、そういった制度設計を国がしたということによっておりますので、町のほうはそれに基づいて介護保険の財政は運営しております。

確かにヘルパーの報酬は下がったのですけれども、上がったものも逆にございますので、ヘルパーさんの報酬を下げて施設に回したとか、そういったことではないと思っております。

以上です。

○狛守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時20分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算書の訂正

○狹守勝義委員長 審査の前に、清水上下水道課長より連絡があるということでございますので、これを許します。

○清水延昭上下水道課長 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。水道事業会計の決算書の訂正のお願いをさせていただきたく存じます。

決算書の373ページ、令和5年度嵐山町水道事業報告書のうち、次のページ、374ページの下から4行目、管路更新率に係る記述の部分でございます。「前年度比0.48ポイントの減、更新率0.23%」とありますところを、正しくは、「前年度比0.03ポイントの減、更新率0.68%」に訂正させていただきたくお願い申し上げます。

また、下段の経営指標の推移の表中、管路更新率の欄の右端、令和5年度の数値を「0.68%」と訂正させていただきたく存じます。

この部分に関しましては、本日も質問をいただいております。大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、訂正のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 認定第5号 令和5年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、吉本委員から質疑をどうぞ。

○吉本秀二委員 それでは、1点お願いいたします。

決算書の377ページと380ページを見ていただきたいと思いますので、377ページに、ここに1から6の布設替え工事が入っているのですが、380ページの重要契約の要旨と書いてあるのですが、ここの表には、この一番下の町道川島33号線配水管の布設替え工事、これが入っていないのですが、これはどういった理由で入っていないのか、それをお尋ねしたいと思います。

○狹守勝義委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 答えさせていただきます。

まず、379ページの4、会計、(1)、重要契約の要旨につきましては、令和5年度において発注

契約した工事委託となります。377ページの2、工事、(1)、建設改良工事の概要につきましては、令和5年度において完成し、検査を受けた工事となります。質問内容としては、管路更新率の中には377ページの工事の内容が反映されます。川島33号線につきましては、令和4年度に発注し、完成自体は令和5年度になって完成検査を受けております。

また、377ページに載っていない379ページの工事につきましては、翌年度6年度になって工事が完了し、検査を受けている状態になっております。そのため、5年度の決算においては記入されていない、含まれていないということになります。

以上です。

○狛守勝義委員長 続きまして、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 県水が増になった理由を伺いたいと思います。

2点目は、給水原価及び供給単価は県水も入っているのか伺いたいと思います。

○狛守勝義委員長 答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、県水受水量が増加になった理由についてお答えいたします。

まず、令和5年度の受水量につきましては、令和4年度と比較しまして、受水量で3万926トン、金額で2,000万円ほど増加しております。増加理由としましては、令和5年の秋、冬の時期の頃から降雨が少なく渇水期となりまして、3つの井戸の水位が激減しました。特に吉田の第3配水場に補給水として井戸の自己水を送る第3水源の水位もかなり落ち込みました。通常、第3配水場への補給水は、時間当たり160トン、1日8時間の運転で1,280トンの町の自己水を送っております。1,280トンの自己水を補給水として毎日送りますと第3水源の水位がますます下がるため、その軽減策として補給水を減量し、県水の受水量を増量したことが年間県水受水量の増加の要因でございます。

以上です。

○狛守勝義委員長 久保主席主査。

○久保かおり上下水道課水道管理担当主席主査 それでは、給水原価及び供給単価についてお答えいたします。

給水原価とは、有収水量1立方メートル当たりの費用となります。計上費用を年間有収水量で割って求めますので、受水費は含まれております。一方、供給単価は有収水量1立方メートル当たりの収益になります。給水収益を年間有収水量で割って求めることから、含まれておりません。

以上となります。

○狛守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 ただいまの答弁で、県水の増加理由のところで訂正をさせていただきたいと存じます。

答弁中、金額が1,000万円増加したと申し上げましたが、正しくは200万円ほどの増加でございます。

以上、訂正させていただきます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 県水の関係なのですが、そうですか。これで、私計算していないので分からないのですが、全体の25%で大体きていたわけですね。これでどのくらいのパーセントになったのか伺いたいと思います。

この渇水期というのは、過去にもこういう経験あったのですか。台風であそこは使えないという時期に県水を入れたというのは、増量させたというのは私も分かっているのですが、渇水期にあったのかどうか、ちょっとご記憶があれば伺いたいと思います。

この渇水期、かなりすごかったのでしょうか。前に嵐山では、県水は受水しなくても全体量は賄うことができると。花見台の工業団地があってもできるというふうに前の課長は言っていたのです。でも、2系統から水を入れたほうが何かあった場合には安全でありますから、2系統から入れているのだということで、私もそれは理解しているのですが、この渇水期がどの程度のものだったのか伺いたいと思います。

そうですか、給水原価には県水が入っているけれども、供給単価のほうには県水が入っていないということで。そうなのか、ちょっとよく意味が分からないなというのがありますが、これはまあいいです。ちょっと確認のためだったので、分かりました。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

県水の受水量に関しましては、もう従前より町の水道事業は水源井戸からの水を75%、県水を25%の3対1を基本として運営しております。委員おっしゃられるとおり、この渇水期につきましては、年度内に受水量が増減する理由でございますけれども、年々においていろいろ気象条件、台風等の気象状態だとか、エリア内におけます急な事業、今度ここに大規模なものを建てるのだというときに、突然受水量を増やしてもらいたいという申出もある場合がございますので、県水についてはその都度都度で増量をお願いしているというところでございます。

台風による原因は別として、渇水期による原因でございますけれども、かつてからいろいろ、嵐山町は井戸水を使っておりますので、ダムの量が減ったとかそういった影響はございません。ただ、冬季に多いのですが、一定期間全く雨の降らない時期などは、かなり井戸水においても影響がございます。もうあからさまに井戸の水位が半分ぐらいになってしまう状態が、昨年度からの井戸の水位の状態でございます。その井戸の水位が下がったところで、今現在賄っている第2配水区エリアや第1配水区エリア、それに加えて、補給水として第3配水区に送っている自己水を加え

ますと、かなりの井戸の影響が出てまいりまして、もう井戸が枯れ果ててしまうようなところまでになってしまいますので、その井戸の水位が回復するまでは、補給水を軽減して県水のほうで増量で賄っているところでございます。県水の増量の際には補正にてお願いするものでございます。

〔「どのぐらいのパーセント」と言う人あり〕

○清水延昭上下水道課長 失礼しました。パーセントでございますけれども、令和5年度に関しましては25.3%でございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか、25.3%ではほとんど誤差の範囲内ぐらいの感じですね。そんなにでは増えていないということなのですか。そうですか。そうすると、何度も申し上げるようですけども、前の課長が、県水は要らないのですよとおっしゃったのですけれども、もうそんなことはないのだと。多分それはその課長の間違いではないかということになるのでしょうか。とても今では、県水なしには嵐山もやっていけないということになるのでしょうか。ちょっとお願いしたいと思います。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まさしく委員おっしゃるとおり、県水がないと嵐山町の水道事業はちょっと賄えない状況でございます。理由といたしましては、平成6年度に花見台工業団地の造成に併せて県水を導入したわけでございます。その当時はまだ創業開始時代で、なかなか全ての工場がフル稼働している状況ではございませんでした。それが年々いろいろな大きな工場、水需要の多い工場が入りまして、現在では、1日に1,500から2,000トンの水を工業団地だけで使用しております。その水を嵐山の自己水から賄うということは、とても賄い切れないので、県水は入れなければならないという状況でございます。

また、県水と自己水の共助の関係にあるということでございますけれども、やはり自己水に何かあれば県水のほうから、県水に何かあれば自己水のほうで、そのときはもう緊急事態ですので、できなくてもやらざるを得ないと考えているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 189番はなしにします。

190番ですけれども、決算書の377ページ、管路更新は主として菅谷地区のどの区間を行ったのか。川島地区ではどの地区を行ったのか。

そしてまた、参考資料の15ページですけれども、経営分析指標で、施設利用率が令和3年、令和4年に比較すると20%の増であるが、この理由を伺います。

○狹守勝義委員長 答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、菅谷地区と川島地区、どこのところをやったのかということについてをお答えします。

まず、菅谷地区につきましては3か所ございまして、初めに駅前の広場の工事に伴いまして配水管の布設替えを行っております。もう一つは、駅前の以前コスモ薬局のところに歩道が拡張したと思いますが、そのところに布設替えを行っております。あともう一か所が、岡松屋さんと中島旅館さんのところの間を学校橋のほうに向かって降りていくところがあるのですが、その区間を行いました。

それと、町道川島33号線ですが、こちらにつきましては、県道深谷―嵐山線のところにミニストップというコンビニエンスストアがあると思うのですが、そこに入って60メートルぐらい過ぎたところをさらに右に曲がったところに町道があるのですけれども、そちらの区間を行いました。

以上です。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私からは、施設利用率の増加要因についてご説明申し上げます。

まず、施設利用率は、1日配水能力に対します1日平均配水量の割合でございまして、施設の利用状況や適正規模を判断する指標となっております。明確な数値基準はございませんが、一般的には数値が高いほど施設を効率的に利用していることを示してございます。令和5年度の嵐山町の施設利用につきましては、分子の1日平均配水量は、年間配水量実績は275万6,000トンでございまして、その1日配水量は7,531トンであります。この量につきましては、例年上下はありますけれども、さほどこの数値的には変わりはありません。一方、分母の1日配水能力につきましては、これは水道施設が1日にどのぐらい井戸から水をくみ上げてよいか、あるいは最大でどこまで県水を受けることができるか、その合算値が1日配水能力でございまして。

また、この量につきましては、県知事から受けている認可の量でございまして。町では、令和5年度に新浄配水場建設に向けまして認可を変更いたしました。併せて1日配水能力についても、1万4,800トンから1万400トンへ変更いたしました。したがって、分子の1日平均配水量が例年とさほど変わらないのに対し、分母の1日配水能力が4,400トン減少したことによりまして施設利用率が20%増加したものでございます。ちなみに、前の認可量1万4,800トンを分母といたしますと、この率は50.89%になります。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和5年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時41分

再 開 午前11時43分

○狹守勝義委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 認定第6号 令和5年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、藤野委員から質疑をどうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、決算書の404ページ、この中で事業報告書、そして（1）の総括事項、その最後のほうですけれども、「今後、公共下水道事業では」という文章の中で、将来投資経費を踏まえた料金算定による財源確保に取り組みと、それからさらにその後で、これは浄化槽の事業ですけれども、将来投資経費を踏まえた適正な料金算定ということで、料金算定という表現が出てまいります。その意味をお聞かせください。

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えいたします。

事業報告書の1の（2）、経営指標に関する事項の下から4段目により、今後、公共下水道と浄化槽事業が取り組むべきことを記載しております。公共下水道事業は、老朽化した管きょやマンホールポンプ場を更新するに当たり、どこをどのように順番で行っていくべきか、ストックマネジメント計画を見直し、更新するにはどのくらいの費用が必要になっていくのかを経営戦略において算定し、その財源確保、主に使用料収入、国庫補助金、企業債などに取り組んでいかなければならないとしております。同様に、浄化槽事業におきましても、町管理型浄化槽の更新、入替え、特に寄付浄化槽の更新を耐用年数に応じて実施していく、また同時に、効率的で無駄のない維持管理を行っていく上で、その費用について使用料収入や国県補助金、企業債などの財源確保と工事費の削減、

維持管理費の削減などに取り組んでいかななくてはならないことを表しております。

以上です。

○狛守勝義委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 この文章では、いわゆる料金算定による財源確保ということなのですね。そうしますと、この中に料金の値上げを考えているのか。必ずしもその料金値上げを前提にはしていないという考えなのか、それをちょっともう少しお聞かせください。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

今年度から経営戦略の見直しを3か年かけて行っております。先ほども述べましたけれども、この経営戦略を策定をして、その後、適正な料金かどうかということ判断していくということなので、ここですぐ値上げを考えているとかということではございません。

○狛守勝義委員長 続きまして、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 決算書の404ページで、下水道未接続世帯への働きかけと、その効果について伺いたと思います。

それから同じく、管きょ老朽化率は13.07%で、これは全て志賀2区ということですよ。それについて、改善率はゼロ%ということです。志賀2区の老朽管対策はどのような状況にあるのか伺います。

○狛守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、まず初めに、下水道の未接続世帯についてお答えいたします。

働きかけといたしましては、個別通知であったり、広報嵐山への掲載を行っております。個別通知につきまして、ちょっと私のほうで調べて分かっている範囲でお答えさせていただきますけれども、平成20年から発送を行っております。おおむね3年に1度程度の周期で個別通知を送っております。直近では令和3年に通知を行ったところで、約400通の通知を発送しております。また毎年、広報嵐山で、ここ数年は11月号ということで、接続のお願いということで記事の掲載をさせていただいております。

効果についてですが、手元で調べて分かる範囲なのですが、切替えの申請状況を見ますと、平成27年からちょっと調べさせていただいたのですが、平成27年から令和3年度の間で、合併であったりくみ取りであったり、単独からの切替えをしていただいたのが、年間25から35件という形で推移しております。ただ、ここ令和4年、5年につきましては10件台ということで、若干落ちております。平成27年から9年間の申請件数、合計で申し上げますと791件、うち切替えをされたものが237件で、率といたしますと申請の中の30%が切替えの申請になっているという状況でございます。そういったことで、通知による一定の効果はあるものと考えております。

続きまして、志賀2区の老朽管対策についてお答え申し上げます。ご承知のとおり、令和2年度ストックマネジメント計画を令和3年から7年の5か年ということで策定しております。この計画では、令和元年に花見台幹線で腐食による陥没事故が起きておりまして、その管路が最重要管路として今位置づけさせていただいて、今現在も点検と更新工事を行っております。今後の志賀2区でございませうけれども、まず令和7年度に8年からのストックマネジメント計画の変更、見直しを行います。あと、国のほうで平成27年から下水道における新たなPPP、PFI事業の促進に向けた検討会というものが設置されております。

下水道における新たなPPP、PFI、ウオーターPPPと呼んでおりますけれども、導入に向けての検討がされておまして、その中でウオーターPPPによるガイドラインというものが示されております。そのガイドラインに示されているものの中で、令和9年度以降、污水管の改築、更新に係る交付金につきましては、このウオーターPPPの導入を決定済みであることが要件化されておりますので、現在町では、昨年度、国でモデル都市として募集がございましたので、募集に応募いたしまして選定されております。今年度、既に会議等を持っておりますけれども、国の支援をいただきながら、今検討を進めているところでございます。町といたしましては、そのウオーターPPPを導入いたしまして、これから順次準備を進めていくわけですが、令和10年を事業開始ということで作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 下水道未接続世帯への働きかけなのですが、これは高齢化でだんだん亡くなっていらっしゃる方もいると思うのですが、そういった方への働きかけというのはしていらっしゃるのですか。それはちょっと難しいかなと思ひながら伺ひます。

PPPとPFI事業なのではございますけれども、PPP事業というのは、全部公共事業を民間が行うという形に変わっていくということですか。私ちょっとこのところは理解できていないので、お伺ひします。

○狹守勝義委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、未接続世帯への高齢者への働きかけということでございますけれども、すみません、未接続世帯の世帯年齢とかというところまではちょっと確認が取れませんので、基本的には、ご通知を申し上げるのは、現在公共下水道区域内であつて、かつ下水道に未接続である、かつ水道を現在使われているところに対して通知をするという形で今作業をさせていただいております。

あと、ウオーターPPPなのではございますけれども、官民連携ということで、全てを民間ということではなくて、今後の作業の中でどこまでをウオーターPPPに盛り込むかということも含めて、今検討をしているところでございます。今後、当然業者に対しても調査を、こういったことができるかと

か、そういった導入可能性調査等も順次行っていきますので、ちょっとここでどういう形になるかというのがまだ申し上げられない状況でございます。基本的には、町のほうで考えているのは、まず志賀2区については、個別発注というのはなかなか難しいので、ウオーターP P Pという形で進めたいということで、もともとそういう官民連携でやらなければならないのではないかとということで、前々から少しずつ検討はしていたのですが、ここにきて国の支援をいただけていますので、どういう形でするのがいいか、当然、ほかの管路の維持管理も含めて盛り込むのかどうかというのも、全体をこの後、順次作業を進めて決めていくというところが、今の申し上げられる現状でございます。

以上です。

○狹守勝義委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 少し補足をさせてください。

今、申し上げましたとおり、最終的な運営権、所有権は全て町でございます。同じように、今現在、町管理型浄化槽事業をP F I 事業でやっております。それと同じような考え方でございます。浄化槽を設置して、維持管理をP F I 事業者に行ってもらって、今度は下水道の管きょの入替えや施設、マンホールポンプ場などの維持管理を民間事業者に行ってもらってということでございますので、今現在やっている町管理型浄化槽と少し変わりますけれども、大体同じような形式で行っていくというものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和5年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第46号 令和5年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和5年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○狹守勝義委員長 議案第47号 令和5年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義委員長 討論を終結いたします。

これより議案第47号 令和5年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○狹守勝義委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件並びに議案第46号及び議案第47号の審査は全て終了いたしました。

5 日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでございました。

また、堀江代表監査委員、青柳監査委員、佐久間町長をはじめとする町理事者の皆様には、大変ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと
思います。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

委員長